

平 成 2 5 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

平成25年12月 3 日 開会

平成25年12月17日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成25年第4回美浜町議会定例会会議録目次

12月3日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第4号から議案第61号まで18件一括提案説明	3
散 会	8

12月5日（木曜日）第2号

議事日程	9
会議に付した事件	9
会議に出欠席した議員	9
説明のため出席した者の職、氏名	9
職務のため出席した者の職、氏名	9
開議の宣告	9
町政に対する一般質問	10
○1番 大崎卓夫君	10

1 公共下水道について

- (1) 今一度、やろうと決断した根拠は。
- (2) 町民からは、早急に整備をしてほしいという声はあまり出ていないと思うが町は現状をどう見ているか。
- (3) 財政不足に陥るのではと心配している。その理由として都市計画税の減収、新規の住宅地の頭打ち、人口減少等マイナス材料ばかりですが町はどう見ているか。

○5番 山本辰見君	17
-----------------	----

1 低コスト型下水道整備計画における疑問点、課題について

- (1) 町長が「やれるという判断で進める」前提には、町民の理解と納得が先ではないか、町長の考えを問う。
- (2) 町財政の長期的見通し、町民各世帯の負担する経費も含めて、どのように進めていくのか。
- (3) 計画人口の見通し、中でも年々増加している高齢者世帯の動向をどのように位置づけているか。また、加入率の目標は。
- (4) 計画では西部地区の最後の方が加入できるのは今から何年後で、その時点での高齢者

世帯（加入）の見通しをどう描いているのか。

(5) 町民各世帯の負担する経費はどのようなものが想定されて、どのくらいの負担が強いられるのか。大幅に増加することにならないか。

(6) 高負荷対応型オキシデーションディッチ法は実用段階と聞いているが取り入れられている自治体はあるか。また、現地視察等は済んでいるのか。

2 先般の防災訓練の反省と教訓について

(1) 各自主防災会毎の反省会で出された成果・意見・要望をどのように掌握し、今後の防災計画に生かそうとしているか。

(2) その中でも緊急に整備されたい内容にはどのようなものがあり、町として対応しようとしているのか。

(3) 特に一時避難場所・避難経路について、町として把握し、自主防災地域ごとの解りやすいマップを町が援助して作成しないか。

(4) 樋門の開閉操作は消防団に委託してるが、緊急の場合、消防団OB、町職員OB、自営業者等に樋門操作補助員として訓練・登録していただくことは可能か。

3 聴覚障害者の方々へのヒアリンググループ（聴覚障害磁気グループ）の支援について

(1) 町内で聴覚障害の方々は何のくらいいるか。また、高齢者の方で加齢による聴覚障害（補聴器利用等）はどの程度とらえているか。

(2) 近隣市町村など（または愛知県内）の活用状況はどうか。

(3) 町として準備し、必要に応じて貸し出しも含めた利用方法を検討されたい。町としてこの事業の見通しはどうか。町長の意気込みは。

○ 6 番 鈴木美代子君 2 7

1 美浜町の公共下水道整備について

(1) 公共下水道と合併浄化槽との違いは。（性能と経費）

(2) 今まで合併浄化槽を推進してきたが、町全体でどのくらい普及し成果・評価はどう考えているか。

(3) 合併浄化槽の人たちは、公共下水道になったとき本管につなぐ必要があるのか。

(4) 公共下水道における住民負担は。また、合併浄化槽の人が本管につなぐときの費用は。

(5) 市街化調整区域の人たちをどう考えているのか。また、都市計画税を払ってきた人たちとの「平等・公平」はどう考えているのか。

(6) 公共下水道をやろうと判断したのなら財政状況は心配ないのか。

(7) 町長は方針転換について、議会、住民等によく説明し、了解を得たのか。これまでの町長の姿勢は勇み足ともとれるがどうか。

2 介護保険について

○ 2 番 中川博夫君 3 6

1 公共下水道の問題点について

(1) いつごろから計画をし始めたのか。また、そのきっかけは何だったのか。

(2) なぜ、今までの合併浄化槽処理から公共下水道処理に変更を考えるようになったのか。

(3) 愛知県下で、公共下水道整備済み市町村はどの程度あるのか。

- (4) 事業を実施した場合の費用はどのくらいか。
- (5) 対象区域は、市街化区域の全部か。また、市街化調整区域も予定しているのか。
- (6) 合併浄化槽設置に補助を出しているがどの段階でやめるのか。
- (7) 維持管理に都市計画税は充当できるのか。また、一般会計からの繰り入れは考えているのか。

散 会 4 3

12月6日（金曜日）第3号

議事日程 4 5

会議に付した事件 4 5

会議に出欠席した議員 4 5

説明のため出席した者の職、氏名 4 5

職務のため出席した者の職、氏名 4 5

開議の宣告 4 5

町政に対する一般質問 4 6

○7番 野田増男君 4 6

1 消防用ホースサイズ変更等について。

- (1) 今使用している65ミリホースを50ミリまたは40ミリに変更したらどうか。
- (2) 消火栓ボックス内の器具等、管理と更新時期は。（ホースの更新目安は）。
- 2 美浜町が使用している奥田中山池近隣の土地は今後どのように活用していく考えか。

○11番 丸田博雅君 5 2

1 公共下水道事業に関して再度問う。

- (1) 公共下水道事業の最初の計画は、いつ頃だったのか。
- (2) コストキャップ型下水道共同研究の経過はどの様だったのか。
- (3) 事業の対象は市街化区域に限定するのか。
- (4) 広報等に事業費139億円とあるが、この根拠は。
- (5) 現行計画とは何か。
- (6) 今後の調査は何を調査するのか。
- (7) 一過性の財政負担ではないが、長期にわたる美浜町の財政に問題はないか。

○10番 山本和久君 5 8

1 河和港駐車場について。

- (1) 一般の住民が利用できるのはいつからか。
- (2) 駐車場の管理はどのように行う予定か。
- (3) 駐車料金はいくらか。
- (4) 駐車場の利用者はどのくらいと見込んでいるか。

2 災害時用備蓄食料及び飲料水について。

- (1) 本町の食料備蓄に対する基本的考えは。
- (2) 現在の備蓄場所はどこか。また、その標高はどのくらいか。

(3) 現在の備蓄量はどのくらいか。

(4) 避難所ごとの分散備蓄等、複数個所での備蓄を考えているか。

散 会	6 4
-----------	-----

12月10日（火曜日）第4号

議事日程	6 5
会議に付した事件	6 5
会議に出欠席した議員	6 5
説明のため出席した者の職、氏名	6 6
職務のため出席した者の職、氏名	6 6
開議の宣告	6 6
議案第45号（質疑・委員会付託）	6 7
議案第46号（質疑・委員会付託）	6 7
議案第47号（質疑・委員会付託）	6 7
議案第48号（質疑・委員会付託）	6 7
議案第49号（質疑・委員会付託）	6 8
議案第50号（質疑・委員会付託）	6 9
議案第51号（質疑・委員会付託）	6 9
議案第52号（質疑・委員会付託）	7 0
議案第53号（質疑・委員会付託）	7 0
議案第54号（質疑・委員会付託）	7 1
議案第55号（質疑・委員会付託）	7 1
議案第56号（質疑・委員会付託）	7 2
議案第57号（質疑・委員会付託）	7 2
議案第58号（質疑・委員会付託）	7 3
議案第59号（質疑・委員会付託）	7 4
議案第60号（質疑・委員会付託）	7 4
議案第61号（質疑・委員会付託）	7 4
発議第8号（提案説明・質疑）	7 5
発議第9号（提案説明・質疑）	7 5
請願第2号（提案説明・質疑・委員会付託）	7 6
散 会	7 7

12月17日（火曜日）第5号

議事日程	7 9
会議に付した事件	7 9
会議に出欠席した議員	8 0
説明のため出席した者の職、氏名	8 0

職務のため出席した者の職、氏名	8 0
開議の宣告	8 0
議案第45号から議案第57号まで13件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 1
議案第58号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 5
議案第59号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 7
議案第60号から議案第61号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 9
発議第8号（討論・採決）	1 0 0
発議第9号（討論・採決）	1 0 2
発議第10号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 3
請願第2号（委員長報告・討論・採決）	1 0 4
発議第11号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 6
議会閉会中の継続調査事件について	1 0 7
閉 会	1 0 8

平成25年12月 3 日（火曜日）

第 4 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録（第 1 号）

平成25年12月 3 日（火曜日） 午前 9 時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第4号 専決処分事項の報告について

議案第45号 知多地区農業共済事務組合の解散について

議案第46号 知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

議案第47号 知多地区農業共済事務組合規約の一部改正について

議案第48号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 美浜町地域の元気臨時交付金基金の設置及び管理に関する条例について

議案第52号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第53号 美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例について

議案第54号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第55号 美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第57号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第58号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

議案第60号 平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1 番 大 崎 卓 夫 君

3 番 石 田 秀 夫 君

5 番 山 本 辰 見 君

7 番 野 田 増 男 君

9 番 杉 浦 剛 君

11番 丸 田 博 雅 君

13番 磯 部 輝 次 君

2 番 中 川 博 夫 君

4 番 千 賀 莊之助 君

6 番 鈴 木 美代子 君

8 番 森 川 元 晴 君

10番 山 本 和 久 君

12番 島 田 昭 夫 君

14番 家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２２名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	神 谷 信 行 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	榎 山 博 資 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	経 済 環 境 部 長	久 野 元 嗣 君
建 設 部 長	片 岡 勝 君	教 育 部 長	山 森 隆 君
総 務 課 長	牧 守 君	防 災 安 全 課 長	本 多 孝 行 君
税 務 課 長	大 岩 哲 治 君	秘 書 広 報 課 長	谷 川 徳 寿 君
住 民 福 祉 課 長	沼 田 治 義 君	保 険 課 長	山 下 幸 子 君
農 業 水 産 課 長	永 田 哲 弥 君	環 境 保 全 課 長	齋 藤 博 君
土 木 課 長	廣 澤 辰 雄 君	都 市 計 画 課 長	齋 藤 功 君
水 道 課 長	伊 藤 昭 一 君	生 涯 学 習 課 長	坂 本 順 一 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	局長補佐兼 議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前９時００分 開会〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

平成25年第４回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただきありがとうございます。

ことしのカレンダーも残りあと１枚となりましたが、今のところ穏やかな晴天に恵まれ、日中は日差しの暖かさが感じられます。しかし、12月７日土曜日には第８回愛知県市町村対抗駅伝競技会が開催されますが、その当日の７日ごろから天気が崩れるという週間予想でございます。寒さの厳しい季節を迎えようとしていますが、心配でなりません、今からよい天気になりますよう祈っております。頑張ってください。応援に行きます。

なお、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りになるかしていただくようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

町長。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第４回美浜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の折御出席賜りまして、まことにありがとうございました。

12月に入りまして寒さも厳しくなっておりまして、来る７日には暦の上では大雪となり、いよいよ冬本番を迎えることとなります。議員の皆様におかれましては自身の体調管理に努めていただき、この厳しい季節を乗り切っていただきたいと考えております。

本町におきましては新年度予算編成の時期を迎えておりますが、住民を幸せにしたい、すばらしいまちづくり

をしたいという願いは、私ども執行部も議員の皆様も一緒であると考えております。住民の負託に応えるためにも、議員の皆様と大いに議論を尽くして、よりよい結論が導き出せるよう、新年度予算の編成に臨みたいと考えておりますので、大所高所から御指導、御助言をいただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成25年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので報告書の写し、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（磯部輝次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番 中川博夫君、14番 家田昇君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（磯部輝次君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間と決しました。

日程第3 報告第4号 専決処分事項の報告についてから

議案第61号 平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで18件一括提案説明

○議長（磯部輝次君）

日程第3、報告第4号、専決処分事項の報告についてから議案第61号、平成25年度美浜町水道事業会計補正予

算（第1号）まで、以上18件を一括議題とします。

以上18件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、報告第4号、専決処分事項の報告についてを初め18件でございます。全議案お認めいただきますようお願い申し上げ、早速、提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、報告第4号、専決処分事項の報告についてでございますが、この事故は、去る7月12日午後2時45分ごろ、美浜町大字河和字細田288地先、町道4401号線におきまして、本町在住の方が運転する軽自動車町道を走行中、コンクリート路肩舗装の一部隆起が原因と思われる左前輪タイヤのパンク事故が発生しました。この事故に関しまして双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として、車両修理費の5割、5,525円を町が支払うことで協議が整いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について11月21日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき議会で御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われ、本町の直接の負担はございませんので、あわせて御報告いたします。

次に、議案第45号、知多地区農業共済事務組合の解散についてでございますが、農業共済組合等の1県1組合化により、平成26年4月1日に愛知県農業共済組合が設立されることに伴いまして、地方自治法第288条の規定に基づき、平成26年3月31日をもって知多地区農業共済事務組合を解散することについて協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第46号、知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、知多地区農業共済事務組合の財産を全て承継市である半田市に帰属させるもので、同法第289条の規定に基づき協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第47号、知多地区農業共済事務組合規約の一部改正についてでございますが、本改正に当たりまして、知多地区農業共済事務組合は10市町で構成しておりますが、地方自治法施行令第218条の2の規定により、知多地区農業共済事務組合の解散に伴い事務の承継団体を規約に明記する必要があるとあり、同組合管理者から組合規約を改正することにつき、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議を求められましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては、愛知県知事の認可のあった日から施行するものでございます。

次に、議案第48号、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町防災会議委員として出席する自主防災組織の構成員に対して報酬を支払うため、新たに防災会議委員を追加する改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第49号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成24年8月の人事院勧告を受けて、国家公務員が平成26年1月1日より高齢層職員の昇給抑制措置を講ずることに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容といたしましては、55歳を超える職員について、勤務成績が極めて良好、または特に良好な場合に限り昇給させるものでございます。

施行日につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第50号、美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、船員法の一部改正に伴って改正された国家公務員等の旅費に関する法律に準じて、本条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容でございますが、船員である職員が著しく職務を怠ったことなどを理由に当該職員を航海中に免職した場合に、送還にかえて旅費を支給するとともに、その償還を請求するものでございます。

なお、本町には該当する職員はおりませんのでよろしくお願いいたします。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第51号、美浜町地域の元気臨時交付金基金の設置及び管理に関する条例についてでございますが、本年度国より交付されます地域の元気臨時交付金につきましては、現在のところ1億5,163万2,000円が国より交付される予定となっております。この交付金につきましては本年度町単独事業の財源に充当するもので、本年度中に充当し切れない額については基金を造成して積み立て、翌年度事業に充てることが制度として認められております。現時点におきまして、本町では本年度約1億円の充当となりますので、残額を翌年度に執行するため、今回新たに基金条例を制定させていただくものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第52号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、関連する施行令、施行規則が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。今回の主な改正は、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収の規定の改正、金融所得課税について改正をするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成29年1月1日から施行するものでございます。ただし、附則第1条中第1号から第2号に掲げる規定につきましては、各号で定める日から施行するものでございます。

次に、議案第53号、美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例についてでございますが、処理施設の設置許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により都道府県知事が許可権者となっており、本町には許可権限がございません。このため、事前に建設計画を把握することが難しく、町や住民の要望などが受け入れられることなく進んでしまうことが懸念されております。今回の条例制定により、愛知県知事へ許可申請の前に本町への事前協議書の提出や住民との意見交換会を行うことを義務づけることにより、早い段階で設置計画を把握することができ、町はもとより事業者及び住民の理解のもと、環境への影響や安全性の確保などに配慮された施設等が設置されることを促進するため、本条例を制定するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成26年2月1日から施行するものでございます。

次に、議案第54号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例についてでございますが、地方自治法第244条の2及び駐車場法第13条の規定に基づきまして駐車場の名称及び位置を指定し、適正な維持管理を行うため、新たに条例の制定をするものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第55号、美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法及び消費税法の一部が改正されたことに伴いまして、使用料金について消費税相当分の引き上げを行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第56号、美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正の内容につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして延滞金の率を引き下げるもので、施行日につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

また、加入負担金につきましては、地方税法及び消費税法の一部改正に伴いまして消費税相当分を引き上げるもので、施行日につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第57号、美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、消費税法及び地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、加入分担金及び水道料金に係る消費税率を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第58号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、関連する施行令及び施行規則の改正が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、本条例の一部改正をするものでございます。内容といたしましては、住民税における上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第59号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ5,044万5,000円を減額し、補正後の予算総額を71億1,844万7,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、まず、各款にわたりまして、本年度臨時的措置として実施しております職員給与の削減及び人事異動等に伴う人件費の増減額を計上いたしました。

2款総務費におきましては、人事管理費において、臨時職員に係る賃金及び社会保険料、特別職の研修、要望に係る特別旅費を計上させていただきました。基金費におきましては、株式会社愛知道路サービス様の御寄附を文化振興基金に積み立てさせていただきました。

3款民生費におきましては、障害者福祉費において、障害者自立支援給付費等、障害福祉サービス事業について、平成24年度事業費精算に伴う返還金を、児童福祉総務費におきましても、平成24年度児童手当国・県支出金の精算に伴う返還金をそれぞれ計上させていただきました。

また、保育所費において、臨時職員に係る賃金を実績見込みに基づき減額計上させていただくとともに、児童福祉施設費において、東海テレビ福祉文化事業団様からの寄附金を母子通園施設わかば園の備品購入費に充てさせていただきました。

4款衛生費におきましては、環境対策費において住宅用太陽光発電システム設置費補助金を増額計上させていただきました。

また、知多南部衛生組合分担金において、前年度繰越金の精算、人件費の削減等による分担金の減額を計上させていただきました。

6款農林水産業費におきましては、農業振興費において経営体育成支援事業補助金及び新規就農総合支援事業補助金の事業費確定に伴う減額を計上させていただくとともに、農地費において農業集落家庭排水処理施設特別会計の補正に伴う繰出金の減額を計上させていただきました。

また、漁港管理費においては、上野間漁港のしゅんせつに有する経費を計上させていただきました。

8款土木費におきましては、道路維持費において道路維持修繕工事を増額計上させていただきました。また、河川維持費において杉谷川に係る河川測量調査業務委託料を計上させていただきました。

都市計画総務費においては、美浜町交流拠点現地測量調査委託料を計上させていただくとともに、民間木造住宅耐震改修費補助金を増額計上させていただきました。

9款消防費におきましては、常備消防費において、知多南部消防組合分担金について、人件費の削減等による

分担金の減額を計上させていただきました。

また、災害対策費においては、防災会議委員報酬及び高度情報ネットワーク機器無停電装置取替工事を計上させていただきました。

10款教育費におきましては、学校管理費において、小学校施設整備事業として、河和小学校の卒業生である笹川様からの寄附による河和小学校中庭環境整備工事を計上するとともに、平成26年度に予定しております小学校トイレ改修工事实施のための設計業務委託料を計上させていただきました。

また、教育振興費においては、小学校で使用する社会科副読本「みはま」の増刷に要する経費を計上させていただきました。

社会教育費においては、パソコン教室で使用するパソコンの更新に有する経費を計上させていただきました。

なお、体育施設費において、本年9月補正において減額させていただきました総合公園体育館の空調設備更新工事に係る設計委託料を改めて計上させていただいております。これにつきましては、県を通しまして国より来年度の早期実施が可能であれば補助の対象とする旨の連絡があり、確実に補助金を確保し、事業を執行するため、今回計上させていただきましたのでよろしくお願いします。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、14款国庫支出金におきまして、土木費国庫補助金として、民間木造住宅耐震改修事業に係る社会資本整備総合交付金を計上いたしました。

15款県支出金におきましては、農林水産業費県補助金として、新規就農総合支援事業補助金及び経営体育成支援事業補助金の減額を計上するとともに、土木費県補助金として、民間木造住宅耐震改修費補助金を計上いたしました。

17款寄附金におきましては、株式会社愛知道路サービス様、東海テレビ福祉文化事業団様、笹川様からの寄附金を計上いたしました。

20款諸収入におきましては、児童手当負担金過年度精算金を計上いたしました。

また、本補正による剰余金により、18款、財政調整基金繰入金を減額計上させていただきました。

次に、議案第60号、平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ17万3,000円を減額し、補正後の予算総額を3,010万6,000円とするものでございます。

内容でございますが、歳出におきまして美浜町長及び職員の給料の臨時特例に関する条例に基づき、人件費の所要額を減額計上しました。歳入におきましては、一般会計繰入金の減額を計上いたしました。

次に、議案第61号、平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的支出におきまして130万円を減額するものでございます。資本的支出におきましては333万円を減額するものでございます。その内容といたしまして、人事異動及び特例条例による人件費の所要額の減額を計上させていただきました。これにより、補正後の収益的支出は5億193万4,000円となり、資本的支出は1億8,879万9,000円となります。

提案理由の説明は以上でございます。

以上18件につきまして、よろしく御審議いただき、全議案お認めいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす12月4日は休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、あす12月4日は休会することに決しました。

来る12月5日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

〔午前9時33分 散会〕

平成25年12月 5 日（木曜日）

第 4 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録（第 2 号）

平成25年12月5日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大 崎 卓 夫 君	2番	中 川 博 夫 君
3番	石 田 秀 夫 君	4番	千 賀 莊之助 君
5番	山 本 辰 見 君	6番	鈴 木 美代子 君
7番	野 田 増 男 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	杉 浦 剛 君	10番	山 本 和 久 君
11番	丸 田 博 雅 君	12番	島 田 昭 夫 君
13番	磯 部 輝 次 君	14番	家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	神 谷 信 行 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	榎 山 博 資 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	経 済 環 境 部 長	久 野 元 嗣 君
建 設 部 長	片 岡 勝 君	教 育 部 長	山 森 隆 君
総 務 課 長	牧 守 君	防 災 安 全 課 長	本 多 孝 行 君
税 務 課 長	大 岩 哲 治 君	企 画 政 策 課 長	大 井 徳 男 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 福 祉 課 長	沼 田 治 義 君
保 険 課 長	山 下 幸 子 君	健 康 推 進 課 長	飯 味 拓 次 君
農業水産課長	永 田 哲 弥 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環境保全課長	齋 藤 博 君	土 木 課 長	廣 澤 辰 雄 君
都市計画課長	齋 藤 功 君	水 道 課 長	伊 藤 昭 一 君
生涯学習課長	坂 本 順 一 君	学 校 給 食 センター所長	森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	局長補佐兼 議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

師走に入り、犯罪や交通事故を防ぐ年末特別警戒が知多半島の各所で始まりました。同時に、年末交通安全県民運動も、1日から10日間の間、実施中でございます。本町といたしましてもこの運動の一環として、本日朝7時半から一斉に街頭監視活動を実施したところでございます。議員の皆様、また、職員の皆様はもとより、各団体の関係者の皆さん及び多くの住民の方々にも御参加いただきまして、まことにありがとうございました。

ちなみに愛知県は、交通事故死者数が10年連続で全国ワースト県となっております。本年も11月末で191人と、全国最悪とのことでございます。一刻も早く汚名を返上したいところでございます。

さて、傍聴者の皆様、朝早くからお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

また、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう、御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。本日は、そのうち4名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

それでは、大崎君は質問をする準備をしてください。

1番 大崎卓夫君の質問を許可します。大崎卓夫君、質問してください。

〔1番 大崎卓夫君 登席〕

○1番（大崎卓夫君）

皆さん、おはようございます。

あらかじめ議長に提出いたしました通告書に基づいて質問いたします。

本日は、今、町が計画しています公共下水道について、疑問に思っていることを質問いたします。

1点目、日ごろから町長は、身の丈に合った行政という言葉をよく使います。何事にも慎重で堅実なあなたが、

歴代の町長が誰も手をつけなかった大事業をやろうとしています。これまでのいきさつは既に新聞発表や広報などで皆さん承知していることと思いますが、いま一度町長の口から、やろうと決断した根拠を説明してください。

2点目、私も基本的には、公共下水道は整備されなくてはいけないと思っております。しかし、今のところ、少なくとも私の地元を見る限り、個別の浄化槽はかなり普及していると思いますし、部分的には排水の悪いところもありますが大きな問題もなく、住民から早急に公共下水道を整備してほしいという声も聞かれません。町は現状をどう見ているのか、説明してください。

3点目、この事業には莫大な費用がかかります。国や県からの助成があるにせよ、町としてもかなりの負担をしなくてはなりません。町長は現時点でやれると判断し、決断したと思いますが、私はこれから先のことを考えると財源不足に陥るのではないかと心配しています。その理由として、1点、地価の下落による都市計画税の減収、2点、土地区画整備事業による新規の住宅地の供給の頭打ち、3点、人口の減少。以上、マイナス材料ばかりですが、町はどう見ているのでしょうか。

通告書の質問は以上です。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

今回は7人の方から一般質問をいただきました。精いっぱい答えさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

また、傍聴席の皆様方、早朝から御苦労さまでございます。また、お気づきの点がございましたら、またお知らせしていただければよりよい町政になっていくものというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大崎卓夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公共下水道についての御質問の1点目、歴代の町長が誰も手をつけなかった大事業をいま一度やろうと決断した根拠はについてでございますが、本町の下水道に対する検討につきましては従来より継続的に行っておりまして。当初は昭和49年度から検討を開始し、平成8年度には最初の公共下水道基本計画を策定しております。平成8年度の公共下水道全体計画で、建設費約425億円という結果になりました。私になりましてからの平成22年度に実施いたしました美浜町汚水適正処理構想では、建設費約201億円との試算となりました。これを庁舎内で検討した結果、本町の健全な財政を維持することが非常に困難と判断し、先輩町長の方針と同じく個別合併処理浄化槽を推進してまいりました。現在は、小野浦地区の農業集落排水事業以外は、厳しい財政事情を理由に、下水道事業は継続検討となっております。

そのような状況の中、昨年、国土交通省との共同研究が行われ、ある程度の概算工事費、建設費で139億円と報告がされております。この共同研究の成果につきましては、広報、ホームページ等で順次報告を行っているところでございます。

国土交通省は、下水道計画検討の新しいアプローチとしまして、厳しい地方財政を前提とした投資可能額を設定し、新しい低コスト手法の活用を前提に、どのような下水道経営を目指すことができるのかを検討することを目的として、先進型経営モデルプロジェクトであるコストキャップ型下水道調査を開始いたしました。今回、全国下水道未整備の自治体286団体の中から先進的経営コストキャップ型下水道事業に本町を採択していただき、財政規模に見合う下水道整備の可能性を研究させていただきましたので、決して身の丈以上の行政運営というわけではないと捉えております。

しかし、事業を進めるに当たり、より慎重に進行させる必要があると考えております。そこで、今後、基本計画策定調査業務及び詳細設計業務という段階を経まして整備事業費及び維持管理費等の経費を再積算いたし、議会及び住民の皆様にも十分な説明を行い、その上で最終的に実施の可否を判断させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の、町民からは早急に整備してほしいという声は余り出ていないと思うが、町は現状をどう見ているかについてでございますが、望ましい水の循環、水環境の創出という観点からも、公共用水域の水質保全、都市衛生の向上は、自治体が主体性を持って管理して行っていかなければならない事業であり、都市計画法上定められている施設でもあります。実施については以前より、国及び県から事あるごとに、動向を含め、指導を受けております。

現在の愛知県の事業着手率は、54市町村のうち下水道事業に着手している市町村は49の市町村であります。下水道を整備していないのは、豊根村、飛島村、設楽町、南知多町、本町の5町村のみであります。その中で、2つの村は整備しない計画を持っています。また、設楽町は今後、計画を進めていく方向であり、南知多町さんにおきましては計画は現在ないと伺っています。つまり、県内では、本町のみが方向性が示されていないのが実情であります。

また、例えば、店舗等の進出の際、公共下水道がないため出店を見送ったなど、本町の産業振興に支障が出てくることも考えられますし、それに伴う雇用の機会も失われ、人口流出の要因の1つになるとも考えられています。

また、国の今後の政策としまして、河川、橋梁、道路などといった老朽化施設の更新が優先されるとの方針が示されておりますが、今後10年間で下水道整備を実施し、完了見込みの自治体については重点的に補助金を交付するプランを立ち上げております。その1つが今回のコストキャップ型下水道事業となりまして、今、公共下水道の導入を検討することにより補助金の確保ができ、将来に過度な負担を残さずに済むという考えのもとで、導入するかどうかを検討し、その内容を広報で皆様にお知らせしているのが現状でありますので、御理解いただきたく存じます。

また、本事業を検討するに当たり、将来の美浜町の姿を浮かべ、世代間で負担を分かち合いながら美浜町の持続性を保つため、住宅環境整備による定住化、企業の出店意欲の促進、人口流出の歯どめ等を総合的に判断し、今後も「ひと・まち・自然」を大切に、「健康に輝くまち」を目指していく所存でございます。

3点目の、財政不足に陥るのではないかと心配している、その理由として、都市計画税の減収、新規の住宅の頭打ち、人口減少等、マイナス材料ばかりですが、町はどう見ているかについての御質問のうち都市計画税の減収についてでございますが、下水道事業は都市計画税を充当できる事業でございます。当然のことながら、地下の下落等が続けば都市計画税の減収は生じるものと思われます。よって、今回の建設費における都市計画税の年次負担は、平成24年度決算額で申しますと、約2億500万円全額ではなく、最大でおよそ半分の1億円を事業費として計画をされております。

次に、新規の住宅の頭打ちについてでございますが、下水道事業は市街化区域全般に展開するものでありますので、新規土地区画整理事業により住宅供給されれば経営的にありがたいことですが、土地区画整理以外の新規建築、既存の建物からの変更、建て直しに伴う変更等、住民の皆様に接続していただけるような政策が必要であると考えております。

次に、人口の減少についてでございますが、公共下水道は供用開始当初から全ての御家庭が一斉に接続していただけるものではないことは承知をいたしております。合併処理浄化槽の更新、故障時などの機会を捉えて切り

かえをお願いすることになろうかと考えています。

基本的に、各家庭で負担していただく維持管理費は、最も少人数の5人槽の合併処理浄化槽では年間約4万円、下水道は水道の使用量により御負担いただくシステムで、使用料1立方メートル当たり150円と仮にいたしますと、美浜町の平均水道使用量であります月20立方メートル使用では年間約3万6,000円との試算でございまして、接続率と将来推計人口を見ながら過度な施設とならないように試算をいたしております。

また、当初の下水道への接続につきましては、受益者負担金として敷地面積1平方メートル当たり85円で、50坪の敷地ですと1万4,000円ほどになり、宅内配管工事として1件当たり20万円から70万円程度と推測をいたしております。

人口減少につきましても、本事業にとっても大きな課題となってきますが、人口減少が下水道事業に悪影響を与えないような事業規模で積算をさせていただきます。コストキャップ型下水道の試算では、標準設計単価に基づき、さらに低コスト化を図るための手法を採用し、建設費約139億円と試算をされております。今後はさらなる調査業務を行い、業務完了後は詳細な金額を提示させていただき予定でございます。

大崎議員のおっしゃるとおり、事業実施に際しましては検討すべき不安定要素は存在していると考えておりますが、いずれにいたしましても、事業実施には住民及び議員の皆様の御理解、御協力がなければ進むことはできません。今後、さらなる調査、共同研究等を慎重に行い、その結果を皆様方にお知らせし、その上で事業実施の最終的な判断をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

大崎君、再質問はありませんか。

○1番（大崎卓夫君）

公共下水道は整備されているほうが、これはいいに決まっていますよね。これに異議を唱える人は一人もいないと思います。反対する人がいるとしたら、それはお金のことだと思います。工事が何年かかろうと、どのようなやり方をしようと、それに反対する人はまず少数だと思います。問題は、町にしても個人にしてもお金がかかるということです。これをまず、最初に申し上げておきます。

町長ね、今回のこの町長の発表の仕方ですが、ちょっと失敗じゃないですか。というのは、9月18日の新聞発表で、国との共同研究の結果、やれるという判断をし、進めるという言い方をされました。具体的な数字まで出ていましたね。そして、これからさらに詳しく調査して、何年後かに最終的な決定をするということですね。これはちょっとわかりにくいですね。

私だったら、公共下水道を整備したいと思いますが、今、国や県と共同で調査研究しています。何とかやれそうな数字が出ていますので、さらに一、二年かけて詳しく調査し、最終的に決定します。皆さん、その節はよろしく願いますという言い方をしますが、どうですか。

○町長（山下治夫君）

御指摘ありがとうございます。

私も大崎議員のおっしゃる意味で発表させていただいたつもりでございます。特に今回は、国が全国の286の自治体から私どもを選んでいただきました。なおかつ、その調査費用も全額国のほうで持っていていただきます。それを受けまして庁舎内で再検討させていただいた結果、この金額であるのならばできると判断をさせていただきましたので、これならば皆様方にお伝えをし、今後調査をしていくということが一番、今、望ましいという判断をさせていただきました。

繰り返しになりますが、現在はまだ決定したわけではございません。今計画をいただいたものを、今後詳細に検討を進めながら、また皆様方にいろんなことをお知らせし、判断をして、最終決断を招いていきたいというふうに思っておりますので、大崎議員が御指摘されたことにつきましては私も同じ考えだというふうに思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○1番（大崎卓夫君）

公共下水道が整備されていない市町村は、先ほどおっしゃられました、全国では1,700市町村のうち286、愛知県では54のうち5市町村。この数字を、町長、どう思いますか。恥ずかしいと思っておるのか、これまでの歴代の町長は慎重でよかったと考えているのか、どう見えていますか。

○町長（山下治夫君）

恥ずかしいということではなく、今までもいろんな検討を重ねた結果、やむなく公共下水道を継続検討としてきたというのが事実だというふうに思っております。しかし、やっていないことを、やっぱりこれは事実でございますので、その中でたまたま今回モデル事業の中の1つに選んでいただき、その結果ができるというふうな判断をいただきましたので、これは皆様方にいち早くお知らせをし、今から皆様方と一緒に、我々もいろんな詳細をし、それぞれの方々が今不安をいただいていることにつきまして一つ一つクリアをしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今、恥ずかしいということではなく、これは実際、そのとおりだというふうに思っております。

○1番（大崎卓夫君）

今回、公共下水道が整備されていない全国286市町村の中からコストキャップ型下水道事業に本町が選ばれたということですが、何かこれに選ばれたことによって特典でもあるのでしょうか。新しい方式ということですが、ほかの市町村がやってからその結果を見て、それからやるというほうが確実だと思いますが、その点はどうか。

○町長（山下治夫君）

いろんな方法があつて、人がやるのを見てから、いい方法だな、それでやろうという考え方もあるのは事実だと思います。ただし、今回、今先ほど、私、壇上でも述べさせていただきましたが、国といたしましても今後の方針が、今までやってきた橋梁、河川、道路等々の老朽化に伴います維持管理のほうがお金がかかるということで、下水道整備に関しましては今後10年間の間でもうほぼ新規は打ち切りというような情報を得ておりましたので、それにつきましては愛知県さんといろいろ指導を受けながら協議を重ねた結果、たまたま私どもが選ばれたということで、これは、はやりの言葉じゃありませんけど、チャンスは生かすべきではないかなということを思っております。

○1番（大崎卓夫君）

9月18日の町長の新聞発表、それに続く3回にわたる広報の連載で、住民の皆さんにはかなり周知されたことと思います。大方の人が、これはやったほうがいいと、そう言います。しかし、やったほうがいいと言う人でさえ、必ず次の言葉が返ってきます。1点、今の浄化槽に間に合っている。もう一点、そんなことに金を使うんだったらもっとほかに金を使うことがあるだろう。必ずこういうことが返ってきます。

通告書の中でも質問しましたが、私も今の浄化槽方式で余り問題はないのではないかと思っておりますが、これはだめなんですか、今の状況では。

○町長（山下治夫君）

大崎議員がおっしゃるとおりのことは私にも直接耳に入っておりますし、直接多くの町民の方々から伺ってお

ります。

先ほど申し述べましたように、上下水道の整備につきましては、自治体にとりましてこれは責務と考えております。なお、今お住まいの方々に、私もそうですけれども、個人管理をしているわけですね。浄化槽というのはあくまでも個人が設置をし、個人が管理をされ、維持管理のお金を払っていただいております。今、公共下水道というのは、それを公共で賄おうと。個人の方々は使用料を払っていただき、維持管理全て行政のほうで賄っていくということでございます。これは、例えば新しい家を建てる方におかれましては、公共があれば接続だけで済みます。ところが、公共がない、我々もそうでしたけれども、ですから、自分で浄化槽を設置し、自己管理として、今、住民の方々に御負担をおかけしておるというのも事実でございます。

そうした中、まだこれから詳細な計画はしますけれども、先ほどの5人槽の浄化槽の例えで言えば、大体合併浄化槽では年間4万円ほどかかっているということでございます。それにつきまして、公共下水でやりますと水道の使用量で計算しますと、大体水道料金20立米当たりが平均だということでございますから、そうしますと年間3万6,000円だということに結果が出ておりますので、その点につきましてはいろいろな点で御説明申し上げながら御理解いただきたいように進めてまいります、あくまでもこれは行政の責務として取り組んでいかないとはいけないということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○1番（大崎卓夫君）

次号の広報から順次説明があると思いますが、あえてここで質問いたします。そんなくだらんことを聞くのかということをお願いします。

加入するというのは、これ、強制的ですか、自由ですか。どちらですか。

○建設部長（片岡 勝君）

加入は、下水道排水区域に指定された後に供用開始が当然始まってきます。そうした中で、3年以内に接続すると、こういう下水道法の義務がございます。また、下水道区域に指定された後は建築基準法の適用も受けますので、一応下水道排水区域と、そういった都市計画決定を出された時点で供用開始がなされれば、3年以内の接続が義務と、こういうことになります。

○1番（大崎卓夫君）

配管工事ですけど、これは全部町がやってくれるんですか。

○建設部長（片岡 勝君）

現在のこの139億円の試算につきましては、幹線、枝線、そこまでの部分を、もちろん処理場も含めますけど、それが入っております。そうした中で、個人家庭からの接続につきましては、オーソドックスな形で申しますとあくまで個人負担だということになりますが、この139億円の中で、今言いますように幹線、枝線、処理場がそういったもので数字が出されておりますが、この枝線につきましても、国交省のほう、効果促進事業というものがございまして、それに対する接続補助、そういったこともやれるということは聞いております。また、それに対して、個人の接続につきましては町が負担するというケースで接続された町村もございます。そういったことも総合的に含めまして検討に入りたいと、こんなふうに思っております。

○1番（大崎卓夫君）

先ほども話がありましたが、この下水道使用料、これ、単価、立米150円、美浜町の平均月使用料は20立米で3,000円、年間3万6,000円ですね。これで維持管理費と汚水処理費用は全部賄えるんですか。

○建設部長（片岡 勝君）

今大崎さんが言われました数字につきましては、150円という下水道使用料の単価、これは総務省のほうから

の1つの形の目安の単価でもございますが、そういった概算積算139億をした場合、150円という設定をさせていただいております。それと、今言いますように、月使用料につきましては、20立米とすれば1世帯当たり3,000円、消費税は抜きでございますが3,000円となります。

そして、前もお示しさせていただいたと思いますが、維持管理費につきましては、現在の概算整備費の試算では維持管理費が1億2,000万円。先ほど言いました汚水原価が立米150円。もちろんそれにつきましては、町長が冒頭にも説明をさせていただいておりますが、加入率を80%持っていきたいということで、良好な下水道整備にあわせて管理が整っていくと、こんなふうに思っております。

○1番（大崎卓夫君）

加入率が低いと、あとは、不足分は町の持ち出しということですね。

○建設部長（片岡 勝君）

ええ。当然この試算が、加入接続率80%ということで1つの良好な運営管理ができるという前提でございますので、もしというか、仮にそういった低率な接続率である場合は、やむを得ず一般会計からの一時的な投入は発生してくるのかなと、こんなふうに思っております。

○1番（大崎卓夫君）

もっともっと質問したいんですが、時間も余っているので質問したいんですが、残りまだ4人も同じことを質問いたしますので、これぐらいにしたいと思います。

最後に、もしこの事業をやるとしたら、美浜町始まって以来の大事業になりますよね。やってよかった、やらないほうがよかったという答えが出るのは20年、30年後になりますよね。後世の人たちに負担を強いるようなことは絶対避けなければいけないと思います。最後に町長のそこら辺の覚悟をお聞きして質問を終わりたいと思います。

○町長（山下治夫君）

今、大崎議員の御質問をそうやくだと考えて物をあえて申しますと、総論的には賛成だと、それは誰も、そんなことはみんなわかっておると、ところが、現在、困っていないじゃないか、困っていないのを、なぜ将来に不安があるような負担をかけた事業をするのかという御指摘だと思います。我々も十分そのことにつきましては認識をいたしておりますし、今後、これをやはり私としまして、時の町長として、あのときにもっともっと研究しておけばよかったということだけは言われないうに、いま少しお時間をいただき、議会、町民の皆様方の御賛同をいただきながら調査をさせていただき、こうこうこういう状態ですから、やれるならやる、やれないなら諦めたということは正式に発表していくのが私の責務ではないかなというふうに感じております。

また、今困っていないのにこれから公共が始まったら数年以内に接続しなきゃいけない、困っていないのに金なんか出せるかということにつきましても、今、現状を少しお話ししますと、町の公共下水がないために、新しくおうちを建てられる方は御自身で浄化槽を埋められております。そのことにつきまして補助をさせていただいております。また、単独浄化槽から合併浄化槽、また、くみ取り式から合併浄化槽へのときにも、単独浄化槽の場合であれば処分費も補助金を出していただいて合併をさせていただいております。そういうようなことを勘案いたしますと、今ここで額ははっきり申せませんが、やはり多くの町民の方々の生活が向上するように、我々としてはどれだけ税金が投入できるか等々につきましては、今後の計画が進んだ段階で皆様方にお示しできるのではないかなというふうに感じております。

繰り返しになりますが、今、多くの方々のお声を聞いておりますと、困っておらんのに何でやるのかということにつきましては、これは行政の責務として、やはり愛知県内、全国を見ましても、未整備のところにつきまし

ては、今、方向性を決めなきゃいけないときになっております。ですから、今、私の思いは、あのときの町長としてということになったときに、精いっぱい調査研究をさせていただき、国・県の御指導を仰ぎながら、また、町民、また、議会のほうにも全てをお知らせして判断をしてみたいというふう思っておりますので、どうかいましばらくお時間をいただきながら我々も説明責任を果たしていきたいというふうに思っております。

ただ、今現在では全てのものを説明できるだけの調査設計の段階ではございませんので、今後は調査を進めさせていただきたい方向でまたお願いをしてみたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、大崎卓夫君の質問を終わります。大崎君は自席に戻ってください。

〔1 番 大崎卓夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、山本辰見君は質問する準備をしてください。

5 番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問をしてください。

〔5 番 山本辰見君 登席〕

○5 番（山本辰見君）

おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出してあります発言通告に基づいて、順次質問させていただきます。町長初め当局の皆さんの明快なる答弁を求めるものであります。

特に今回は、しょっぱなに町長からもありましたように、下水道の特別議会じゃないかなと思うような形で、多々ダブることがあるかと思ひますけれども、私なりに感じたところを質問させていただきたいと思ひます。

1 点目が、低コスト型下水道整備計画における問題点、疑問点、いわゆる課題についてであります。

これまで美浜町では、長年にわたり検討してきた結果、下水処理の方向は合併浄化方式が望ましい、こういうのにされて、国の補助金も利用して合併浄化槽を設置してきました。25年度もその方針だと捉えております。これで間違いないと思ひますけれども、いかがでしょうか。

今回の研究はこれを根本的に変更するものであります。町長が新聞発表でやれるという判断で進めるというのは、一部の町民の中から、は先走りではないのかと、こうも指摘されております。といいますのは、この課題の前提としては、町民の理解と納得が前提ではないかと思うわけです。そこをまだ判断も仰いでいない段階でどうなのか、このことを1 点目で問いたいと思ひます。

2 点目は、低コスト型下水道整備計画について国との共同研究をする、このこと自体が議会にも町民にも余り詳細な説明がないまま進められてきました。町民の皆さんに意見を仰いだわけでもありませんし、住民代表であります私たち議員、あるいは議会に対しても、この研究が出た後でも簡単な説明よりまだありません。もちろん意見集約もまだでございますけれども、私は、町財政の長期的な見通し、あるいは、これから出されるとは思ひますけれども、町民の各世帯が負担する経費、これらを含めて、今の研究の段階からもっと町民に構想あるいは資料等を提示して開示するのがしかるべきではないかと考えます。今後、これらの問題についてどのような段取りで進めようとしているのか、お尋ねします。

3 点目は、この下水道計画についての人口の見通し、中でも特に年々増加している高齢者の世帯の動向をどう位置づけているのか、また、先ほど加入率80%というのがありましたけれども、これをどのように見込んでいるのか、将来的に80%、私はいかんと言っているわけではありませんけれども、これがどういう形で進んでいくの

か、お尋ねしたいと思います。

これまでの計画では32年間かかると言われていました。先ほどの平成22年のときの201億円の計画ですけれども、今度の計画では、研究では、全体で11年間で整備できるとなっております。順調に進んだ場合においても、計画では、私は野間のほうに住んでいるわけですがけれども、西部地区のほうが後回しになりますから、最後のほうの方が今の考えている計画でも15年ぐらい先になるかと思います。正確には今からどのくらい先になるのか、後で説明いただきたいと思いますけれども、その時点で、いわゆる、私は今六十幾つです、15年先ということは75、80に近いぐらいの年になりますけれども、その時点で高齢者の方がどんな姿だろうということを描いているのか、説明を願いたいと思います。

5点目は、研究成果では、建設費が約3割、維持費で2割削減となっております。町長は、国との共同研究第1号と自負しておりました。先ほどの同僚議員の質問でも、何かメリットはあるのかという言い方をしましたけれども、例えば、第1号ですから、思い切って国からの補助率が高まるとか、そういったメリットは何かあるのか、お尋ねしたいと思います。

そして、もう一点、大きなことになりますけれども、町民の各世帯が負担する経費はどんなものが想定されているのか、そして、標準的なうちでどのくらいの負担をしなければならないのか、先ほど一定説明がありましたからダブるかと思いますがお願いしたいと思います。

大きな2点……。ごめんなさい。もう一点あります。

今、ホームページで10ページぐらいの研究資料があります。ぜひ皆さんも見てくださいと思いますけど、その中に、オキシデーションディッチ法、OD法というのが説明がありましたけれども、これがどんな仕組みで、今ようやく実用段階に入ったということを聞いておりますけれども、ほかの自治体なり衛生組合の関係で取り入れているところはあるのか、もう研究から1年もたっているわけですから、そこに町として現地調査なり現地を見てきているのか、お尋ねしたいと思います。

大きな2点目でございます。

11月17日に実施されました防災訓練、県との合同の訓練でしたけれども、この反省と教訓に学んで、私はきめ細やかな防災事業が取り組まなければならないと考えます。久しぶりに行われた総合訓練でありますけれども、本部として町全体の成果はそれぞれあると思いますから、そのことは私も評価しておりますけれども、今大事なのは、それぞれの地域、自主防災組織ごとの住民目線に立ったこれからの防災事業を展開することではないかなと考えます。

1点目、それぞれ各自主防災ごとに避難訓練なりしたわけですがけれども、そこから出された成果とか意見、要望を町としてどのように掌握して取りまとめているのでしょうか。そして、それを今後の防災計画にどう生かそうとしているのか、お尋ねします。

2点目は、ダブりますけれども、その中でも緊急に整備してほしい、こういう内容がどういふのがあるのか、町としてそれをどのように対応しているのか伺います。

3点目は、特に一時避難場所、避難経路についてでございますけれども、町として、ぜひ私は、地元というか、各自主防災会のほうからの話を取りまとめて、地域ごとにわかりやすいマップを町の責任として、あるいは町のほうが援助してつくっていただきたい、このことをどう捉えているのか。以前に私、繰り返しのことを発言しておりますけれども、南知多町で、今サンプルを持ってきていません、町のほうは持っていますのであえて示しません、本当にわかりやすい、部落ごと、学区単位よりもっと小さい部落ごとに絵でぱっと見てわかる形の絵を示しています。そういうのをぜひ学んでつくっていただきたいと思っております。

それから、4点目は、さきの訓練で、実際に私の地元からも出ました。疑問と提案が出されました。大型の樋門がありますけれども、この開閉操作は基本的には消防団に委託しております。委託というか、消防団が担当しております。

緊急の場合には、例えば、地震があったときには、多くの消防団、若い方たちはサラリーマンで、地元になくて勤めている方が多いのではないかとということで、日中ですと人員の確保に苦勞されると想定されます。

私は、提案も含めてですけれども、近所に住んでみえる消防団員のOBの方、あるいは町職員のOB、役職におった方、あるいは自営業者で店で勤めている方とか、そういう方々に、樋門の操作の、正式な名称はわかりません、樋門の操作補助員みたいな形で訓練もして登録していただくことはできないのか、お尋ねしたいと思います。

大きい3点目です。

聴覚障害者の方々のためにヒアリングループというのがあります。まだ余り公になっていないことだと思いますけど、いわゆる聴覚障害者の方たちを磁気ループというので応援する設備でございますけれども、ぜひ美浜町として準備して、必要に応じて貸し出しも含めた利用方法を検討していただきたいと思っています。

年齢を重ねてきますと、目も悪くなったり聞こえも悪くなります。国の長寿医療研究センター、ここの研究によりますと、高齢者になりますと5人に1人ぐらいが聴力の障害を持って、補聴器を利用してくる人がふえています。しかし、補聴器も万能ではなくて、多くの人が集まるところでの、例えば講演会だとか、体育館等のところでは、雑音も一緒に拾うものですからわんわんとしてなかなか言っていることがわからない、こういうことがあると知り合いの方からも聞きました。

こんなときに威力を発揮するのが磁気誘導ループシステムといいまして、例えば今50人ぐらいの会場、ここにぐるっと磁気のループを回して、それが補聴器のほうに信号として届くと。いわゆるラジオのイヤホンを使った形のような形のすごく聞こえがいい設備でございますけれども、これをぜひ取り入れていきたいと。

具体的には、美浜町で聴覚障害者の方がどのくらいいるのか、把握しておるでしょうか。それから、その人数に登録されていないと思いますけれども、高齢者の方は、加齢による、いわゆる聴覚障害、補聴器を利用する方がふえると思いますけれども、どのぐらいの割合でいると捉えているのか、お答えをお願いします。

この設備、最近では名古屋市、江南市、あるいは愛知県議会の傍聴席、それから、リストをもらいましたら15の自治体で、愛知県でも隣の武豊町とか大府市とかもあります。町としてこの事業を、どういう見通しを持っているのか、それから、近隣市町でどんな使われ方をしているのか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

この今の事業は、高齢者の方々がぜひ社会参加してほしいと、表に出てほしいということを支援したいということで取り上げました。こういう形ですと元気な生活を送ることができますし、ぜひこれを町として準備し、先ほど話しましたように必要に応じて貸し出しも含めて利用方法を検討していただきたいと思います。町長の意気込みをぜひお尋ねするものでございます。

壇上からの質問は以上で終わらせていただきます。

○建設部長（片岡 勝君）

山本辰見議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの質問で町長が御答弁させていただいたのが今回の下水道事業の中身の全てだと思いますが、再度になりますが説明させていただきます。

低コスト型下水道整備計画における疑問点、課題についての御質問の1点目でございます。町長がやれるとい

う判断で進める前提には町民の理解と納得が先ではないか、町長の考えを問うについてでございますが、本町におきます下水道事業につきましては、過去の検討の中で市街化区域を中心といたしまして集合処理である公共下水道が望ましいということは既に思っております。

ただし、公共下水道整備につきましては、美浜町負担額が多額であり、財政事情が厳しい中では将来負担が大きくなると、こういうことで継続検討とされてきた経緯がございます。

そのような中、今回、美浜町をモデルとして国土交通省が新たなコストキャップ型下水道という低コスト手法を用いた下水道事業の整備積算を行っていただきました、概算でございますが。その結果、本町の財政規模でも下水道を実施できる可能性がある事業費が提示されました。議員も御承知のとおりだと思います。

今後におきましては、概算整備費についてさらなる調査をさせていただきまして、住民の皆様の負担額、本町の負担額等を把握した上で住民さん及び議員さんの皆様方に御説明させていただきたいと、このように考えております。

続きまして、2点目の、町財政の長期見通し、町民各世帯の負担する経費も含めてどのように進めていくのかについてでございますが、コストキャップ型下水道の国土交通省との共同研究につきましては、下水道未普及地域に対する公共下水道整備に関する調査研究で、この研究結果を受けて本町において適用の可能性があるかどうかを研究するものでありまして、この成果が即公共下水道の整備着手につながるものではございませんので御理解いただきたいと存じます。

本町といたしましては、この研究成果を受けて、今後の調査研究を踏まえて公共下水道整備につなげていけるかを判断する前段階のものでございます。今後の調査によりまして整備積算が、根拠ができた段階で、住民の皆様方、議員の皆様方にお知らせをさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

3点目の、計画人口の見直し、中でも年々増加している高齢者世帯の動向をどのように位置づけているか、また、加入率の目標はについてでございますが、本コストキャップ型下水道計画では、コーホート要因法を用いまして計画人口を、平成42年度を目標といたしまして、東部地区1万1,148名、西部地区6,271人として、合わせまして1万7,419人と設定させていただいております。この計画の値といたしましては、各世代、各地区別に、死亡率、移動率等を考慮した手法を用いて算定しているものでございます。また、御指摘の高齢者世帯動向を踏まえた積算といたしましては、高齢者のみの世帯等の動向も踏まえまして、さらに10%の人口減を見込んだ数値でございます。また、高齢化を考慮し、人口減少を反映した水洗化率となっております、最終的には、先ほどから申しておりますが、接続率を80%に持っていきたいと、このように考えております。

4点目の、計画では西部地区の最後の方が加入できるのは今から何年後で、その時点で高齢者世帯の見通しをどう描いているのかについてでございますが、西部地区の最終供用開始は整備着手開始後11年目となろうかと思っております。高齢者世帯の見通しにつきましては先ほどの御質問にお答えしたとおりでございますので、人口予測をしております。

続きまして、5点目の、町民各世帯の負担する経費はどのようなものが想定され、どのくらいの負担が強いられるのか、大幅に増加することにならないかについてでございますが、5人槽の合併浄化槽の最低維持管理費用は年当たり約4万円で、下水道の場合は使用料が1立米当たり150円。先ほども説明させていただいておりますが、月20立米の使用で年間約3万6,000円と算定いたしております。また、下水道接続についての住民負担は、まず、受益者負担金として敷地面積1平方メートル当たり85円、仮に50坪の敷地でありますと1万4,000円程度になろうかと思っております。宅地配管工事といたしましては、これにつきましては20万円から70万円程度と予定、推測をしております。

続きまして、6点目の、高負荷対応型オキシゲーションディッチ法は実用段階と聞いているが、取り入れられている自治体はあるか、また、現地視察等は済んでいるかの御質問についてでございますが、御質問の高負荷対応型オキシゲーションディッチ法につきましては、これは高知県の香南市にて、高知大学、民間事業者のもと、実証実験が終了しております。運用が開始されていると国土交通省よりお聞きもしております。

今後も、新技術、もしくは民間の提案によりますより高性能で低コストの手法があれば積極的に今回の調査に採用していくようなことも検討するために、今後でございますが、調査委託費を計上させていただき、進めたいと、こんなふうと考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

また、このような新技術に関しての現地視察につきましては、今回国土交通省より示されました低コスト手法も含めて調査の段階でございますので、もうしばらく今後の検討としていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

私からは、今回の訓練についての総括的な部分についてお答えをさせていただき、詳細につきましては担当部長より御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、11月17日に実施いたしました愛知県・美浜町津波・地震防災訓練には、小・中学生を含む住民の皆様方5,345名のほか、訓練参加機関、消防団員、学校職員等を含め、確認できただけでも6,224人の参加をいただき、おかげさまで無事終了することができました。議員の皆様にもそれぞれの立場で参加いただいたことを含め、区長を初めとして関係する皆様方に対し、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

約1年間の準備期間を要し、多くの参加機関の御協力により実施できました今回の訓練でございますが、大村愛知県知事も訓練翌日の県幹部会におきまして美浜町での訓練は大変よかった旨の発言をされたとお聞きをいたしております。これも、町内各地区の学校や自主防災会のほか、これら関係する皆様方が積極的に訓練に参加されたたまものであると感謝申し上げます。

今回の貴重な機会における反省と教訓を生かし、今後も町行政を遂行してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○総務部長（森田 篤君）

それでは、大きな2点目の御質問にお答えさせていただきます。

一般の防災訓練の反省と教訓についての御質問の1点目、各自主防災会ごとの反省会で出された成果、意見、要望をどのように掌握し、今後の防災計画に生かそうとしているかについてでございますが、各自主防災会における反省会の実施状況につきましては役場で把握はしておりませんが、要望等につきましては随時お聞きしてまいりたいと考えております。

なお、11月17日に実施しました防災訓練につきましては、現在、愛知県から各参加団体の代表者にアンケートをお願いしておりまして、その回答期限は12月6日となっておりますので、結果の取りまとめはもうしばらく先となります。このアンケートは単によかった、悪かったに丸印をつけるのではなく、感じたこと、問題点として把握したことを自由にお書きいただき、参加機関のお気持ちをそのまま拝見できるようにしております。また、一般住民の方にも当日会場においてアンケートをお願いいたしましたが、こちらにも、丸印をつける項目に加えて、意見、感想などを記載していただくようになっております。

このように、皆様方の思いを集約した上で今後の防災計画に生かしてまいりたいと考えておりますし、また、

今回のアンケートに限らず、いつでも御意見をお聞かせいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、今回のアンケート結果につきましては公表する予定であり、現在、方法を検討しておりますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

2点目の、その中でも緊急に整備されたい内容にはどのようなものがあり、町として対応しようとしているかについてでございますが、先ほどお答えさせていただきましたとおり、今時点におきまして、各自主防災会を含む各参加機関にお願いをしましたアンケートは回収中でありまして、お答えできる状況には至っておりませんので、御理解くださるようお願いをいたします。もちろん、結果がまとまれば町の防災施策を施行する上での貴重な意見として活用してまいりたいと思っております。

なお、このアンケートに限らず、ふだんからも住民の皆様方の要望を把握した上で可能な限り施策に反映するように努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いをいたします。

次に、3点目の、一時避難所、避難経路について町として把握して、自主防災地域ごとのわかりやすいマップを町が援助して作成しないかについてでございますが、本年度予算におきまして防災マップを作成するための予算をお認めいただいております、現在、町全体のマップを作成中でございます。このマップを利用しまして別途小学校区ごとの詳細版の防災マップも作成する予定でございますが、これは各地区が作成するものに対する補助ではなく、町の事業として行うものでございます。なお、各地区が自主的にマップ等を作成することがございましたら、可能な範囲内で積極的に協力してまいりたいと考えております。

さて、避難経路につきましては、過日の議会において議員からの御質問に対してお答えしましたとおり、地元の地形、町並み等を熟知されている方々が、あそこは通れなくなるかもしれないという危険な場所を避け、臨機応変に、より現実的に即して決定されることが大切でありますので、避難ルートを町が事前に決定するのではなく、災害発生時に危険な状態となる可能性がある場所を、本人はもとより第三者の目で確認し、避難時の利用を避けることが望ましいと考えております。避難には、急傾斜地等の危険が伴う場所を経由することなく、可能な限り安全な経路を利用することが望ましいものであります。

今後、愛知県から発表される予定の津波浸水域データ等も活用の上、住民みずから自分にとって避難先としてふさわしい場所と経路を確認できるよう、避難方向を例示することなどを検討した上で各種施策を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

4点目の、樋門の開閉操作は消防団に委託しているが、緊急の場合、消防団員OB、町職員OB、自営業者等に操作補助員として訓練、登録をしていただくことは可能かについてでございますが、美浜町におきましては、樋門等の操作訓練、異常気象時の開閉を消防団にお願いしているところでございます。

平日の日中に津波警報が発表されるなどの緊急時につきましても消防団に出動を指示しておりますが、仮に操作可能な団員が不在であれば、それぞれ本町のほうにおきまして樋門等を担当する町の職員に対応を指示する体制となっております。

御質問のような消防団OB等の活用につきましては、参考までに武豊町が、南海トラフ巨大地震の津波に備え、武豊町地域水門操作設置要綱を本年の9月15日に施行しております。18カ所の樋門のうち14カ所の施設について、各二、三名、総人員39名の操作員を、任期1年で沿岸部の住民に操作を委嘱しております。操作の人選につきましては、地元の区長さんより候補者を推薦していただき、町長が委嘱をしておると、このようにお聞きしております。

操作員の身分は非常勤特別職で、樋門等の操作において災害が発生した場合には公務上の災害でありますので、公務災害補償等に関する条例の定めるところによる補償となるそうでございます。操作する時期は、伊勢湾、三河湾に津波警報または大津波警報が発表されたときに閉門操作を行うと、このように聞いております。

本年11月17日に、先ほども総務部長の説明がありましたが、愛知県・美浜町津波・地震防災訓練では、消防団によります津波に対する樋門等の閉門操作を行っていただきました。避難所まで退避する訓練を行ったところでございます。地元に着した消防団の郷土愛、強固な団結力とボランティア精神のもとに樋門操作を行っていただいておりますので、深く感謝しておりますのでございます。

消防団員OB等の活用でございますが、アンケートを含め情報収集するとともに、消防団の御意見をお聞きしながら検討してまいりたいと、こんなふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○厚生部長（岩瀬知平君）

それでは、次の、聴覚障害者の方々への聴覚障害磁気ループの支援についての御質問でございますが、聴覚障害磁気ループとは、議員も説明されたとおり、聴覚障害者用の補聴器を補助する放送設備のことでございますが、音声信号磁界を発生させるワイヤを輪のようにはわせることから、通称磁気ループ、もしくはヒアリングループと呼ばれているものでございます。このシステムによりまして、補聴器を使用している方は明瞭な音声を聴取することができるものでございます。

それでは、1点目の、美浜町内で聴覚障害者の方々は何のくらいいるのか、また、高齢者の方で加齢による補聴器利用等の聴覚障害の方はどの程度と捉えているのかについてでございますが、現在、本町で障害者手帳を持ち、聴覚障害の方は42名でございます。このうち、補聴器の支給を受けている方は10名でございます。また、障害者手帳を持っていない高齢者の方で、加齢による補聴器をお持ちの聴覚障害のある方につきましては把握はできませんので、よろしくお願いいたします。

2点目の、近隣市町村などの活用状況はどうかについてでございますが、知多半島では聴覚障害磁気ループを導入している自治体は、大府市、知多市、武豊町の2市1町と聞いております。

その活用方法は、大府市では議場や勤労文化会館に常設をされており、知多市、武豊町では移動型機器を社会福祉協議会が保管して、各種会議で活用していると聞いております。

3点目の、町としてこの事業を準備し、必要に応じ貸し出しも含めた利用方法を検討されたい、町としてこの事業の見通しはどうか、町長の意気込みはについてでございますが、議員御指摘のとおり、この聴覚障害ループの導入が、高齢者や聴覚に障害がある方の社会参加と、より多くの情報を得やすい環境づくりを推進するための有効な手段の1つであると考えております。

ですが、町民の間ではこのような装置について余り知られていないのが現状でございますが、私ども、町民から直接町に対しまして、このような装置を導入してほしいという旨の要望もございませんので、まずは聴覚障害磁気ループシステムの存在やその有効性について周知をしていくことが大切であると考えております。

また、貸し出しも含めた利用方法につきましては、既に導入している先進地の状況を踏まえまして、調査研究してまいりたいと考えております。

町としましては、利用ニーズ、近隣市町村の導入状況、聴覚障害磁気ループシステムの効果等を調査研究し、導入の可否等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○5番（山本辰見君）

私はちょっと項目も多いのであれですけど、前も指摘しました。一々質問の文章を読み上げることはやめて率直に答弁に入ってほしいと思っているところでございます。

具体的に下水道のことでお伺いします。先ほど、加入率を80%と見ているということですが、私は、現在で、今、愛知県の中でも現在で下水道をやっているところでも75%ぐらい、名古屋市を除くと六十数%、名古屋市は加入数がすごく高いと思いますけれども、そういうことでいくと、80%を目標とするのはいいと思うんですけど、当初は50%とか55%とかいう形から始まっていくんじゃないかと、何年か、数年間は。5年後としておりましたけれども、実は12月号の広報の資料で水洗化率というのがあって、これが多分加入率ということだと思いますが、80%を想定しているけれども50%だったらどうだというのは、先ほど町長の答弁で1億円ぐらいの都市計画税を使ってやれるということですけども、50%ぐらいの加入だと1億8,000万かかると、そういうことですね。それから、使用料が先ほど立米当たり85円と言いましたけれども、この近くの市町は350円になっているんですけど、その辺は、その3分の1か4分の1にできる理由はどういうことでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

ちょっと質問内容があれですけど、まず、加入率でございますが、これにつきましては再三言っているように80%でございます。補足になりますが、これにつきましても、この総体事業139億円以外に、前も述べさせていただきましてですけど効果促進事業というものがございまして、接続、受益者負担金、これ、それから、取りつけの個人の取り付け管、そういったものに効果促進事業費、国費がつきます。これを対応することも可能であると。また、先ほど言いましたですけど、市町によってはこの接続に関し、町単独で補助金を出して接続の向上に努めておると。こういう手法をとって、一遍に80%の加入というのは町長が言いますように無理でございますが、そういった住民の負担が楽になるような形を考えて進めていきたいと、こういうことで80%の設定をさせていただいております。

それと、先ほど山本議員の言われました使用料、85円ではございません。150円と、私、説明させていただいております。

350円というのは、恐らく武豊町が350円だというふうに……。

○5番（山本辰見君）

済みません。私、85円、350円は使用料じゃなくて受益者負担のことでございますけれども、近隣の市町では、受益者負担、町長が先ほど1平米当たり85円で50坪だと1万4,000円とか言いましたけれども、ほかの市町は、この隣近所、350円となっていますから、単純にいくと、ちょっと倍にした場合、100坪で11万とかそのぐらいになります。美浜町の場合、新しいうちだとか、河和台とかそういうところだと100坪とか、そういう感覚でいいかと思うんですけども、農家の方がたくさんあって、それから、旧家の方ですと多分に500坪、あるいは300坪、800坪。これは宅地だけでなく持っている畑地とかなんかも全部該当するわけですけども、そういうことで言いますと、たとえ85円であっても相当な、いわゆる加入金というのか、受益者負担金がかかると思いますが、その辺がすごい心配なのと、この背景に、先ほど単純に高齢者の方がふえるので人口を10%ぐらい少なく見ると言いましたけれども、実際に今高齢者世帯の方、年金だけの方がみえれば、夫婦であっても10万円ない、届かない方が多いかと思えます。その方が本当に、今でさえも固定資産税、都市計画税の負担が現金収入がない中で大変苦労していると思うんですけども、先ほど言いましたように、これから10年後、15年後のときに状況が変わっているとは、私、なかなか思えません。というのは、人口減少の中には、もう頼むで、私はもう名古屋やほかの市町へ若い人たちが出ていっちゃって跡を継ぐ人がいないというような状況だと思いますので、そこら辺について、単純に加入率だけでなく、高齢者の世帯がどうなっているのかというのをどう見て

いるんでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

まず、受益者負担金の関係でございますが、139億円の試算の中に受益者負担金約3億円というふうに見込んでおります。その裏づけといたしましては、市街化区域の下水道区域です。今回、パートワンでお示しさせていただいておる区域でございますが、425ヘクタールでございます。それに、当然のことながら非課税道路等の非課税部分が約94ヘクタールほどございますので、差し引きますと330ヘクタール強の受益面積になろうかと思っておりますので、その85円が約3億円と、こういった試算になります。

それと、高齢者世帯云々という問題は、これは切って切り離せない問題で、十分承知しております。そういったことにつきましても今後の調査の中で、こういった形、全国の事例もございます、そういったことを国土交通省のほうで、そういった運営管理面でも接続も含めまして調査のほうを進めていただいておりますので、あわせて御報告させていただきます。

○5番（山本辰見君）

率直に言って、先ほど同僚議員が強制なのか、3年間で加入するのが義務だと言いましたけれども、例えば85ぐらいになった方が100万近いお金をかけて、わしはもういいわと、強制かもしれんけど俺はもう入らんという方が出てくるんじゃないかということをご心配しております。それは、私、この下水道事業そのものを否定するものではありませんけれども、実態がそういうことがないのか。そのときに、個人もですけれども、町の持ち出しの負担がすごくふえるような気がして仕方がありません。というのは、全然例は違いますが、柿谷の区画整理事業で当初の計画がそのとおりにいかなくて、最後は6,000万からの町の持ち出しがあったという悪い前例がありますから、そういうことにならないように、同僚議員も言いましたけれども、そのことを心配しているところです。

具体的にもう一点、これも町のほうが発行した広報に載っております。使用料が150円としましたけれども95円ぐらいになった、これはそういうふうに読みかえられるのかわかりませんが、立米当たり150円が95円になっただけで、町の負担額は今の計画ですと15.9、16億円ぐらいのコストキャップの事業だけれども、そこが50億円ぐらいになると。それから、年間の負担額が1億円を予定しているのが2億円になる。今のコストキャップの、先ほど説明があった139億円、それから、計画が全体ができ上がって加入率も完璧にいった場合ですから、その途中途中ではそれよりうんと、それが個人に行くのか町が負担するのかですけど、すごくかかることをすごく心配しております。

ちょっと時間がないので、今のところは指摘だけして、答弁は結構です。

それから、先ほど高知県での実用があるといいながら、せっかくそこがあって、もう1年たつんですから、何で町のほうの担当者が、新しい事業が始まるのを、やっているとところに行かないんですか。臨時に立てたってそう大してお金がかからんで行って調査できると思いますけど、そういう具体的に、国のほうに預けっ放しじゃなくて積極的に調査にも動いてほしい。それをぜひ町民に開示していただきたいと思います。

2点目のところで、防災のところで、総務部長からいろいろ答弁がありました。これまでと一緒にです。地域のことは地域が知っているからそっちでやってくれと、言葉は悪いですけどそういう言い方に聞こえます。

町の、いわゆる防災マップというのですか、避難マップ、大きなのがあります。それを今、学区ごとに6ページに分けと言いましたが、私の住んでいるところは70軒ぐらいの部落です。70軒、80軒の部落ですが、そういう部落でも3カ所避難場所があります。当然地元の人が知っているというのはそのとおりです。だから、その地元の人が町が聞いて、私は、自主防災会は18あるわけですから、小学校単位じゃなくてもっときめ細かい、

地元の人が張っておいて、先ほど家で判断すると言いましたけれども、そのうちの人がどこへ行けばいいかというのをいつも見られるような格好の、もっと細かい範囲で、そこには、ひょっとしたら地元から、ここは避難所としたけど手すりをつけてくれないかとか、そういうのがあると思いますから、ぜひそういうところもちょっと書き込んだような、手書きも入れて、そういうことが必要だと思う。それは、やっぱり町が音頭をとってやらないと。

地元の区でも簡単なやつをつくりました。次、もう一回見直しをしようとしています。それから、前に見せてもらいました上野間区では老人会か何かがつくったんじゃないかなと思いますけど、そういう見本がありました。それをやっぱりもうちょっと発展させて、ぜひ私は機会があれば南知多町のある部落の絵を皆さんにも見てもらいたいと思いますけれども、そのことは資料としてもう持っているわけですから、いいのはまねするということが必要だと思います。

それから、もう一点、建設部長が答弁した武豊町では始まったわけですから、何でそれに続いて、ぜひやってみようという前向きな答弁をいただけなかったのか残念ですが、その２点だけお願いします。

○防災安全課長（本多孝行君）

前もお答えしておりますように、避難経路を表示いたしませんのは、避難経路を表示することにより、仮に津波等が起きたときにそこに集中して、実際に多くの方が亡くなったという実績もございます。ですので、そこは避けたほうがいいというところは表示する方向でやらせていただいております。ですので、その道をのけてあちらの方向へ逃げれば安全だということであれば地元の方が御理解いただけるものではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

なぜやらないかということでございますが、答弁もさせていただきましたですけど、消防団の皆さん方にもう一括でお願いして操作をやっていただいております。そうした中でこういう御意見がございますので、先ほど言いましたように、消防団さんの意見も聞きながら検討に入っていきたいと、こういうふうで理解していただきたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

山本君に申します。あと残り時間３分でございます。

ごめんなさい。これで終わりです。最後にしてください。

○５番（山本辰見君）

わかりました。最後、まとめさせてください。

ぜひ今の消防団のこと……。

○議長（磯部輝次君）

これで終わります。

○５番（山本辰見君）

終わりですか。

○議長（磯部輝次君）

はい。

○５番（山本辰見君）

わかりました。

少し前に指摘してほしかったですね。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本辰見君は自席に戻ってください。

〔5 番 山本辰見君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで、休憩といたします。再開を10時55分といたします。

〔午前10時35分 休憩〕

〔午前10時55分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木君は質問をする準備をしてください。

6 番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君、質問してください。

〔6 番 鈴木美代子君 登席〕

○6 番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明快なる答弁を求めるものであります。

まず1点目は、美浜町の公共下水道整備についてであります。

公共下水道事業は齋藤町長の時代から検討されてきました。結局、財政事情が厳しいため、ゴーサインは出ませんでした。そのかわり、放流する水の基準が公共下水道と余り変わらない合併浄化槽設置に補助金を出して推進してきました。平成25年度、国土交通省と美浜町による共同研究により、建設費を3割、維持管理費を2割削減するコストキャップ型下水道事業という手法の成果を得たといえます。

以下、7点についてお伺いします。

1、公共下水道と合併浄化槽の性能というのか、機能と経費の上で違いは何でしょうか。

2、今まで合併浄化槽を推進してきたが、町全体でどのくらい普及し、成果、評価はどのように考えているのか。

3、合併浄化槽の人たちは公共下水道になったとき、本管につなぐ必要があるのか。

公共下水道事業における住民負担は。また、合併浄化槽の人が本管につなぐときの費用は。

5、市街化調整区域の人たちをどう考えているのか。また、都市計画税を払った人たちとの整合性はどうか。

6、公共下水道がやれる、できると判断したのであるなら、財政状況は心配ないのか。

7、町長は方針転換について、議会、住民等によく説明し、了解を得たのか。これまでの町長の姿勢は勇み足ともとれるがどうか。

2点目は、介護保険についてであります。

厚労省が27日に示した介護保険制度の改定案は、次々と方針見直しを余儀なくされています。要支援者向けのサービスを全廃し、市町村に丸投げする方針は市町村の反発に遭い、撤回に追い込まれました。特別養護老人ホームから要介護1・2の人を締め出す方針も、特養以外での生活が著しく困難な場合は認めるとの方針に転換しました。改悪に道理も大義もないことをみずから認めざるを得なくなっております。にもかかわらず、訪問介護と通所介護については市町村へ丸投げ方針を変えていません。国の補助対象となる事業費に上限があるため、市町村はボランティアに任せたり、事業者に支払う単価を引き下げるなど、費用削減を強いられるため、サービス

の低下は避けることはできません。

美浜町において要支援１・２の人たちは何人いて、今後どのような対応を考えていますか。また、美浜町の負担はどの程度になりますか。介護保険の利用者負担についても、一定以上の所有者は現在１割の自己負担を２割に引き上げ、さらに、施設入所の低所得者に対する補助を縮小するなど、手当たり次第の負担増を狙っています。美浜の高齢者を取り巻く介護保険がどのように変えられるのかとても心配ですが、町としてはどのように考えていますか。

以上です。

○建設部長（片岡 勝君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えさせていただきます。

美浜町の公共下水道整備についての御質問の１点目、公共下水道と合併浄化槽との違いはについてでございますが、公共下水道は集合処理の一例でありまして、各家庭の汚水を１カ所にまとめ、処理する方法でございます。それに対しまして、合併処理浄化槽は原則的に、各家庭、各集合住宅で個別に処理する形となっております。また、公共下水道は公共の施設となりますので管理者の美浜町が主体性を持って管理していくということに対しまして、合併処理浄化槽につきましては個人管理、個人負担が原則となっております。

性能につきましては、公共下水道は下水道法に基づきまして水質監視基準が厳しく定められております。その内容基準は環境基本法、水質汚濁防止法で規定されていることに対しまして、合併処理浄化槽は浄化槽法にて規定されております。環境政令で浄化槽製造時の性能について規定されております。したがって、公共下水道は実際の放流水に水質規制がかかっているのに対しまして、合併処理浄化槽は浄化槽製造時の性能に対し水質基準がかかっております。法定点検で確認されているのが現状となっておりますのでございます。

経費でございますが、コストキャップ型下水道では１立米当たり、各家庭では、先ほどから申し上げておりますが１５０円の使用料を算定しており、合併処理浄化槽では、設置人槽での違いは当然ございますが、最少であります５人槽で年間維持費が４万円ほどかかると、このように算定しております。合併浄化槽ではこのほかに、電気代、ブロワー機器等の更新代、浄化槽内の機器の修繕費等が当然のことながら別途個人負担になると、このように考えられます。

続きまして、２点目の、今まで合併処理浄化槽を推進してきたが、町でどのくらい普及し、成果、評価はどのように考えているかについてでございますが、平成２４年度末では本町が把握しております合併処理浄化槽は１,４９６台でございます。約１,５００台でございます。設置につきましては、新築住宅はほとんどのものでございまして、本町の財政的理由で下水道整備を延長してきた影響でもございまして、住民負担をかけてきたと考えております。設置者の皆様には法に基づき水質保全等に御配慮いただき、大変感謝いたしております。

３点目の、合併浄化槽の人たちは公共下水道になったとき、本管につながり必要があるかについてでございますが、下水道区域に指定され、排水区域として公示をされた土地につきましては下水道管に対しまして接続の義務が発生してまいるところでございます。しかし、合併処理浄化槽の設置者の多くが当然補助金を受けていることでもありますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、財産処分規定による縛りを受けていることでもありますので、当面は排水区域から除外するなどの処置が必要で発生してくるのではないかと、このようなことも考えられます。

４点目の、公共下水道における住民負担は、また、合併浄化槽の人が本管につながりときの費用はについてでございますが、公共下水道における住民負担は、先ほどから申し上げておりますが、使用料、受益者負担金、宅内配管の設置費用が主なものとなります。合併処理浄化槽の方は加えて、合併処理浄化槽の処分費等がかかってく

ることも当然考えられます。

5点目の、市街化調整区域の人たちをどう考えているか、また、都市計画税を払ってきた人たちとの平等、公平はどう考えているかについてでございますが、公共下水道整備につきましては、基本的には市街化区域内を網羅する形で整備を実施してまいります、下水道法上、市街化調整区域からの接続を排除したり拒むものではございませんので、御理解いただきたいと思います。市街化調整区域からの接続につきましては原則、受益者負担金にかわりまして当然工事負担金を調整区域の方々にはお願いすることになります、公共下水道に接続していただく方が多くなれば多くなるほど使用料単価にも影響が出ますので、単価が安価になると、こんな傾向が生じてくると、こんなふうに考えております。

6点目の、公共下水道をやろうと判断したのなら財政状況は心配ないかについてでございますが、現在は概算積算をコストキャップ型下水道として行った段階まででございますので、今後、先ほどから申し上げておりますが、調査の検討、説明資料として下水道の基本計画策定業務、それから、詳細における実施計画策定業務等をまとめた事業計画をつくり上げまして、詳細な整備費を出した上で、最終的に事業の実施について判断していくのが先ほどから申し上げておる内容でございます。

7点目の、町長は方針転換について、議会、住民等によく説明し、了解を得たのか、これまでの町長の姿勢は勇み足ともとれるがどうかについてでございますが、現在の整備概算積算につきましては、これまで以上に下水道整備の可能性が見えてきたと、冒頭にも町長、お答えしておりますが、そういった中で、さらに今後の運営管理並びに建設費の検討をさらに進めて判断をしたということになりますので、最終判断につきましては、先ほどから申し上げておりますが、基本計画、詳細設計、事業計画をまとめた上で、これまでも申し上げておるとおり、説明会などを開き、住民の皆様、議会の皆様と話し合いながら決めていくということは全く変わりはありませんので、よろしくお願いいたします。

○厚生部長（岩瀬知平君）

それでは、次に、介護保険についての御質問の要支援1級・2級の人たちが対象から外されることになった、対象はどのくらいいるのか、また、この人たちの対応はどうするのかについてでございますが、要支援の認定者数につきましては、平成25年10月現在で申し上げますと、要支援1の方が99名、要支援2の方が103名、合計202名でございます。その中で実際に介護予防サービスを利用されている方は、平成25年10月分では、要支援の1の方が71名、要支援2の方は60名の合計131名で、認定を受けられた方の約65%が利用されている状況でございます。

また、対応をどうするかについてでございますが、介護予防給付の地域支援事業への移行につきましては、社会保障審議会介護保険部会において検討されていることは承知しておりますが、現時点では、予算措置も含め、詳細な情報は示されておられません。審議会の内容によりますと、新事業の実施時期につきましては、平成27年度から3カ年の経過措置期間を経た平成30年4月の施行予定とされておりまして、厚生労働省では市町村の円滑な事業の実施に向けてガイドラインを策定するという考えがあるとの情報もございますので、今後とも本制度の動向を注視いたしまして、ガイドラインを参考に対応を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君、再質問はございませんか。

○6番（鈴木美代子君）

まず、公共下水道と合併浄化槽、機能と経費ですけれども、機能というか性能というか、放流する水の水質は

どういう規定がありますか。

○建設部長（片岡 勝君）

先ほど説明させていただいた基準法の中での適用ということになります。また、下水道におきましては、水質の処理につきましては完璧を目指すというような形になるうかと思えます。

○6番（鈴木美代子君）

水質についてこういう資料があるんですけども、合併浄化槽のBODの1人当たり2.6グラム、下水道の3グラムよりも低い。一方で、くみ取りは27グラム、単独の浄化槽は32グラムで、水質保全の観点からも合併浄化槽も公共下水と変わらぬ放流水ではきれいな水が流れていると言っていいのではないかなと思いますがいかがですか。

○建設部長（片岡 勝君）

私が申し上げましたのは、合併浄化槽の水質が悪いとか、公共下水道の水質が悪いとか、そういったことを申し上げたわけではございません。基準の設定が冒頭でも説明しました内容での基準での対応になります。

○6番（鈴木美代子君）

美浜町は公共下水道事業をやりたくてもできませんでした、齋藤町長のときからね。合併浄化槽から流れる、放流される水と公共下水の水が、それこそきれいさではそんなに変わらないということで、じゃ、合併浄化槽にしようということで合併浄化槽を随分推進してきました。合併浄化槽については約1,500個、町内にあるということですけども、今まで合併浄化槽を設置するのに町として出した補助金は全額で幾らぐらいか。

そして、それについて、まだこれから合併浄化槽を推薦したほうが、美浜町としては本当に財源的にも予算的にも随分楽ではないかなと思うんですけど、環境のためにもそんなに公共下水よりも見劣りはしないと思いますが、いかがですか。

○都市計画課長（齋藤 功君）

合併処理浄化槽の補助金の合計ということでございますが、今、申しわけございません、それぞれの補助額の把握でしかございません。例えば5人槽ですと1基当たり33万2,000円、7人槽ですと41万4,000円、10人槽54万8,000円がそれぞれ1基当たりの補助金として設置者に交付されております。

○6番（鈴木美代子君）

合併浄化槽を随分補助金を出してきたと思うんですけども、今回の公共下水も税で一定部分助けてもらわなければならないと思うんですけども、その辺についてどう思いますか。合併浄化槽も補助金をもらっているけれども、合併浄化槽は結局公共下水につなぐという点では今までの補助が無駄になりますよね。その辺はどうですか。

○建設部長（片岡 勝君）

下水道に接続する場合の補助金を出しますよねということでございますが、私が先ほどから説明させていただいておりますが、効果促進事業の中で、例えば枝線の補助、それから、宅内配管の補助、それから、加入分担金の、受益者負担金の補助、そういったものが国費を投入した中で対応できますと、それについては自治体はどういう判断をするかということは自治体に任せるということでございます。

それと、もう一つあわせ申しまして説明させていただいたのが、他町村でも接続に関しては補助金を出しているということで、本町におきましてもそういうことが考えられるんじゃないかというふうに思っております。

○6番（鈴木美代子君）

公共下水道ができたときに、合併浄化槽から出る放流水とそんなに変わらないというなら本管につなぐ必要は

ないじゃないですか。今、全国的にそういう動きがあって、予算を少しでも減らすために合併浄化槽はつながんでもいいという法律改正をしようという動きがあるとお聞きしますが、いかがですか。

○建設部長（片岡 勝君）

これも先ほどから説明させていただいておりますが、排水区域に設定された場合には当然のことながら、合併浄化槽、もちろん適化法のかげんがございますので補助金をもらった12年間というものはさわれませんけど、それ以後につきましては公共下水道につながということで形が進んでくると思います。また、その公共下水道につきましては、22年以前からも公共下水道がベターだということははっきりしております。ただ、再三言いますように、財源的理由におきまして本町が非常に困難だと、転覆しちゃうと、こんなようなことで見合わせていると、こういう検討状況が続いておったというのが現状でございます。

○6番（鈴木美代子君）

ちょっと飛びますけれども、公共下水道における住民負担で、先ほど部長が説明しましたが、何かすごく公共下水のほうで、受益者負担ですよ、住民負担ですけれども、ごめんなさい、受益者負担のところで……。済みません。

接続費用についてを聞きますが、接続費用は平米85円だと、50坪としてこれが1万4,000円という説明をしましたね。町長がしたんですかね。違いますか。これは受益者負担か。それについて、50坪のうちって少ないですよ。私のうちももうちょっと大きいですが、農家だけでなく大体100坪前後あるうちが多いんじゃないかなと思うんですけれども、50坪で計算しないで100坪で計算したらこの倍になりますよね。そうしたら、やっぱり下水道は結構高いんじゃないですか。今、139億円というお金、数字がひとり歩きしておりますけれども、実際全国で、そういう公共下水で財政が厳しいとか、幾つもありますよ。そういうところは見てきましたか。

○建設部長（片岡 勝君）

まず、その受益者負担金でございますが、先ほどもさきの議員に申し上げたように、ほかの他町村では平米受益負担金につきましては350円が、うちにおきましては今、139億円の試算におきましての平米当たりが85円と、安価になっておると、このように感じております。

そして、繰り返しになりますが、私、言いました接続費用、受益者負担金、これについてはまた別に効果促進事業として国からの国費が入るということでございます。

そうした中で、決まったことではございませんが、いろいろなそれを今から調査検討してまいります。受益者負担金につきましては、例えば、下水道法で縛られております3カ年以内の接続と、こういうことがありますので、それに対応していただける住民の方がおれば、その効果促進費を使った中でも受益者負担金はその中で減免するということも考えられますので、そういった対応で今後詰めた調査を進めていくのが現状でございます。

○6番（鈴木美代子君）

減免すると言われましたが、じゃ、その減免するという言葉は私もしっかり覚えておいて、住民の負担が大変だということはわかりますよね。私も今回、先ほど町長、言われましたけど、町民負担は20万から70万と言われました、たしか書きました。そうですね。町民負担は20万から70万ですが、我が家でも70万払えと言われてもちょっと。うちは調整区域ですけれども、調整区域も入ろうとするなら結構全額自分で払っていかなきゃいけないので、そのお金は払えないですね。うちの主人は75歳、供用する時期になるともう80を超すと思うんですけれども、本当に高齢者の方がなかなかまとまったお金を、自分が将来使うかどうかわからないお金、そういう施設になかなか払えないと思うんですけれども。

それと、もう一つは、例えば、うちみたいな調整区域はどうしていくんです。さっき言われました調整区域でも入れるよと言われましたけれども、入れるよですけど、要するに幹線が近くになればすごい割高になるわけですね。枝線というのか、そこから引っ張ってくるわけですから、なかなか調整区域の人は入れないと思うんですけれども、この中に一部調整区域ということが書いてありますよね。こっちのほうでも一部調整区域ということが計画の中にありますけれども、それはどこを指しているのでしょうか。切山とか古布とか矢梨は集落排水でやる予定なんでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

じゃ、後の質問からお答えさせていただきますが、調整区域の加入につきましては拒むものではございません。入ってもらえばいい。それと、同時に、今、鈴木さんが言われますように、幹線までの取り出し、支線につきましては、これは当然個人の負担になろうかと思えます。ただ、まとまった調整区域の中で、それを公共下水道区域と、エリアと定めるのであれば、これは当然またそういった形を検討して入っていただくということも考えられます。

ただ、今現在、南部地区におきましては、現在ですよ、今回の東部地区に加入をされるより集落排水事業、あるいは合併浄化槽ということが今持ち上がっております。ただ、再三言うようでございますが、調整区域の問題につきましてはいろいろございます。例えば、西部地区を見れば日本福祉大学がそれを取り込む、あるいは美浜緑苑を取り込むということになれば、先ほどから申しておりますが、使用料にはね返ってきますので、これはまた使用料の単価も安価になりますし、そういったことも順次計画をさせて調査のほうを進めたいと、こんなふうを考えおります。

○6番（鈴木美代子君）

先ほど言いましたように、139億円という予算の額が、もう本当にそればかりひとり歩きしているんですけれども、139億円で終わるはずがない、計画どおりになかなかできないもので、こういう事業は。全国的にも財政が破綻寸前というところがいっぱいありますね、公共下水をやっているために借金もいっぱいできて。そういうところがありますので、私はぜひ視察に行ったら……。行きましたか。見てきましたか。財政、すごい大変なところを見てきたか。見てきましたか。

それと、もう一つは、市街化調整区域の人たちを集落排水でやるんだったら、集落排水、小野浦を見ても結構割高じゃないですか、なかなかあそこも100%といかなくて本当に大変な状況にありますけれども。私は決して公共下水を否定するものでもないし、公共下水はもちろん賛成ですけども、住民に大きな負担がかからないような、今やっている、進めている合併浄化槽なら合併浄化槽で私は十分だと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○建設部長（片岡 勝君）

まず、この公共下水道の趣旨でございますが、これは自治体行政がインフラ整備の最も重要なもので根幹となっております。そうした中で、先ほど来、私、説明しておりますが、公共下水道については本来やるべきだということが大前提でございます。ただ、再三くどいようでございますが、財政が厳しい折でございます。そうした中で美浜町ではとても対応できんという結果が従来出ております。そうしたことで見合わせてきておるのが現状でございます。まず、この点を御理解いただきたいと思います。

○6番（鈴木美代子君）

私は別に合併浄化槽の業者からお金をもらっているわけじゃないんですよ。本当に住民が少ない負担で済むんじゃないかなと思っているものだからね。ただ、住民の負担を極力減らすために合併浄化槽はいかがですかと言

っただけです。

それから、もう一つ、この間の地震、たくさんの地震で、阪神大震災、それから東北の地震、それから新潟の地震で公共下水のそういう施設がすごいダメージを受けたそうで、例えばこの間の東日本大震災では、仙台市70万の仙台市の浄化センターが壊滅したそうですね。私はやっぱり、こういう調整区域のような、こういうところでは、かえって合併浄化槽のほうが地震には強いんじゃないかなと思うんです。その辺、どうですか。

○建設部長（片岡 勝君）

いわゆる合併浄化槽につきましては、材質はFRPでできておると思います。東北の震災のこともございますが、合併浄化槽、かなり破損して、そういった現状も報告は受けております、聞いております。そうした中で下水道はいいかということでございますが、それだけの地震、あるいは津波が来れば、合併浄化槽であろうが公共下水道であろうが、それは同じだと思っております。

それと、先ほどの件でございますが、住民の方にできるだけそういった費用負担ができないことを、今現在、国土交通省国総研のほうで、そういった公共下水道の運営管理で非常に困っている市町を全部把握しております。特に岐阜県内で非常に厳しいところも聞いております。そういったことがないように、運営管理の面を、今、ソフト面で調査を行っているのが現状でございますので、よろしくお願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

もう一つは、私の5番目ですけれども、調整区域の人たちとの整合性ですよ。市街化区域の人たちは都市計画税を払っている。だから、その上でこういう負担をして幹線につながわけですけれども、調整区域の人はどうなるのでしょうか。集落排水がと言ってみえましたが、集落排水の範囲にも入れない人もいますけれども、その辺はいかがですか。

○都市計画課長（斎藤 功君）

市街化調整区域の方たちの対応ということになります。

調整区域の方につきましては合併処理浄化槽の補助は今後も続けていく予定でございます。ですので、それに対応していただくと。集落排水につきましては、今後の周囲の状況と、そういった計画をまた練っていくという段階になっていると思っております。

○6番（鈴木美代子君）

それから、町長がやれるぞと判断をしたということですが、財政状況はやっぱり厳しいんだろうと思うんですけれども、これからこの139億円よりも、例えば入り用なお金が膨らんだときには大変だと思うんですけれども、町長はどれだけの覚悟でやるのでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

現在、成果として国土交通省国総研より上がってきておる数字が概算ということで139億円という数字が出ております。それをさらに詳細積算を行った中でどのような数字が出てくるかということも、これが今からの調査課題になっております。そうした中で、基本的には、ソフトの面、それからハードの面をあわせました、そういった事業計画を見て、そういった中で、財政が破綻するような、そんな計画、そんなものは進めることができませんので、それは町長が冒頭から申し上げておりますが、財政とのにらんだ中で、それこそ転覆するような財政状況では厳しいということになろうかと思います。

○副町長（石川達男君）

今、財政の面の御質問がありますけれども、やはり町としましてはここところが非常に大きく考えなければいけないという問題になろうかと思います。今回の国のほうが調査研究をしていただきました事項につきまして

は、設定をし、それで概算でどのぐらいになるかという結果が出てきたと。それで、先ほど議員の方から御質問がございましたように、今現在の都市計画税でどれだけ使えるのかと、どれだけ入っているのかという金額もお知らせをしました。その中で、今現在では、概算の中では約半分ぐらいの1億円という金額になっておるとというのが現状。まずそこを御承知していただきたいと思います。

であるならば、このほかの都市計画の事業等も勘案した中で、この下水道はいわゆる検討するに値する金額になっておるのではないかというのが現状でありますので、先ほどから何度も御説明しておりますけれども、今後、基本計画、あるいは詳細等をやって、さらに、今いろいろな御意見がある中のものも勘案しながら、どういったことができるのかということも勘案しながら、それでもってどの程度になるのかということも出てこようかと思えます。その時点で、町長、もう一番入り口から言っておりますけれども、町の財政が破綻してはならないということは、まず1点目の大きな事項として職員にも伝わっております。

そうしたことを踏まえて今後お願いをしていこうというふうに考えておりますけれども、その中で最終的ないけるかどうかという判断が、再々御説明しておりますように、その時点でもう一度、住民の方、議員の皆様へ御報告をしつつ、そうした中で御説明をしていく必要があるのではないかと考えてございますので、よろしく御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

ここでちょっと議長から一言言います。

声が小さいということはありませんか。このマイクを、質問者、答弁者、上手に使っていただきたいと思います。よろしく注意ください。

○6番（鈴木美代子君）

町長はやると判断して記者会見までやったんだけど、何で議員にまず詳細を承知させなかったのか、教えなかったのか。私たち、記者会見で新聞に載ってから知ったんですよ。9月議会にちらっと話がありましたけど、詳細は全然わかりませんでした。もっと細かいことを一応議員に了承を得て、了解を得て、検討して研究していいということを了解をとってからやるべきだったと思いませんか。

○町長（山下治夫君）

今回の計画につきまして、なぜ議会のほうに報告しなかったのかという御指摘だと思います。よく考えていただきたい。我々はいろんな計画を練り、計画を練った予算を議会のほうに御上程させていただき、そこで議会のいろいろな御意見、御指摘を聞き、御賛同を得て物を進めていくものだというふうに考えております。

今回の下水道も、先代の町長さんたちが随分苦労してなさってきた計画でございます。私自身も平成22年度の計画の中では、出ました数値をもってこれでは大変苦しいということで、このまま継続とさせていただいたところでございます。そうした中で、大崎議員のときにも申しましたが、たまたま国のほうとの御縁がございまして、苦しんでおる自治体の中から、国としては今後10年間の中で公共下水道整備については判断をしていきたいということの中で、いろいろなもののいいものを取り寄せまして、私どもの町をモデルとして計画をしていただいたと。その計画をしていただいた中を、担当を含め、庁舎内で十分検討し、国、愛知県の担当者とも打ち合わせをした。これならできると判断したので計画をお示ししたわけでございます。

これからですよ、これから、今御指摘されておるように、個人の負担がどれだけかかるのか、財政が大丈夫なのかということにつきましては、御予算をいただきながら詳しい調査をし、逐次報告をし、そこで議論になるのではないかなというふうに思っておりますので、決して議会の軽視したわけではございませんし、町民不在ではございません。今から議会を通し、町民さんの方々に御説明するためのデータ、資料集めを我々もしていきたい

というふうに思っておりますので、誤解のないようによろしくお願いいたしますと思います。

○6番（鈴木美代子君）

余り時間ありませんけれども、この辺で終わりたいと思うんですけれども、ぜひ町民が納得して、町民に多額な負担を着せるようなことのないことを考えていただきたい。そして、今、課長さんから調整区域は合併浄化槽も今までどおり補助金もくれてやるよという話がありましたので、ほかの方たちも安心すると思うんですけれども。

次は介護保険に移りたいと思います、余り時間ありませんが。

介護保険について国は、訪問介護や通所介護を全部、要支援1と2の人から切ってしまうんです。対象から外しました。その人たちが、別の角度で、今、130人ぐらいの人が訪問介護、通所介護をやっているという報告があったんですが、その予算はどのぐらいで、町の大きな負担になりませんか。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君の残り時間、あと5分です。

○厚生部長（岩瀬知平君）

住民の負担にならないかということでございますけど、今示されております資料を見る限りそういうことはなくて、今までどおりの負担が、国の補助といいますか、国の負担、介護保険の保険料の負担がある制度の中で行われるというふうに理解しております。

○6番（鈴木美代子君）

いろんな資料が新聞なんかにはいっぱい載っていると思うんですけれども、介護保険の対象者から外された要支援1、要支援2の人たちがこれからそういう訪問介護や通所介護を受けようとする、費用は介護保険で負担するんですか。地域支援事業は去年か何かに提唱されて、現在、全国でもほとんど使われていなくて廃止になったという地域支援事業ですけれども、その中で要支援1・2の人の訪問介護や通所サービスをやるということでしょうか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

あくまでも現時点の資料の中ですけど、見ますと給付が外されるということでありまして、サービス自体が受けられなくなるということではございませんので、今までどおり市町村のほうが続続するというので決定すればそのままサービスは受けられるということで、私どももまだ詳しいことはわかっておりませんので、どうするかということにつきましては未定でございますけど、一般的にいけばそのままサービスは継続して受けられるというふうに思っております。

○6番（鈴木美代子君）

給付は受けられるということですが、それが制限されるというのか、じゃないんですか。例えば、給付は受けられても要支援1、要支援2の人たちの負担がふえるとか、そういうことは全然ありませんか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

要支援1、要支援2の方の訪問介護、通所介護につきましては、今までの介護保険の給付サービスからは外れるということは今の資料では間違いないと思います。ですが、それが新しい総合事業のほうに移って、1割負担の給付ではなくて町が定めるサービスの中でそれを組み込んでいけば通常どおり、今までどおりサービスは受けられることができるというふうに考えております。

○6番（鈴木美代子君）

町の負担がそういう点ではふえるんじゃないですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

町が事業を進めるに当たりましては、財源については今までと変わりはありませんので、介護保険の中で事業は進めていくものでございます。

○6番（鈴木美代子君）

まだこれから来年にきっちりしたものが出てくると思うんですけども、国会に提出されるらしいんですけども、法律を改定するというので、ぜひ美浜町も頑張って、町民が本当に不便にならないようにぜひ担当者も頑張って、国に対してもこれではやっていけないというときは物を言っていく覚悟はありますか。

○議長（磯部輝次君）

答弁、要りますか。

○6番（鈴木美代子君）

はい。

○厚生部長（岩瀬知平君）

何回も申し上げますけど、あくまでも現時点の資料で申し上げておまして、まだ決定されているというような正式な通知は私どものほうはいただいておりませんので、あくまで国のほうの審議会の資料として発表されたものでお答えしております。

これがどうなるか、それに対して、国に対して何か物を言っていくのかということにつきましては、まだはっきりしていないものを、私どものほうで国のほうには言っていきようがございませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔6番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで申し上げます。

ここで、一旦休憩いたします。再開を1時いたします。

以上でございます。

〔午前11時46分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

中川博夫君は質問をする準備をしてください。

2番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君は質問してください。

〔2番 中川博夫君 登席〕

○2番（中川博夫君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき、以下7項目を質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

最後の1人となりましたんですけど、一般質問のほう、執行部関係の皆さんの明快なるお答えをよろしくお願い申し上げます。

公共下水道の問題点について。

- 1 番、いつごろから計画をし始めたのか、また、そのきっかけは何だったのか。
 - 2 番、なぜ今までの合併浄化槽処理から公共下水道処理に変更を考えるようになったのか。
 - 3 番、愛知県下で公共下水道整備済み市町村はどの程度あるのか。
 - 4 番、事業を実施した場合の費用はどのくらいか。
 - 5 番、対象区域は市街化区域の全部か、また、市街化調整区域も予定しているのか。
 - 6 番、合併浄化槽設置に補助を出しているが、どの程度の段階でやめるのか。
 - 7 番、維持管理に都市計画税は充当できるのか、また、一般会計からの繰り入れは考えているのか。
- 以上 7 項目を質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

中川議員の御質問にお答えさせていただきます。

公共下水道の問題点についての御質問の 1 点目でございます、いつごろから計画をし始めたのかについてでございますが、公共下水道計画につきましては昭和 49 年当時から検討を開始させていただいております。そこで、平成 8 年度に一度基本計画を策定させていただいております。しかしながら、財政的理由で継続検討となっております。経緯につきましては、都市計画区域を設定している市町村は都市計画法において、道路、公園と並び下水道整備をすることになっております。そのため、過去幾度となく検討を実施しているのが現状でございます。

2 点目の、なぜ今までの合併浄化槽から公共下水道処理に変更を考えるようになったのかについてでございますが、これまでの検討の中でも市街化区域内においては下水道整備が有利と判定はされております。しかしながら、財政的理由により継続検討としておりました。その代替処置といたしまして合併浄化槽を実施してきております。また、平成 13 年 4 月 1 日からは改正浄化槽法が施行されまして単独処理の浄化槽の設置が禁止されましたので、合併浄化槽の設置を行ってまいりました。このような経緯により、本町は常に公共下水道整備を念頭に置きながら整備の次期をうかがってきたのが現状のところでございます。

3 点目の、愛知県下で公共下水道整備済み市町村はどの程度あるのかについてでございますが、愛知県下 54 市町村のうち、下水道整備に着手している市町村は 49 市町でございます。整備計画がないのは、飛島村と豊根村の 2 村、2 つの村になります。整備計画を持ちながら未着手であるのは、美浜町と南知多町、設楽町の 3 町となります。このうち設楽町につきましては、事業実施が予定されておると、今後整備されとお聞きしております。

4 点目の、事業を実施した場合の費用はどのくらいかについてでございますが、事業を実施した場合の費用についてはお示しさせていただいた概算整備積算の整備費となります。今後の調査業務等を実施した後に詳細な整備金額等をお示しできると考えております。

5 点目の、対象区域は市街化区域の全部か、また、市街化調整区域も予定しているのかについての御質問でございますが、今回の計画につきましては、市街化区域内の定住人口が見込める区域を設定しております。また、下水道整備においては、各地区から終末処理場に向けて管渠を整備していきますので、その途中の市街化調整区域におかれましても、経済的に比較した中で、下水道整備が有利と、このように判断される地域におきましては区域に含めて再積算の形をとらせていただきたいと考えております。

6 点目の、合併浄化槽設置に補助を出しているが、どの段階でやめるのかについてでございますが、浄化槽に対する補助を出している環境省からの通知によりますと、下水道区域になり排水区域に設定される前まで約 7 年間という期限で補助金が交付されなくなるとされています。ただし、下水道区域外の地区につきましては従来どおりの補助を予定する予定でございます。

7 点目の、維持管理に都市計画税は充当できるのか、また、一般会計からの繰り入れは考えているのかについて

てでございますが、維持管理費に都市計画税を充当することはできませんので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありませんか。

○2番（中川博夫君）

この下水道工事を否定するものではないんですけど、先ほどから答弁がありましたように、事後説明を住民のほうに今後わかりやすく説明していくということの回答がありましたんですけど、まだもう少し早く、この時期になるまで議会や町民に話さなかったのかどうか、その辺がいろんな理由があったと思うんですけど、機会あるごとにもうちょっと、これだけの大事業をするには早く町民の皆さんに言えなかった理由はあったかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○建設部長（片岡 勝君）

その件につきましては、第1回目の概算積算報告書ができました。そうした中で、あくまで概算の139億円の総事業費ということで、この内訳についても全てが概算ということになっております。そうした中で、住民の方々並びに議会の方々に御説明申し上げるに当たって、さらなる調査、今後お願いしていきますけど、その調査がある程度詰まった数字ができ上がってこようかと思います。そうした中で、管理運営面、それから、ハード面の、整備面の工費につきましてもある程度固まった数字が得られるということで、ぴったりということではございませんが、その辺の数字をつかんだ中で詳しい説明が適切だと、こんなふうに思っておりますので、調査の基本計画、並びに調査における詳細設計、事業計画をまとめた中での判断と説明が今後の課題になってくると思いますので、その辺、御理解いただきたいと存じます。

○2番（中川博夫君）

今、建設部長の回答がございましたんですけど、こういった諸説明の中で区長会も当然説明が出たと思いますんですけど、区長会等の反応は住民に、また、直接区長のほうに問い合わせが来ていると思いますんですけど、その点の反応はいかがなものでしたでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

せんだっての区長会で記者発表した内容のダイジェスト版の説明をさせていただきました。そうした中で、特に反対だとか、これに対して非常に困るとか、そういった意見はございませんでした。ただ、処理場の位置だとか、今後、今なぜだとか、そういった御質問はございましたですけど、基本的に反対というような意見はございませんでした。

○2番（中川博夫君）

これだけの事業を使うわけなものですから、負の遺産が今後20年、30年、40年後もあつてはならないと思うんですね。そういった考えの中で、資料が少なかったように思うんですよ、今までの段階では。その段階が資料関係が不足していたんじゃないかなと思いますんですけど、その点はいかがなものでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

あくまで国土交通省が出しました概算報告書の中のそういったものでございまして、再三御説明させていただきますが、あくまで概算ということでございます。そうした中で、その資料の範囲の中での説明を行ってきたわけでございますが、それに対しましては、今後さらなる進みの形をとらせてもらった調査が必要であります。そういったことから、資料のほうは、基本計画、くどいようですが、詳細設計、事業計画をまとめたものが本来の資料の形となると思いますので、今後の調査にぜひ御協力をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

○2番（中川博夫君）

先日、第5次町の総合計画書が出ましたんですけど、これだけの大きな事業を平成8年以降から、一応合併浄化槽から、それから平成8年、今回まで、下水道に持っていくまでの過程があるわけなんですけど、第5次総合計画の中には入れるべきではなかったかと思うんですよね。その点は計画の中にはどうして入れなかったのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○建設部長（片岡 勝君）

第5次総合計画の中には下水道整備ということはどうなっておりますので、ただ、今回のコストキャップ型云々ということはまだ、答弁にもありますように、実施するという段階ではございません。今後の調査いかん並びにそういった積算いかんでの判断が、町長も申し上げておりますが、そういった形になる判断になりますので、下水道整備という項目での第5次総合計画になっておると、こういうことでございます。

○2番（中川博夫君）

数十億から139億という試算が出ておるわけなんですけど、その調査とか設計委託、いろいろコンサルタント関係にあるかと思うんですけど、そういった補正予算の資料が、調査費系統ほか、その点はどのくらい見込んでいるのか、その点はどうか。

○議長（磯部輝次君）

いいですか。関連か、質問事項に入っていないですけど、いい。

答えられる範囲で結構でございます。

○建設部長（片岡 勝君）

今パートワンで139億円という試算の報告書がまとまっております。そのさらに詳細を進めるということで、基本計画、くどういようですが、詳細設計、事業計画を進めていきたいということで、予算化のほう、今後当然考えていかないかんことでありますし、また、それをやらせていただきたいと、このように感じております。

○議長（磯部輝次君）

よろしいですか。

○2番（中川博夫君）

じゃ、次に移ります。

2番目の、合併浄化槽はトイレのふん尿処理や生活雑排水の処理を行い、公共下水も同じような内容のものを処理すると理解しておりますんですけど、合併浄化槽での放流水の排出基準は20 p p mだと思いますが、公共下水は排出基準はどの程度にするのか、その点をお願いいたします。

○都市計画課長（斎藤 功君）

公共下水のほうですけれども、BODの除去率、これは99%。合併のほうはBOD除去率90%という取り扱いになっております。あと、合併と浄化槽、検査項目、検査回数、そういったもので差が出ております。例えば、下水道、年間24回の検査、合併処理浄化槽、年1回、検査項目、下水道の場合は約40項目、浄化槽の場合は約5項目ですか、これは11条検査の項目となっております。そのような差がございます。

○議長（磯部輝次君）

中川君、再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

先ほどちょっと申し上げましたんですが、排出基準は20 p p m以下になりそうですか。その点を。

○都市計画課長（斎藤 功君）

15以下です。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

じゃ、3番目に、愛知県下の多くの市町村で公共下水道を実施していると先ほど話もありましたんですけど、その市町の人口に対する加入率をどの程度かお答えをお願いいたします。

○都市計画課長（斎藤 功君）

今実際下水道を行っておる市町村の加入率というふうでよろしいでしょうか。愛知県下全体で86.9%となっております。これは普及率でございます。普及率というのは、全人口に対して下水道区域の人口というふうで出しております。加入率、これにつきましては、下水道区域内人口割ることの下水道に実際つなげてみえる方の人口というふうで、愛知県下で、鈴木美代子議員のときもお話があったと思いますが、県下で約74%でございます、愛知県下。名古屋市さんが一番多くて99.8%。名古屋市さんを除きますと県内では約63%という数字になっております。

○議長（磯部輝次君）

再質問はございませんか。ありますか。

○2番（中川博夫君）

加入率の問題を今お聞きしましたんですけど、この関係で、加入率が50%、本町がした場合、そういった場合では大変予定のほうで計算上からも違って来るかと思えますんですけど、まず、その点が加入率の問題で、場所的に一番先行したいというところは、場所的にここから優先、市街化区域のところを予定をされているところがあるのかどうかをお聞きしたいと思えますけど。

○建設部長（片岡 勝君）

その後どこから始めさせていただくということでございますが、そこの辺も、今現在の139億円の試算における配置といたしましては、東部地区、西部地区という分かれをしております。そうした中で、仮にですよ、建設に踏み込むという場合は東部地区の処理場から着手してまいります。

○2番（中川博夫君）

一応東部が先行することなんですけど、東部の場合ですと、私のほうから見れば柿谷の区域、北方区域、それと河和駅周辺、それと河和台、そういったものがどうかとは予定されているんじゃないかと見ますんですけど、その点はどうか。

○建設部長（片岡 勝君）

それは処理場の問題だと思いますが、処理場につきましても今、ある仮定の位置を当てはめてございます。現地踏査をした中で、この辺がいいんじゃないかということで国土交通省のほうも確認しておりますが、この点の処理場につきましても単独の、今、東部地区に箇所を設けるのがベターなのか、あるいは衣浦西部の流域の処理場へ持っていくのがベターなのか、そういったことも踏まえて今後ぜひ調査のほうを進めさせていただきたいと、こういうことが狙いでございますので、その辺の、今どこの位置だとか、そういったことに関してはまだ白紙ということで考えてもらえれば結構だと思います。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

あと、物価の関係が今からまた上がって、下がることはないんですが物価で上がって上昇してくると思えますんですけど、そういったビジョンを、ここ東部のほうが先行するとして、10年から11年の予定で、町としてのビ

ジョンを組んでいるのかどうか、また、計算をされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（片岡 勝君）

当然のことながら、大規模な整備を図るということになれば当然詳細なビジョンを持って進んでいく、これが当たり前のことになりますので、そういった形の中でさらにそういった詳細のビジョンをつくるに当たっても、調査のほうをぜひ進めさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

○2 番（中川博夫君）

じゃ、4 番目に上がります。

現在の計画では約45億の事業費との説明がありましたんですけど、実際に事業を行うと国などは大変大きく事業が膨らむことがあります。美浜町は計画がずれたとしても最大約 1 割の 4 億以内のずれしか生じないと考えてよろしいですか。その点、どうですか。

○議長（磯部輝次君）

中川君に言います。今44億と言っていますよね。そういう数字、間違いないですか。

○2 番（中川博夫君）

ええ。

○議長（磯部輝次君）

いいですか。

○2 番（中川博夫君）

はい。

○議長（磯部輝次君）

では、建設部長、そこら辺も含めてお願いいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

44億はちょっと少しあれだと思いますが、1 割とか4 億とか、そういったずれが生じた場合に云々ということ は決して考えておりません。あくまで試算が139億円となっております。これのハード面の調査について今後の 積算になるかと思っておりますので、今その 1 割、あるいは4 億ということは、今の段階での回答は不適切だと、こ んなふうに思っております。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○2 番（中川博夫君）

じゃ、5 番目に、都市計画税を充当して事業を実施するのですから、市街化区域だけを念頭に事業を進めるの は理解ができます。美浜緑苑は開発区域の一部に都市計画を決定し、都市計画税を投入して整備してきたと思っ ますんですけど、なぜ区画整理事業のように市街化に編入して終末処理も今回の事業に組み入れた計画にしまし たのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

美浜緑苑につきましては都市計画税の充当ということとはございません。今現在、名鉄との関連でコミュニティ ープラントでの処理をしておりますが、先ほども私、前の議員の方に説明させていただきましたんですけど、そう いう形で、美浜緑苑も調整区域の 1 つということの中で、この下水道区域に入っていいただければ、使用料等のこ とも考慮した中で、使用料の単価が当然安価になりますし、また、大学のほうの話もしましたが、そうい ったことも十分考慮しながら考えて進めていくのが大切なことだと、こんなふうに思っております。

○2番（中川博夫君）

じゃ、美浜緑苑は、もし下水道に接続した場合、費用は簡単にできるんでしょうか。今の合併浄化槽で使っておりますね。それを今度の下水道に接続した場合の配管だとか何かの工事は簡単にできるんですか。

○建設部長（片岡 勝君）

その点も、仮にですけど、ある程度流域、区域のまとまったところについての調整区域については、参考までに積算のピックアップもさせていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、今現在、じゃ、配管が幾らだとか、そういうことは、現段階では不明でございます。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

じゃ、6番目の、浄化槽の設置が、設置がふえればふえるほど公共下水への切りかえが進みにくくなると思われるんですね。市街化調整区域の方だけは合併浄化槽の補助が必要と思いますが、その辺はどうですか。

○建設部長（片岡 勝君）

先ほども御回答させていただいておりますが、調整区域につきましては合併浄化槽の設置もこれは進めてもらえば結構だと思いますし、補助金のほうも従来どおりということは御説明させていただいたとおりでございます。

○2番（中川博夫君）

町の発表の24年度の決算書によりますと、美浜町の農業集落排水、これ、小野浦の分で、92棟、人口238人で一般会計からの繰入金が年間で2,440万とあります。今回の下水道計画人口が1万7,000余り、1万7,419人ですか。単純比較すると73倍になるわけなんですね。2,140万を73倍すると111億2,000万円の一般会計からの繰り入れが必要と単純計算が出るわけなんですけど、そんなことにはならないでしょうか。その点を一般会計からの導入がなぜ今回は必要ないと言えるのか、その根拠はどこにあるのかをお答え願いたいと思います。

○建設部長（片岡 勝君）

現在の試算の139億円は、以前にも説明させていただいたかとは思いますが、今回の試算の139億円につきましては、まず、国からの交付金、補助金が57億円、それから、総務省からの交付税の措置が54億円、それから、美浜町の負担分が16億円、受益者負担金が3億円、それから、使用料が9億円というのを推定積算させていただいております。そうした中で、一時的には一般会計の繰り入れが必要な場合もございます。出てくるかとは思いますが、基本的にはこの使用料で賄った中で運営を図っていききたいと、そういった面の経営管理面を今研究しておりますということでございます。ほかの他事例の、非常に厳しい、そういった運営がございますので、その辺の問題点もピックアップさせていただいた中で、今後、運営に良好な管理をしていきたいというのを国交省のほうで研究させていただいております。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

今後、この下水道を施行に当たる前に、一般会計から導入しなくて、その辺を今後やっていけるのかどうか、使わないで、一般会計のほうに手をつけないで、その補正をまた回したり、そういったことがないように、町のほうは5年、10年、20年先まで見通しをしているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○建設部長（片岡 勝君）

今、再三言ってはございますが、パートワンの概算ができ上がった段階でございます。そうした今後の経過ビジョン、そういった年次計画につきましても、はっきりとした、まずまとまったものを今後作成していった中で、

町が非常に厳しい財政状況にならない、これが前提でございますので、そういったビジョン計画を持った中で進行していくというように考えております。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。中川君は自席に戻ってください。

〔2 番 中川博夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問は終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

明日12月6日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔午後1時34分 散会〕

平成25年12月 6 日（金曜日）

第 4 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録（第 3 号）

平成25年12月6日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大 崎 卓 夫 君	2番	中 川 博 夫 君
3番	石 田 秀 夫 君	4番	千 賀 莊之助 君
5番	山 本 辰 見 君	6番	鈴 木 美代子 君
7番	野 田 増 男 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	杉 浦 剛 君	10番	山 本 和 久 君
11番	丸 田 博 雅 君	12番	島 田 昭 夫 君
13番	磯 部 輝 次 君	14番	家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	神 谷 信 行 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	榎 山 博 資 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	経 済 環 境 部 長	久 野 元 嗣 君
建 設 部 長	片 岡 勝 君	教 育 部 長	山 森 隆 君
総 務 課 長	牧 守 君	防 災 安 全 課 長	本 多 孝 行 君
税 務 課 長	大 岩 哲 治 君	企 画 政 策 課 長	大 井 徳 男 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 福 祉 課 長	沼 田 治 義 君
保 険 課 長	山 下 幸 子 君	健 康 推 進 課 長	飯 味 拓 次 君
農業水産課長	永 田 哲 弥 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環境保全課長	齋 藤 博 君	土 木 課 長	廣 澤 辰 雄 君
都市計画課長	齋 藤 功 君	水 道 課 長	伊 藤 昭 一 君
生涯学習課長	坂 本 順 一 君	学 校 給 食 センター所長	森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	局長補佐兼 議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

ことし最後の一般質問を行います。

傍聴者の皆様には、何度も足を運んでいただきありがとうございます。今後、より一層の御指導をお願いいたします。

また、お手持ちの携帯は、マナーモードか電源をお切りいただくよう、御協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいておりますが、そのうちの3名を本日行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

それでは、野田君は質問をする準備をしてください。

7番 野田増男君の質問を許可します。野田増男君、質問をしてください。

〔7番 野田増男君 登席〕

○7番（野田増男君）

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて質問に入らせていただきます。

その前に、11月17日の合同防災訓練には、関係者、職員の皆さん、前準備から大変だったと思います。御苦労さんでした。いい防災訓練ができたと思います。

そこで、今回、防災に関連した質問をしたいと思います。

消防用ホースのサイズ変更について。

近年、地域住民の高齢化に伴い、消化活動、特に初期消火するには、今の65ミリホースでは重量があり、自在がきにくく、取り扱いには大変苦慮しております。

そこで、以下、2点質問します。

今使用している65ミリホースを、50ミリまたは40ミリに変更したらどうか。これ、大分軽くなると思うんです。

それと、2番、消火栓。消火栓ボックス内の器具等、管理と更新時期は。特にホースの更新目安を重点としたと思います。

2番、美浜町が所有している奥田中山池近隣の土地は今後どのように活用していくかです。

以上3点です。よろしくお願いします。

○総務部長（森田 篤君）

それでは、野田議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、消防用ホースのサイズ変更等についての御質問の1点目、使用している65ミリホースを50ミリまたは40ミリに変更したらどうかについてでございますが、地域住民による取り扱いについての御質問でございますので、消火栓ボックス内のホースについて答弁させていただきます。

議員が提案される口径のホースを整備している自治体もございますが、重量面での質問でございますので、まず参考としてホースの重量を申し上げます。口径65ミリが5から6キログラム程度、50ミリで4から5キロ程度、40ミリで3キロ少々とお聞きしていますが、メーカーによっても違いがありますので、大体の目安と御理解をお願いします。

消火栓につきましては、国の消防庁により定められた消防水利の基準第3条に口径65ミリと規定されております。地方公共団体はこの規定に従い消火栓を整備しており、本町も消火栓の新設及び改修においてはこの基準により実施し、また、この消火栓の口径に合わせて、ホースについても65ミリのものを消火栓ボックスに配置しております。

火災現場に近いホース1本だけを小さな口径のものにすることによって、水圧の関係で散水距離が伸びる可能性もありますが、筒先まで水圧を安定して加えるためには、消火栓側のホースは極力長い距離を消火栓の口径に合わせることが望ましく、配置するホースを全て口径の小さいタイプにすることは火災を鎮圧する目的からしても好ましくないと消防署関係者からお聞きしております。

また、この消火栓は、初期消火活動に活用することはもちろんのこと、知多南部消防署による水槽車を利用した消火活動において、その水槽車に対する補水活動にも利用しております。この補水活動には、場合によって消火栓備えつけのホースを使用することもあります。補水能力はホースの口径により左右されるため、確実な補水能力を得るためにも消火栓の口径に合わせることが望ましいとお聞きしております。

万一の火災発生時、地域住民による初期消火を想定した場合に、体力面からホースの軽量化が求められる時代となってきたことは私どもも理解いたしておりますが、現時点において総合的に判断して現状の65ミリを維持することとし、ホースの小口径化等につきましては検討課題とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

2点目の、消火栓ボックス内の器具等、管理と更新時期についてでございますが、消火栓そのものの設置、維持につきましては町が行っておりますが、消火栓ボックス及びボックス内の諸器具は各行政区の要望に基づき町が提供したものであります。その後の消火栓ボックスの点検、管理等は各行政区にお願いしており、経年劣化の確認、破損または盗難の発生等が起きた場合にあっては町が補充をしております。

器具等の更新時期につきましては、金属製品であれば腐食等が発生しない限り使用に耐えられれますので、特に定めてはおりません。ホースにつきましては、一般的には、おおむね10年程度は安定した状態で使用することができるとお聞きしております。

もちろん消火栓ボックスの置かれる場所によって経年劣化等の状況は異なりますが、その点も含めまして各行政区の点検をお願いしているところであり、毎年要望をお聞きして予算措置をするようにしておりますので、よろしくお願いします。

○建設部長（片岡 勝君）

次に、美浜町が所有している奥田中山池近隣の土地は今後どのように活用していくかについての御質問でございますが、本事業は農村活性化住環境整備事業として、農村の活性化を図るために、農業生産基盤の整備とあわせて豊かな農村環境づくり、魅力ある田園居住空間づくりを行い、地域の活性化を目的に、平成12年に事業が採択されました。

事業内容でございますが、基盤整備として42ヘクタールの圃場整備事業、環境整備事業といたしましては、中山池周辺2.3ヘクタールを整備し、芝生広場、あずまや、花壇、散策路等の設置を行う農村交流施設整備を予定しておりました。せせらぎ水路を石積み等により整備する集落水辺環境整備、分家住宅用地を造成するものでございます。

この事業は、圃場整備、環境整備、分家住宅用地の造成の3点セットで事業が成り立つということで、当初より、県より指導を受けてまいりました。しかし、その後、県より中山池周辺整備については、せせらぎ水路の整備のみでも環境整備とみなすと回答を受けましたので、3点セットから切り離し、平成23年度に本事業は完了したところでございます。

中山池周辺整備につきましては、平成12年度から14年度にわたりまして用地買収を完了いたしておりますが、整備につきましては現在休止としております。地元の要望、計画内容、施行方法等を見きわめた中で、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

野田君、再質問はありますか。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございます。

さっき部長からも、ホースの目方、重量の話があったんですけども、これ、空のホースで、これに水が入ったら掛ける幾つの目方になると思うんです。だから、初期消火するのは女性、高齢者が多いと思うんです。その人たちに少しでもやれるよう、初期消火できるようにと思ったんですけどもね。

それで、けさ新聞を見たら、半田で物すごい火事がありましたよね。あれ、どうしてあそこまで燃えるのかというのがあるんですが、初期消火、これ、どうでしょう、ホース、どこか試験的に置くというのはいけないでしょうかね。

○防災安全課長（本多孝行君）

野田議員がおっしゃるとおり、初期消火のためには、高齢の方、あるいは女性の方に運びやすい重量というのが好ましいということは、先ほどの部長の答弁にもございましたが十分理解をいたしております。また、議員がおっしゃるように、空のホースではなくて水が入ったホースを運ぶということも十分承知しております。そういった意味で、40ミリのホースを整備している自治体も、先ほど申し上げましたようにあるというふうにお聞きしております。

ですが、私も議員もそうですが、消防団員をやっております。そうしますと、初めにポンプで操作試験といいますか、試しをしたときに、ホースを1本つなぐと0.2圧が減るということは聞いたというふうに覚えております。この圧の減り方、詳しいことはちょっとわからないんですが、圧力損失というふうにいうらしいんですが、60ミリのホースに比べまして、40ミリのホースは3倍以上圧力が減ります。また、もちろんのことですが、口径が狭くなれば水の量も減ります。そういうふうに考えますと、40ミリのホース、確かに軽いから使いやすいということはございますが、火災を鎮火するという意味から考えますと、水の勢い、あるいは水の量というものは無視できないというふうに考えております。

先ほど部長も触れましたが、水槽車に対する補水、そういったものもございます。そういった意味で、現状としては65ミリを維持していきたいというふうには考えておりますが、議員がおっしゃったように、試しにどこかということは、先ほど部長が触れた検討課題の1つになるかというふうに考えますので、これもあわせて、今どこかをやるということはちょっとお答えできないとは思いますが、これも検討させていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○7番（野田増男君）

それで、消防署は50ミリを使っているんですね。それで、圧が落ちるといっても、前、言い方は悪いですけども昔のポンプだったらそうかもしれないですけど、今のポンプは、そんなもの、幾らでも送りますよ。手で持っておれないぐらい出ると思うんですよ。だから、それはもう関係ないと思うんですけど、どうでしょう。

○防災安全課長（本多孝行君）

消防署のホース、50ミリ、確かに使用しております。ただ、あれは、先ほど言った水槽車等に接続することが主な用途だというふうに理解をいたしております。

消火栓のほうに媒介金具を使ってやっていることも考えられますけれども、基本的に消防署のほうは、まず、水槽車からの放水をメインにやっておるというふうにお聞きをいたしております。そういった意味で、それにあわせて50ミリにするのはいかなものかという部分もあるかと思っております。

また、圧を上げると、確かに圧は上がりますが、先ほど申し上げましたように、圧力の低下、それから絶対的な水の量、その辺は無視できないというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○7番（野田増男君）

それはわかりますけれども、先のノズルの調整で圧を送れば水は出るんですよ。それはいいんです。とりあえず、これ、検討してください。

次の消火栓ボックス内の器具等管理、管理は、これは区がやっておるんですよ。ホースの更新時期、これ、別に決めていないんですよ。だから、日の当たるところと、当たらないところと、それはまちまち、いろいろあるかと思うんですが、1回据えたら使わないから、そんなに、ホース、傷まないんですよ。傷まないというか、そのままずっとあるんです。中には20年というホースもあるんです。出してみると中の内回りのゴムが劣化してしちゃって、これ、水を通して通るかというホースが何回か僕も見ているんです。

だから、その辺をちょっと、町のほうでも更新時期をある程度定めたらどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○防災安全課長（本多孝行君）

議員がおっしゃるとおり、区の方が久々に点検してみたら中のゴムがくっついていて使えないといったことも、正直言ってお聞きをいたしております。そういったホースにつきましては、やはり年数がかなりたったものが多いというふうにお聞きをいたしております。

議員がおっしゃるように、一定の年数で更新時期を定めて全て機械的に更新できれば一番安心なのかもしれませんが、消火栓の数、ホースの数を考えますと、今の御時世でございまして、なかなか一遍にかえられるというのは難しいものが正直言っております。

ただ、おっしゃるように、耐用年数といいますか、町の中で運用年数を定めることができれば一番いいというふうには、こちら側も理解はいたしておりますので、これも検討課題というふうで、これしかお答えできないのが大変恐縮なんですけれども、今の時点ではそういうふうにお答えしておきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○7番（野田増男君）

それは多少あれですけど、それと、日本消防検定協会の検定品のホースと検定品でないホース、その違いをちょっと教えてください。

○防災安全課長（本多孝行君）

違いといいますと、現実には私どもが、消火栓用、消防団用も含めてですけれども、行政として購入するのは、当然のことながら検定品を購入いたしております。検定品というのは、製品の安全性ですとか耐用年数とか、そういういったものが、とにかく危険性のない、そういったものを満たすものが検定品でありますので、検定品でないものというのはそもそも念頭に置いておりませんので詳しく申し上げられませんが、そのようなイメージかと思います。あくまで国が定めた条件において安全に使えるものが検定品であるというふうに理解をいたしております。

○7番（野田増男君）

それはわかるんですけども、今、日本製のホースで、検定品じゃなくてもさほど性能は変わらないと、ちょっと僕も聞いておるんです。だから、値段が、価格が随分違うようなんですけど、その辺は聞いていますか。

○防災安全課長（本多孝行君）

議員がおっしゃるように、家電でも一流、いわゆる一流、有名なメーカーのものとそうではないところで価格が違うように、ホースにつきましても、やはり有名なメーカーとそうではないメーカーというのはございます。

また、価格のほうも、正直な話、かなり違う部分がございます。

従前、安全といいますか、そういうものを求めまして、いわゆる有名なメーカーのものをそろえる傾向にはございましたが、ここ2年ほどは、検定品のほうで十分な耐性、安全性が確保できるもので、購入価格の安いものを私どもも見つけておりますので、昨年からは、従前の半額とは言いませんが、かなりの率、安いホースを今、導入を進めております。本年度お配りするものにつきましても、検定品、ちゃんと検定は受かったものでありますけれども、以前のものに比べて安価に整備できるものを導入いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

○総務部長（森田 篤君）

先ほど、消火栓ボックス内のホースの更新のことで、古いホースが入っておるんじゃないかというような御意見だったかと思うんですが、消火栓ボックス内のホースにつきましては毎年、区長会の中でそのホースを点検していただき、不良品のものについては交換するから必要なものを要望してほしいという形でお願いをして、毎年区のほうから要望の個数が上がってきます。

それにつきましては、今のところ要望のあった数については、ほぼ全て補充をさせていただいておりますので、現在のところは、ぼろぼろになったホースが、使えないようなホースが消火栓ボックスの中に入っておるといようなことはないというふうに思っておりますので、そこら辺の御理解はお願いしたいと思います。

○7番（野田増男君）

よくわかりました。でも、私の奥田南区の中でも三十幾つあるんですよね、消火栓ボックスが。だから、それ、全部調べているのかちょっとあれ……。まあ、いいです。

もう一つ、海岸に近い消火栓ボックス内、塩害で、ホースの金具がアルミだから塩を吹いて使えない状態のやつがたまにあるんですよ。その辺、アルミじゃないやつを海岸に置くということ、ちょっとどうでしょう。

○防災安全課長（本多孝行君）

金具が以前のようなしんちゅうのものがあるかどうかというのはちょっと勉強不足で今お答えはできませんの

で、まずその点は御容赦いただきたいと思いますが、今、購入しておりますのは、基本的にはやはり、先ほども議員が触れられましたように軽量化というものの、そういったものもございますので、アルミのものを導入いたしております。

アルミのものが塩を吹いて使えないというふうになるのであれば、その辺も、先ほどのホース本体の摩耗と同様、これは使えないのであれば交換の対象とさせていただきたいと思いますが、当面はそれに対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○7番（野田増男君）

それはわかるんですけど、いざ使おうというときに、塩害、塩を吹いているんですよ。特に、東側はいいと思うんです、西側の風が強いところは箱の中でも塩を吹いちゃっているんですよ。だから、僕たちも、あそこの組はホースの段ボールの箱から出さないでそのまま置いてあるんですよ。あれを出すと塩害になっちゃうから。その辺、昔の砲金の金具、一回探してください。

それと、美浜町が所有している中山近隣の土地、休止ということですけど、これ、いつまでどういうふうに休止なんでしょう。

○建設部長（片岡 勝君）

事業としては、先ほど説明させていただいたように完了しております。

そうした中で、住環境整備事業ということでの対象の事業では対応できませんので、別メニューの、今後、何かの整備メニューを持っていった場合に別事業のメニューで整備ということになりますので、今、冒頭の説明に、私、申し上げましたように、検討していくと、何がいいのか検討した整備内容の事業を進めて考慮していきたいと、こういうことでございます。

○7番（野田増男君）

これ、もともとは農業公園かなんかをつくるんだったんですよ。それ、休止ということで、今、荒れ地で何にも使っていない、そのままの状態。ここでちょっと話があったんですけど、あそこにヘリポートをつくったらどうだと、美浜町の。今、美浜町へヘリコプターがずっとおりるところってないんですよ。学校へおりればおりられるといっても学校も迷惑だと思っただけですよ、砂が飛ぶし、学校はあるし。田んぼといたって、冬はいいけど夏は使えないし。あそこへヘリポートをつくれば、厚生病院からも近いし、広域農道があるし、ヘリポートといたってただ舗装するだけで、別にそんなに物をつくるというわけじゃない。どうでしょう、部長。

○建設部長（片岡 勝君）

御意見としては承っておりますが、ヘリポートの拠点というのは現在、美浜町においては総合公園グラウンドが位置づけされております。平成10年の2月から人命救助活動拠点、ヘリポート拠点ということで位置づけられておりますので、農村交流施設、今、中山池周辺との距離とも割に近いものですから、その辺、いかがかなというふうには感じますけど。

○7番（野田増男君）

おりられますけれども、完璧なヘリポートというところを一回ちょっと考えてみてください。まあ、いいです。では、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、野田増男君の質問を終わります。野田君は自席に戻ってください。

〔7番 野田増男君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、丸田君は質問をする準備をしてください。

11番 丸田博雅君の質問を許可します。丸田博雅君、質問をしてください。

〔11番 丸田博雅君 登席〕

○11番（丸田博雅君）

おはようございます。

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいてお伺いをいたします。

日本は戦後、日本人独自の勤勉さによりすさまじいばかりの復興と経済発展をなし、我々は豊かな生活を手に入れることができました。

しかし、その過程において、ある意味犠牲にしてきた部分もあります。それは、大気、土壌、川、海の汚染などが挙げられると思います。

それらも現在では規制や研究により改善されてはいますが、まだまだ途上であると考えられます。

今回、議論が集中している下水問題は重要かつ大変な事業であることは、昨日の4名の同僚議員の質問でも明らかであります。9月議会においても山本議員が公共下水事業に関して質問をいたしました。当事業が、将来実施になれば、水環境問題はもちろんですが、我々町民の生活に係ってくる重要な事業であり、私ども美浜町議会といたしましても、十分な説明と議論、そして、町民が納得する結論を得て実施されるべきであり、我々議会も責任ある議決をなさなければなりません。

そのために、以下、質問をいたします。

- 1、公共下水道事業の最初の計画はいつごろでしたか。
- 2、コストキャップ型下水道共同研究の経過はどのようなものでしたか。
- 3番目、事業の対象は市街化区域に限定するのですか。
- 4番目、広報等に事業費139億円とあるが、この根拠は何ですか。
- 5番目、現行計画とは何ですか。説明をお願いします。
- 6番目、今度の調査は何を調査するのですか。
- 7番目、一過性の財政負担ではないが、長期にわたる町の財政に問題はありませんか。

以上、重複する部分は多々ありますが、明快なる回答を期待し、壇上からの質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

丸田博雅議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公共下水道事業に関する御質問の1点目、公共下水道事業の最初の計画はいつごろだったかについてでございますが、本町の下水道整備計画は昭和49年度から検討を開始し、平成8年度に最初の公共下水道基本計画を策定いたしております。

2点目の、コストキャップ型下水道共同研究の経過はどのようなものでしたかについてでございますが、平成24年6月にコストキャップ型下水道モデル都市の選定作業が国土交通省内であり、愛知県からの御助言、御指導の上、全国下水道未普及286自治体の中から本町が選定され、基礎資料を提出した後、同年9月に共同研究に調印をし、調査、積算を実施し、平成25年6月に最終報告を受け取っております。その後、本町内部で積算内容の確認等を実施し、8月に議会報告、9月に記者発表を行ったところとなっています。

3点目の、事業の対象は市街化区域に限定するののかについてでございますが、下水道事業につきましては、都

市計画法上、都市施設の１つとして示されており、市街化区域を前提に下水道区域を設定しておりますが、下水道法上、下水道区域の選定には調整区域を除外するものではないことから、経済比較上、下水道整備が有利となる市街化調整区域についても範囲に含めることができます。

４点目の、広報等に事業費139億円とあるが、この根拠はについてでございますが、およそ139億円の金額については当初整備費用の額となっており、積算単価につきましては標準設計金額をもとに計算をしています。その上で、低コスト化を図るための手法を採用いたしております。内訳につきましては、処理場整備におよそ37億7,000万円、管渠整備におよそ98億1,000万円、用地整備におよそ3億円で、合わせておよそ139億円となります。

この金額につきましては現時点のものでありますので、今後、基本計画策定業務、詳細設計業務等をお認めいただき、業務完了後に詳細な金額がお示しできると考えていますので、よろしくお願いいたします。

５点目の、現行計画とは何かについてでございますが、現行計画とは、平成22年に策定しました美浜町汚水適正処理構想から、処理区域の見直し、設計単価の再設定、見込めていなかった地下水、不明水などを含めたものを当時の積算方法に当てはめたものになります。

６点目の、今後の調査は何を調査するのかについてでございますが、平成25年９月の記者発表以降、国土交通省とは、維持管理手法、契約発注方法などのソフト面を中心に、コストキャップ型下水道をさらに発展させております。この手法についての積算は全国自治体向けになりますので、本町といたしましては手法を研究し、今後、詳細設計業務に盛り込んでいく予定になりますので、よろしくお願いいたします。

７点目の、一過性の財政負担ではないが、長期にわたる美浜町の財政に問題はないかについてでございますが、現在の積算上、町財政に過度な負担を強いられるものではないと判断をいたしておりますが、今後の基本計画策定業務、詳細設計策定業務の終了後でなければ最終的な判断はできないものと考えております。

しかしながら、国からの国庫支出金につきましては、今後の施設の老朽化対策として多額の支出が予想され、本年度開催されました全国都道府県主幹課長会議におきまして、国土交通省下水道部長からは下水道事業について、新規整備についてはここ10年ぐらいで整備を完了させてもらいたい、今後、新設の予算はとれなくなる可能性があるとの発言もあり、本町といたしましても、国土交通省と共同研究を行っているこのタイミングを逃さず、事業実施の検討、判断ができる資料を作成するところまでは早期に進めなければならないと認識をいたしております。

いずれにいたしましても、議員、住民の皆様の御理解、御協力がなければ、この下水道事業は進むことはできません。今後もより一層この事業の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

丸田君、再質問はありますか。

○１１番（丸田博雅君）

この問題につきましては、壇上でも申し上げましたように、昨日４名の同僚議員が質問をしておりますので、大変ダブる部分が多うございます。

７番まであるわけですが、重要なところだけ再質問のほうをお願いしたいと思います。

まず、コストキャップ型について、かなり細かく公表されております。

先ほど町長のほうから、国土交通省のほうで提案され、研究され、提案されたということでございましたが、ここにかかわる費用は、町は出したのか、あるいは全く出さなかったのか、そこら辺はどうでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

この国土交通省のコストキャップ型の第1回目の報告成果品につきましては全額国土交通省のほうで、町の負担は一切ございません。

○11番（丸田博雅君）

いずれにいたしましても非常に細かく、ただし、なかなか素人では理解しがたいといえますが、目新しいものだけになかなかわかりにくいということはあります。

次に、先ほど町長のほうからも答弁がございました139億円の総事業費につきまして答弁をいただきました。

この139億円の根拠の面につきまして、もう一度、ちょっと私、メモがとれなかったものですから。3つに分けて説明があったと思うんですね、管渠だとか、用地買収だとかということで。もう一度ちょっとお願いします。

○都市計画課長（斎藤 功君）

139億円の内訳でございます。この139億円、これにつきましては、積算単価につきましては標準単価で設定してございます。その上で、先ほど町長も申し上げましたとおり、低コスト化を図った金額でございます。

内訳ですが、処理場整備におよそ37億7,000万円、管渠整備、これにおよそ98億1,000万円、あと、用地整備におよそ3億円というふうで、合わせて約139億円となりますので、よろしく願いいたします。

○11番（丸田博雅君）

これは恐らく予想ですが、また詳細な今後の調査等で、この139億円でいいのかどうかということは当然実施段階では検討されると思うんですが、実際、この139億という、これでいけるんだという現段階での真の根拠、今いわゆるこの3つを挙げて、処理場のほうのあれが37億7,000、それから、管渠整備に98億1,000万、それから、用地整備買収等々で約3億だというようなことですが、これ以上膨れ上がるということはありませんか。

○建設部長（片岡 勝君）

この現段階での試算の139億円に対しまして、これ以上上がることはないのかということでございますが、それにつきましては、今後の調査の中で、まず、基本計画においては処理場、今、処理場の概算事業費も申しあげましたですけど、これにつきましては基本計画の中で、まず、地質調査、ボーリング調査をします。そして、安定地盤であるのか軟弱地盤であるのかということも、そういった基本計画を見出した中である程度、今は標準単価の積算根拠でございますので、詳細積算と基本計画ではありますが、そういったメイン的な感じのところにつきましては詳細な調査になりますので、そこで数字が上がりますので、今、139億円より上がるのかということに対しましては、ちょっと回答が、出すのが逆に不適切かなと、こんなふうに思っております。

○11番（丸田博雅君）

いずれにいたしましても、大事業であると同時に、いわば確定しにくいといえますが、未知の部分があるがゆえに大きな事業とともに大きな資金が要るわけでございますので、その点しっかりと、今後どういった形になるのかわかりませんが、議論の中で答弁できるようにしていただけたらと思います。

次に、現行計画という言葉が出てきます。先ほども、もちろん答弁の中にありました。現行計画、平成22年度に上げたということですが、もう一度その現行計画とは何ですかということでお聞きしたい。お願いします。

○建設部長（片岡 勝君）

現行計画と申しますのは、ダイジェスト版のほうにも成果品のほうで現行計画という数字で上げてございますが、22年度に作成、報告をさせていただいております美浜町汚水適正処理構想、この中でまとめ上げたものが現行計画ということで、数字だけ申し上げますと201億円という結果が出されたのが現行計画と、こういう取り扱いになっております。

○11番（丸田博雅君）

私の手元のほうにもその資料がございます。平成22年度の町污水適正処理構想の策定にかかわることであると思います。

この中で、いわゆる、今、部長が言われた201億、総事業で言いますというと270億の数字が出ておるんですが、この算定、算出といいますか、これはどこがやったんですか。

○建設部長（片岡 勝君）

污水处理構想の委託業務を名古屋のコンサルタント・設計調査業者に発注委託して成果をまとめていただいたものでございます。

○11番（丸田博雅君）

この調査ですが、実際、いわゆる調査をして、恐らくその名古屋のコンサルタントが数字を上げたと思うんですが、この業務に関しては当然、町のほうが依頼をしたということはお金を払ったということになるかと思うんですが、どの程度まで調べ上げてこの数字を捻出したか、出したかということですが、そのあたりはどうでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

この中身的には、今、再三お願いしておる基本計画の内容がこの污水处理構想の成果の形でまとめ上げてございます。

○11番（丸田博雅君）

私がこれにちょっと固執しておるのは、これに対して今回のコストキャップ型が対比されているわけですね。ですから、いわゆる現行計画である平成22年度に算出した部分が非常に我々としては重要に捉えておるんです。これが、いわゆる、単なる、曖昧とは言いません、確たるものでなければ、対比対象とはならないというふうな考えを私は持っておりますし、同僚議員もそのような声も私は聞いております。

そんな中で、これを、平成22年といえまだ3年前です、その3年前に、議会では、あるいは全協では伝えましたか。あるいは、どんな形でほかに説明をいたしましたか。

○建設部長（片岡 勝君）

議会のほうでの報告は、ちょっと済みません、私自身ちょっと覚えがないかもしれませんが、これにつきましては、一応22年にまとめ上げましたものですから、パブリックコメントということで広報に上げさせていただきまして、住民の皆様の意見を聴取したいということで、23年の5月の広報にパブリックコメントで要請、意見をお聞かせくださいということで、町のホームページにも当然開示しておりますが、意見募集期間を5月2日から一月間、31日まで役場の都市計画課の窓口でそういった受け付けをさせていただいて、数十名の意見をいただきました。

そういったことでは、町民全体への公表ということは、広報であります、意見をお聞かせくださいと、この内容の201億の污水处理構想の意見をお聞かせくださいということは図らせていただきました。

それをあわせまして、この結果の報告のほうは当然のことながら、愛知県建設部、それから環境部、農林水産部長宛てに報告のほう、パブリックコメントの意見の内容を添えて報告はさせていただいております。

また、内部的には、201億ということで議員も御承知かとは思いますが、町のそのときの負担金が2億円であり、50年間の償還というような形でございましたので、とても発表できる段階ではなかったということも事実でございますので、その辺の御承知もお願いしたいと思います。

○11番（丸田博雅君）

こういう重要な問題になってきたわけでございますので、これは過去のことですからあえて申しませんが、平

成22年に作成されたことにつきまして、少なからずとも、まず議員に伝えて勉強していただく、議論していただくということをしていただけたならもっともっと違った展開にはなっていたんじゃないかなというふうに私は感じております。今後またひとつよろしく願いをいたします。

次に、6番目の再質問をいたします。

調査は平成27年の3月までかけて行うということをお聞きしておりますが、どのような調査をするのか、現段階でわかる範囲内で結構ですので、できれば具体的にお願いしたい。

それから、調査費1,200万円という数字が私の耳に入ってきておりますが、この程度で、この139億の事業の調査費、1,200万円でできるのかどうか、お伺いをいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

1,200万円というのは議員の耳に入っておるということでございますが、この数字につきましては基本計画のみでございます。ちょっと触れましたですけど、基本計画の中身には、先ほどこちょっとお話がありました処理場の地質調査、ボーリング並びに現地の測量、環境分の全体環境測量を行います。それは4級点測量でございますので、ピッチはかなり長い間隔の形の測量になりますが、それが基本計画となります。

○11番（丸田博雅君）

ということは、この1,200万、私が耳にただけですのできちっとした数字かどうかはわかりませんが、基本計画のみと、つまり、今後必要な調査はその後にあるということでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

今の流れというか、今後のスケジュールを見計らった場合に、基本計画を終え、さらに詳細・実施設計を行いたいということで、単年度になりますが、希望といたしましては新年度に基本計画と詳細・実施設計を進めて、成果を、報告をまとめたいと、事業計画に当たりたいというのが狙いでございますので、よろしくお願いいたします。

○11番（丸田博雅君）

非常に、どんな調査をするのか、あるいはどんな方向でいくのか、こういうことが、正直言いまして私はちょっと見当がつかないといえますか、これも勉強不足なことがありますので、今後しっかりと私も、また、議会も含めて勉強する場をつくっていったらというふうに思っております。

次に、今まで町が、同僚議員からも質問がありました、ホームページや広報、広報では多分3回だったと思うんですが、説明をしています。

しかし、なかなかわかりにくい、正直言いまして。わかりません。私だけかもしれませんが、恐らく町民の方も何のことやらなど。ましてや、市街化区域の人は多少なりとも目を通すかもしれませんが、調整区域、私は河和の南部地区、古布に住んでおりますが、これは調整区域でひっかからないということですので。とは申せ、これはもし実施されるとすれば、町の大変大きな事業になるわけです。全町民の理解というものは、これは不可欠であることは間違いありません。今後、理解されるためにはどのようなことをすべきか、どういったことをしていったらいいのか、もし考えがありましたら、当然なわけじゃないかなと思うんですが、ありましたら、この場で答えられるとすればどのようなことがある、お願いしたいと思います。

○建設部長（片岡 勝君）

まず、最初の広報のことにつきましては、これからは毎月発行の中で掲載させていただきます。昨日も出しましたですけど、もう少しわかりやすい形での掲載をお願いしたいということは聞いておりますので、それにつきましては十分注意しながら今度の広報に載せさせていただきたいと、わかりやすい形で載せさせていただきたいと、

こんなふうに思っております。

それと、次の住民に対しまして説明ということでございますが、私が今思うには、もちろん途中の進捗状況は住民の方にも説明せないかんとは思いますが、区長会でもそうでございます。いろんな団体もそうだと思いますが、基本計画、詳細設計がまとまり上がります。その段階で、町民の皆様方にははっきりと、多少のずれはあるかと思いますが、はっきりした内容で説明ができるというふうに踏んでおりますので、私が今考えておるのは、詳細設計が上がった中の業務内容、こういったコストの部分、管理運営面、そういったことが全てでき上がりますので、そういった形で本格的な説明が妥当ではないかと、こんなふうに思っております。

○11番（丸田博雅君）

私は、同僚議員も、あるいは議会も同じだと思うんですが、住民の方に説明の仕方というのが、例えば一方的にこうであると言われても非常に納得しがたいといいますが、説明がなかなかわかりにくい。だったら、もし、そういった、目で見える、例えばDVDだとか、今回コストキャップ型がメインになっておりますので、それにかかわるような、親切なわかりやすい説明の仕方というものもやはり、これはあればですよ、あればぜひ取り入れていただいて住民の声も聞く。これは、例えばホームページだとか広報というのは、これは一方的なものであって、先ほどアンケートをとったと、数十名の方が置いてくれたということでありましたが、実際、ここまで来ますというと、やはり住民の方の声というものをきちっと聞く必要が必ずある。わからない説明をぶつけたところで、これはわかりません。ですから、わかりやすい説明をした中でしっかりと意見を聞くということが求められるというふうに思っております。

私もいろいろな説明会だとか、あるいは講習会等々は少なからずとも経験しておりますが、DVD等をお見せしますというと非常にわかりやすいんですね、口頭で言うよりか。だで、もし、あるかどうかわかりませんが、あればぜひそういうものを取り入れてやっていただけたらと思うんですが、そこらあたり、ちょっとお聞きします。

○建設部長（片岡 勝君）

今、丸田議員の御意見に全く同感でございますので、県並びに、もしくは国のほうまでチャンス、機会をつくりまして、そういった説明会も検討したいと、計画したいというふうに思っておりますし、その辺、直接であります県のほうとよく調整しますので、よろしく願いいたします。

○11番（丸田博雅君）

本当にこれは真剣になって取り組まないという大変なことになる。いわゆる我々議会も、あるいは執行部のほうも、腹をくくるといのような気持でかからないというと、これは大事業です。ただ単に、いわゆる国交省から提案されたから、はい、わかりました、あるいはそうですねということじゃなしにしっかりと取り組んでいきたい。もちろん我々も、先ほど述べましたように勉強する場をきちっとつくって議論、勉強をしなければならぬというふうに思っておりますので、その点もあわせて、またいろんな面でお聞きをし、あるいは来ていただいて議論の場に出ていただくということもあろうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

本来からいきますというはまだまだあるわけですが、5人目ということでダブリ通しですので、こんなことをきのう聞いていなかったのかと言われてもいけませんので、最後になりますが、改めて町長に再度考えをお伺いいたします。

我々議員はこの事業に対し、多分誰ひとり反対はいないと思っています。しかし、我々がよかれと思う事業が将来子供や孫に大きな荷物を背負わせることのないようにはどうすればよいか、そして、現段階では町当局からは、公共下水道実施の可能性があるから、今後、調査を引き続き行いたいとの答弁がありますが、今後の予定と

して公共下水道実施の最終判断はいつごろになりますか。町長の見解をお伺いし、再質問を終わります。

○町長（山下治夫君）

いろいろと御提案、また、建設的な御意見ありがとうございました。

この公共下水につきましての着工の最終判断につきましては、担当部長が申しましたとおり、今後、基本設計、詳細設計をしますと数字が固まってまいります。そうした段階で、その数字でもって議会並びに町民の方々へ十分説明をした後が判断の時期であろうというふうに感じております。

今、担当部長、来年度予算で基本設計、詳細設計を一括でということ、単年度ということでも申しておりますが、これは時間がかかる場合もございますので、上程をさせていただき、詳細な設計を持ち、数字、全てのものを持って、今、丸田議員御指摘のようなDVDだとかそういったものを使いながら説明できるだけの準備をしまして、これから議会と、また、町民の方々へお願いをし、訴え、また一緒に考え、よりよい美浜町、将来の子供たちにああしておけばよかったと言われるようなことがないようなことをしてまいりたいというふうに思っておりますので、決断時期につきましては実施設計の後の説明した後でございますので、今からもう少ししばらく時間がかかろうかというふうに思っておりますし、この間につきましても、今、公共下水に対する町の取り組み姿勢等々につきましては、広報、またいろんなところを通して御報告、御相談申し上げ、意見を伺ってまいりたいというふうに思いますので、ぜひとも、大変失礼な言い方になりますが、議会とともども一緒になって研究をし、禍根を残さない美浜町をつくっていきたいというふうに思いますので、御協力のほど、お願い申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、丸田博雅君の質問を終わります。丸田君は自席に戻ってください。

〔11番 丸田博雅君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで、議長より報告します。

ここで休憩をとりたいと思います。再開を10時30分からといたします。

以上でございます。

〔午前10時10分 休憩〕

〔午前10時30分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山本和久君は質問をする準備をしてください。

10番 山本和久君の質問を許可します。山本和久君、質問してください。

〔10番 山本和久君 登席〕

○10番（山本和久君）

一般質問最後の質問者です。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づき質問してまいります。

本日は2項目について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1点目、河和港駐車場について。

河和港駐車場については、以前は港の野積み場であったスペースを利用したもので、不法放置車両や不要とな

ったヨット、ボート等が廃棄されており、港の美観や安心・安全面からも早急な整備が必要とされてきました。このたび、地元河和地区及び利用者の長年の要望がかない、明るくきれいな港の駐車場として工事が完了すると伺っています。

そこで、以下、4点質問をいたします。

- 1、一般の住民が利用できるのはいつからか。
- 2、駐車場の管理はどのように行う予定か。
- 3、駐車料金は幾らか。
- 4、駐車場利用者はどのくらいと見込んでいるか。

次に、2項目め、災害時用備蓄食料及び飲料水について。

去る11月17日に行われました、愛知県と美浜町の共催で行われた地震・津波訓練は、災害時を想定した訓練や準備がいかに重要であるか、改めて確認をさせられました。大村愛知県知事も備えあれば憂いなしと何度も発言されていました。

食料備蓄も災害時対策として大変重要なことであります。現在、本町では災害時用食料及び飲料水を備蓄していますが、町内1カ所のみで保管しています。大津波等の被災時のことを考えると1カ所のみの備蓄ではリスクが多く、複数箇所での備蓄が望ましいと考えます。

そこで、以下、4点質問いたします。

- 1、本町の食料備蓄に対する基本的考えは。
- 2、現在の備蓄場所はどこか、また、その標高はどのくらいか。
- 3、現在の備蓄量はどのくらいか。
- 4、避難所ごとの分散備蓄など、複数個所での備蓄を考えているか。

以上で壇上の質問を終わります。

○建設部長（片岡 勝君）

山本和久議員の御質問にお答えさせていただきます。

河和港駐車場についての御質問の1点目、一般の住民が利用できるのはいつからかについてでございますが、現在整備工事中でございますが、12月末に工事完了いたしまして、平成26年1月1日より供用開始の予定でございますので、よろしくお願いいたします。

2点目の、駐車場の管理はどのように行う予定かについてでございますが、1月から3月までは試行的に町で管理をさせていただきます。その後、河和区さんのほうにぜひ管理業務をお願いして移行させていただく予定をとっておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の、駐車料金は幾らかについてでございますが、河和駅周辺の民間駐車場料金を参考に設定をさせていただきました。まず、1時間につき100円、ただし、入庫後1時間未満は無料とさせていただきます。10時間を超え24時間までは1,000円といたします。以後、24時間ごとに同じ取り扱いとさせていただきます。また、定期駐車につきましては、1カ月につき5,000円を予定しております。

続きまして、4点目の、駐車場利用者はどのくらいと見込んでいるかについてでございますが、駐車台数が127台でございます。そのうち、河和区さんへの利用分といたしまして、ほぼ1割の13台分を無料とさせていただきます。障害者専用駐車場台数3台を含めまして、合計114台を有料駐車場といたします。そのうち、1日の利用平均台数を、定期駐車がほぼ40台、日貸しが18台、時間貸しで35台ほどを想定いたしまして、年額ほぼ700万円の駐車料金を見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長（森田 篤君）

次に、災害時用備蓄食料及び飲料水についての御質問の１点目、備蓄食料に対する基本的な考えはから、４点目の、避難所ごとの分散備蓄等、複数個所での備蓄を考えているかまでにつきましては、関連がございますので一括して御答弁をさせていただきます。

議員御承知のとおり、本町には農業を営む方が多くおいでになり、そのため、都市部と比較して食料の潜在的な供給能力は高いものと考えております。そのため、万が一、大規模な災害が発生した場合にも、家族のみならず、親戚や近所の友人、知人に対する食料の供給源としての位置づけが期待できるものであり、自助、共助という観点からも重要な役割を担っていただけるものと期待しているところでございます。

もちろん、行政による食料等の備蓄は必要なものでございますから、保存年限を考慮しながら毎年更新することにより、一定数を確保するよう努めております。

町におきましては、野間公民館の北隣、標高約3.6メートルの場所にあります旧野間駐在所を備蓄倉庫として利用しておりますが、議員御指摘のとおり、食料の備蓄はここ１カ所で行っております。

本年10月末現在における備蓄食料は、乾パン及びクラッカー4,350個、アルファ米は5,100個であり、これは、住民の約４％、1,000人程度の方が避難生活をした場合における３日分の備蓄となります。

また、飲料水は、ペットボトルにより1,260リットル備蓄しているほか、河和中学校及び野間小学校の飲料水としても使用できる防火水槽で合わせて200トン、河和及び上野間配水池で合わせて5,550トンの水道水が飲料用として利用できます。

この数量につきましてはさまざまな御意見がございますが、大規模災害発生時には、先ほども触れましたように、農業を営む方が多いという地域の力と合わせ、町外からの支援物資が届くまでの間の食料確保を継続してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の分散備蓄等につきましては、まず、津波被害につきましては、愛知県から最終的な浸水予想が公表されておりませんので、今の防災倉庫の所在場所に関する被害状況は明確にはお答えできませんが、リスクを避けるという観点からも複数の場所での分散備蓄は必要であると考えております。

例えば、避難所である各地区の小・中学校等の敷地内に備蓄食料を分散することは備蓄の集中というリスクを回避する手段の１つですし、また、役場あるいは総合公園の周辺を整備し、比較的大型の倉庫において、土木資材や水道資材と備蓄食料等をあわせて保管し、集中的に管理することも津波対策としては有効であると考えられます。

いずれの考え方も現時点では具体的に計画されたものではございませんが、今後、何らかの形で実施すべき事項であると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（磯部輝次君）

山本君、再質問はありますか。

○１０番（山本和久君）

まず、河和港の駐車場についてなんですが、最初に、３番目の駐車料金は幾らかということなんですが、料金設定については本定例会で条例として議案上程されておりますので、その中で示されたものですので、委員会、本会議で議論されるというのが本当だと思います。ここでは、とにかく何を一番参考の金額決定の根拠にされたかというのをちょっとお知らせをいただきたいと思うんですが。

○都市計画課長（斎藤 功君）

使用料の根拠、料金設定の根拠についてでございます。

これにつきましては、武豊町さん、南知多町さんも公共駐車場がございます。その料金を参考にさせていただいております。

それと、もう一点、民間駐車場、河和駅周辺には18カ所ほどの民間駐車場がございます。その料金も参考にしながら、民間料金を圧迫しないという面も考慮しながら設定してございますので、よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

あらゆる駐車料金を検討して、今の、現在の値段が出たということですね。

それより前に、申しわけありません。まず、この新しい駐車場というのは、どの利用者を目的として整備されたものか、例えば、島へ渡る旅行者の方、もしくは南のほうから通ってみえる河和駅利用者、通勤・通学者、いろいろたくさんの方がとめてみえると思うんですけど、重立った利用者というか、この人たちをターゲットにした駐車場整備を行ったということをちょっと聞かせていただくとありがたいんですが。

○都市計画課長（斎藤 功君）

今回の駐車場整備につきましては、もちろん一番大事なのが地元住民の方々、それに付け加えまして、もちろん名鉄海上船利用者の方々、観光での利用を推進しておるところでございます。

また、他方で、今まで駐車場、南知多のほうからも利用されてみえるというふうにも把握しておりますので、今回の整備について、より多くの方に今後利用していただければというふうには考えております。

○10番（山本和久君）

地元とか観光業者を主なターゲットとして整備をされたということですね。

あとは、新設された駐車場なんですが、何か特徴はありますか。安心・安全面とか、これが秀でていよとか、一般よりここがいいですよとか、何かそういう長所とかあればありましたらアピールをしていただくとありがたいんですが。

○土木課長（廣澤辰雄君）

現在、駐車場のほう、整備工事を進めておる状況でございますが、その駐車場の特徴といたしましては、LEDの防犯灯を17基設置しております。また、自動料金システムを導入いたしまして、時間貸し、定期、それらの精算システムを導入するところでございます。さらに、防犯カメラを設置を予定しております。

よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

今の特徴の中に自動料金システムというお答えがあったわけなんです、これは管理のほうにもちょっとかわることなんです、人が要らなく、自動管理で行うのか、やっぱりそれにかかわる人が要るのか、その辺はいかがでしょうか。

○土木課長（廣澤辰雄君）

自動料金システムにつきましては他の市町にもございます駐車場にも設置されておりますが、時間貸し、入庫の際に券をいただいて、出庫のときに精算をする形をとりますが、そういった時間貸し、定期、また、1時間無料等のサービス券等の、機械が自動で精算をするシステムとなっております。

○10番（山本和久君）

じゃ、料金収受に関しては、人が介在しなくて自動で機械がやっていただくということでよろしいですね。

あと、観光センターを利用される方が非常に多くて、河和区関係の催し物やなんかのボランティア会議であるとか、趣味の会で使われる方とか、いっぱい、たくさん使われるわけなんです、今の部長のお答えですと13台が河和区のあれに確保してあるということなんです、この辺の13台は絶えず無料であるのか、あふれた場合は

どうなるのか、その辺をちょっと詳しくお知らせください。

○都市計画課長（斎藤 功君）

河和区さんの13台はもちろん無料でございます。なお、あと、例えばボランティア団体さん、地区の会合等々で公用での減免団体さん等の取り扱い、これにつきましては、駐車認証機というものがございます。これにつきましては、入庫するときにカードを、駐車券をとると、それで、お帰りの際に、例えば会合が、時間が1時間を超して2時間になったと、そのときにこの駐車認証機を通していただくとそれで出庫ができるというふうで、今、取り扱いを河和区さんと協議しております。

○10番（山本和久君）

そうすると、確認ですけど、13台以上とめられた方で、ボランティアなんかで、当然、無料がふさわしいという方であれば、その認証機を通せば料金を払う必要がなくて出庫できるという理解でよろしいですか。

○都市計画課長（斎藤 功君）

そのとおりでございます。

○10番（山本和久君）

あと、非常に大きな問題がありまして、河和港は御存じのように、入り口に大きな水門がありますよね。過去にどれくらい閉まったか、ちょっと私はデータを持っていないんですが、仮に津波警報、それから高潮警報、その他で水門が閉まってしまうと、それより先にある駐車場は必然的にロックアウトされた形になってしまいまして、表へ出ることができません。何百万もするような高い車をそこで拘束できるのかどうか、その辺の対策は何か考えてみえますでしょうか。

○都市計画課長（斎藤 功君）

当然、門扉が災害等で閉まる場合がございます。あると思います。それを想定しまして、実は、駐車場の入り口、出口に看板を4枚設置させていただきます。そこで、注意事項として、そういった災害のおそれがある場合は門扉が閉まりますということはお知らせしていく予定でございます。

また、定期券の購入者、この方につきましては、申し込みの中でその辺を条件事項としてうたわせていただいて、その御了解を得てから申請していただくというようにしていく予定でございます。

○10番（山本和久君）

相当の被害が想定される場合とかでないといふ水門は閉まらないと思うんですが、ここのところ、やっぱり早目早目に警報なりなんなりが出て、閉まる可能性が強く、私個人は感じておるんですが、そうすると、やっぱり拘束時間が非常に長くなると、ロックアウトされておる。くれぐれもその辺の周知徹底がうまくいってトラブルがないようにお願いをしたいと思います。

あと、きれいになった駐車場の奥に、日本福祉大学のヨット部の艇庫がありますよね。あれがちょっと荒れて相当傷んでいるような状態なんです、この辺の対策は何か考えてみえますでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

あそこのエリアにつきましては愛知県のほうと協議させていただいております。日本福祉大学につきましても占用許可をとっておりますので、以前にもお話しさせていただきましたですけど、余り整理整頓が悪いようであれば占用許可は取り消すというようなことも、そういった手法に出ることもあり得るということで、大学さん並びにもう一つ隣が内海の高等学校の部分もございまして、それにつきましては、ダイレクトに県のほうから学校のほうへ指導が入っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○10番（山本和久君）

必要があってあそこに、便利がよくてできているものですので、私個人はうまく共存ができたらなという考えですので、その辺は十分配慮して行ってください。よろしくお願いいたします。

次に、災害時の備蓄食料についてなんですが、現在、ある区長さんにこの間会ってお話を伺ったら、少しは区で持っているよというような話が出ていまして、多分、賞味期限切れかな、いっぱいいっぱいかなというような話も出ていましたので、行政としては今、各区の食料備蓄というのはどのような把握の仕方をしてみえるわけですか。

○防災安全課長（本多孝行君）

各行政区さんが自主的に備蓄をされている部分につきましては、申しわけございませんが把握は特段いたしておりません。

役場のほうから各区のほうへお配りするというものは特段ございません。ただ、例年、各区で自主防災訓練をした場合に、何か参加していただいた方に配るものはないかというようなときには、賞味期限、保存食料は5年ですので、それが1年を切ったようなものについては、せっかくですのでお使いいただければいいというふうで配付はさせていただいておりますが、希望数お配りできないこともございますので、自主的に買われた方、買われている区もあると思います。また、自主的にそれにあわせて備蓄をされてみえる区もあると思いますが、先ほど申し上げましたように、こちらのほうで報告を求めておりませんので、把握できておりませんので、よろしくお願いをいたします。

○10番（山本和久君）

やっぱりこれは、ある程度は行政側も把握をしていないとまずいと思います。ここの区は全く備蓄がない、この区はしっかりあるよという差が生じてしまいますと、もちろん、さきの部長の答弁のように農家が多くて、食料、潜在的なあれが多いというお話だったんですけれども、やはり、いざとなったときに、有事のときに、その辺が把握してないとやっぱり争い事が起きたり、それから、ピンスポットで欲しいところに行かない。本当に欲しい人が困って見える、それはやっぱり極力避けないかなという、そういう気持ちでありますので、自主的にどこが、どの区がどれぐらい持っているとか、何かあったらこの区は足らないなという、平均からいっても足らないということであれば、逆に行政のほうからもう少し備蓄されたらどうですかというような助言をしていたきたいと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○防災安全課長（本多孝行君）

議員のおっしゃることは十分理解できます。把握させていただくこと自体は全く問題ございませんので、それはある意味では町としての備蓄を進める上でも参考とすべき資料でありますので、把握といいますか、各区のほうに今後お聞きしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

やっぱり、有事のときにその情報があるかないかというのは非常に大きな分かれ道になると思います。ぜひともやっていただきたいと思います。

それから、現在1カ所での町の保管ですけれども、3.6メートルの標高ということで、これが高いのか低いのか、まだデータが出ていないという、新しいデータが出ていないというようにお話だったんですが、いずれにしても、部長も言われましたけれども、1カ所で集中保管するというのは、やはりこれはちょっとまずいなという気がしてしょうがありません。

小分けすることによって、管理の面で若干の事務量がふえるというようなデメリットといいますか、あれはあると思うんですが、やはりリスクを考えますと、分散備蓄、これがいいなというふうに思っております。いつと

は申しませんでしたが、視野に入れて対応するというような内容の御答弁だったものですから、ぜひともそれをお願いしたいと思います。

愛知県知事のお言葉ではないですが、備えあれば憂いなしですか、本当にそのとおりだと思いますので、一つ一つ不安要素を取り除いて、想定外の大災害が来ても何としても対応できるような、そういう町の防災システムをつくってほしいと思います。

答弁は要りません。これで終わりたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本和久君の質問を終わります。山本和久君、自席に戻ってください。

〔10番 山本和久君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月7日から12月9日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、12月7日から12月9日までの3日間を休会することに決しました。

来る12月10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

〔午前11時01分 散会〕

平成25年12月10日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

平成25年12月10日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第45号 知多地区農業共済事務組合の解散について
- 日程第2 議案第46号 知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第3 議案第47号 知多地区農業共済事務組合規約の一部改正について
- 日程第4 議案第48号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第51号 美浜町地域の元気臨時交付金基金の設置及び管理に関する条例について
- 日程第8 議案第52号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例について
- 日程第10 議案第54号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例について
- 日程第11 議案第55号 美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第56号 美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第57号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第58号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第59号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第60号 平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第61号 平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 発議第8号 ブラック企業への厳正な対処を求める意見書について
- 日程第19 発議第9号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について
- 日程第20 請願第2号 新聞の軽減税率に関する請願

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	大 崎 卓 夫 君	2番	中 川 博 夫 君
3番	石 田 秀 夫 君	4番	千 賀 莊之助 君
5番	山 本 辰 見 君	6番	鈴 木 美代子 君
7番	野 田 増 男 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	杉 浦 剛 君	11番	丸 田 博 雅 君
12番	島 田 昭 夫 君	13番	磯 部 輝 次 君
14番	家 田 昇 君		

◎ 本日の欠席議員（１名）

10番 山 本 和 久 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２２名）

町 長 山 下 治 夫 君
教 育 長 山 田 道 夫 君
総 務 部 長 森 田 篤 君
厚 生 部 長 岩 瀬 知 平 君
建 設 部 長 片 岡 勝 君
総 務 課 長 牧 守 君
税 務 課 長 大 岩 哲 治 君
住民福祉課長 沼 田 治 義 君
農業水産課長 永 田 哲 弥 君
土 木 課 長 廣 澤 辰 雄 君
水 道 課 長 伊 藤 昭 一 君

副 町 長 石 川 達 男 君
会 計 管 理 者 神 谷 信 行 君
企 画 部 長 粂 山 博 資 君
経済環境部長 久 野 元 嗣 君
教 育 部 長 山 森 隆 君
防災安全課長 本 多 孝 行 君
秘書広報課長 谷 川 徳 寿 君
保 険 課 長 山 下 幸 子 君
環境保全課長 齋 藤 博 君
都市計画課長 齋 藤 功 君
生涯学習課長 坂 本 順 一 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 岩 本 修 自 君

局長補佐兼
議 会 係 長 夏 目 明 房 君

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

休会中に２件のうれしい出来事がありました。

１つ目は、先日土曜日、第８回の県市町村対抗駅伝競走大会が開かれまして、本町は昨年と同様で６位でございましたが、昨年のタイムを上回る堂々たる６位に入賞し、表彰されました。知多半島の町村、非常に活躍が目立ちました。監督さん以下、選手の方、関係者の方及び応援をしていただきました皆さんに、御苦労さまでございました。来年もぜひ頑張っていたきたいと思っております。みんなと一緒に応援に駆けつけます。

２つ目は、同日の夕方ありました美浜町商工会の皆さんによるＭＩＨＡＭＡ光夜祭2013、イルミネーションの点灯式が役場駐車場で行われました。ことはプレミアム商品券謝恩抽選会も同時に行われ、たくさんの人で大いににぎわいました。師走の夜を色鮮やかに、明るくゴージャスに、光の芸術と夢を演出していただきました。本当にありがとうございました。特に青年部の皆さんには、１月26日までのことですが、大変お世話になります。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、10番 山本和久君より、病氣療養のため欠席の届けがありました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第45号 知多地区農業共済事務組合の解散について

○議長（磯部輝次君）

日程第1、議案第45号、知多地区農業共済事務組合の解散についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第2 議案第46号 知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

○議長（磯部輝次君）

日程第2、議案第46号、知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第3 議案第47号 知多地区農業共済事務組合同約の一部改正について

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第47号、知多地区農業共済事務組合同約の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第48号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第4、議案第48号、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第49号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第5、議案第49号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本君。

○5番（山本辰見君）

1点だけ確認をさせてください。

議案説明のときにいろいろ説明はありましたけれども、この条例は、いわゆるできる規定というのか、勤務成績が極めて良好な、また、特に良好である場合に限り昇給することができるということですが、実態の中身は、ほかの人は昇給させないと、むしろ昇給を抑える条例だと思いますが、美浜町の現行の給与体系なり給与水準というのは、美浜町と同列ぐらい、いわゆる同規模の市町村、町村から見た場合、あるいは全国的な水準から見た場合、高過ぎることになるんでしょうか。実態はどうなのか。そのことが、本当に職員にとっては、私は非常に、多分当局の提案も苦渋の決断をしての提案だとは思いますが、そのことは職員から見ても本当に悔しい思いじゃないかなと思うわけですけど、その水準の実態をもう一度確認したいと思います。

○企画部長（靱山博資君）

給与の水準ということでございますけれども、俗に言いますラスパイレス指数というのがございまして、それで、国家公務員、今、下げておりまして、町といたしましても、3.8%の減額を今やっているわけでございますけれども、その減額をやる前の数字につきましては96程度のラスパイレス指数だと思います。ですので、国家公務員と比較すると若干低いのかなという感じになると思います。群内の比較になりますけれども、ほぼ中位ぐらいの位置を占めているというふうに思っております。

○5番（山本辰見君）

私は以前にも違う件でお話ししてそこでも発言したことがあるんですが、ラスパイレス指数の、いわゆる裏があつてというんですかね、単純に言うと、職員の平均年齢が高い場合は当然、数字としては高くなると思うんです、年齢で当然上がっていきますから。そこところは、ちょっと今、資料を持ち合わせじゃないんですが、職員の平均年齢からするとどうでしょう。やっぱり高くて、結果として今100を切っているとはいいいながら、ほかの市町村と中程度だと言いましたけれども、例えば都市部の市町村の職員の平均年齢から見たら高くないでしょうか。どうでしょう。

○企画部長（靱山博資君）

議員の指摘のとおり、美浜町におきましてはやはり、高齢者の職員が若干多目だということになっております。

○議長（磯部輝次君）

そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第50号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 6、議案第50号、美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第51号 美浜町地域の元気臨時交付金基金の設置及び管理に関する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 7、議案第51号、美浜町地域の元気臨時交付金基金の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3 番 石田秀夫君。

○3 番（石田秀夫君）

元気臨時交付金ということですが、それで余ったお金を基金で積み上げるということですが、本年度全部で今のところ 1 億5,160万という額だということをお伺いしたんですけれども、その中で本年度は 1 億を使ったと、そういうことですが、この地域活性化、また、雇用創出という交付金である意味のある中で、本年度どのように使われたのか御確認、今使われているのか、確認させていただきたいということです。まず 1 点です。

○総務課長（牧 守君）

石田秀夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

元気臨時交付金につきましては、1 億5,163万2,000円が国より交付されるということで、25日ぐらいに交付される予定になっております。それで、今年度につきましてはまだ未執行の事業の分も含めまして約 1 億円をそのうち執行させていただくということでございまして、残りの部分につきましては26年度に使用できることに制度的になっておりますので、その部分を基金に積んで26年度に執行させていただく予定をさせていただいております。

それで、25年度中の約 1 億相当額に相当する事業、何に使ったのかということでございますが、一応農業施設の整備事業の関係、あるいは観光センターのバリアフリーの関係、それから、食と健康の野外スペースの関係、それから、河和港の駐車場の整備工事の関係、それから、道路の新設改良、とにかくこういった町の単独事業、国・県から補助金をもらわないで単独で行います事業に充当させていただいております。

約10本ほどの事業に充当させていただいております、その総額が約 1 億円ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○3 番（石田秀夫君）

端的に、この交付金は本年度だけということなんでしょうか。そういった中で、次年度もあるということならば、1 億5,000万来るといふことならば、基金に積んでおくというよりも活性化に向けての使い道を考えてやっていくべきではないんでしょうか。

○総務課長（牧 守君）

この元気臨時交付金につきましては、昨年の24年度の国の第一次の補正予算で緊急経済対策ということで国が予算措置していただいたものでございます。算定に当たりましては、小・中学校のトイレ、国の補助の対象になります事業の町の負担分をもとに算定していただいております。自己負担分の約79.9%相当分を交付するという事で今回1億5,600万いただきましたけれども、本来ですと平成25年度中に、これは国の考え方としましては執行すべきというのか、執行することが望ましいということでございますけれども、25年度の単独事業が、それだけのものが今の段階では賄い切れないということでございまして、25年度で充てられるものにつきましては充てさせていただいて、残りの部分については制度で認められております翌年度の時点で執行させていただくということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第52号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第8、議案第52号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第53号 美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第9、議案第53号、美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 石田君。

○3番（石田秀夫君）

産業廃棄物処理施設の設置等に係るということですが、この条例をつくるに当たって、知多半島では2自治体がつくられているということですが、私も調べさせていただきました。というのは、東浦町、武豊町にあるかと思います。そういった中で、この美浜町に今こういう設置等に係る計画、事前協議に関する条例というのは、その必然性、どうしてこういう地区でこういうものがつくらなければいけないかということをはっきりお示しいただきたい。今、こういう必要に駆られていることが、動きがあるのかということをお聞きしたい。

以上2点、お願いします。

○環境保全課長（齋藤 博君）

具体的にはこの場でははっきりちょっと申し上げできませんが、産廃の中間処理施設に該当するかどうかというのは県が決めます。判断を県がしますが、実際にそういうような動きをちょっと察知しましたのでこの条例を上げるものです。したがって、ちょっと慌てておりまして、施行も2月1日とさせていただきます。

それから、石田議員、2町調べたようですが、2町の状況について、私、ちょっと紹介させていただきますと、ある町では、産廃の積みかえ保管施設、産廃を一時野積みというのか、保管する施設があったわけですが、それがいつまでたっても放置された状態で好ましい状況にはなかったということで、当然県の許可をもって施設を維持しておりますが好ましい状態ではない、町として何も言えなかったというところからある町では条例制定に至った。もう一つのところでは、設置業者が地元の説明会をやろうと、直接地元の区域の区長さんのところに行かれたそうです。区長さんがわからぬまま説明会を開催してみたり、いろいろやっておったそうですが、途中で区長さんが困ってしまいまして、困ってしまって町のほうへ相談に見えた。そこで町としては初めてそういう情報を知り得たということで、そんなような経過がありまして、武豊さん、東浦さん、整備しまして、私のほうの町もそういった、こういう条例を制定しようという動きに至ったわけでございます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第54号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第10、議案第54号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第55号 美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第11、議案第55号、美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 議案第56号 美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
について

○議長（磯部輝次君）

日程第12、議案第56号、美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番 山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

先ほどの55号と56号、いずれも消費税に関する一部改正に伴い変更するわけですが、この56号だけがなぜか附則で、条例は26年の1月1日から施行すると、ただし、料金というか、別表については4月1日となっていていすけれども、このことの意味が全然わからない。ほかの水道料金も含めてみんな4月1日からになっているわけですが、どう影響があるのか、それから、どんな影響があるのか、4月1日からというふうではなぜいけないのか説明ください。

○水道課長（伊藤昭一君）

山本議員にお答えさせていただきます。

この分担金徴収条例の一部の改正の中には、実は延滞金の項目がございます。延滞金につきましては施行が、消費税については4月からですが、延滞金関係につきましては町条例のほうの延滞金と同様で26年の1月1日に施行するということになっております。その関係で、うちの第10条の中にあります延滞金の関係でございますけれども、その条文を税条例と合わせるということで今回この条文のほうの改正をするものですから、その分につきましては平成26年1月1日施行という形をとっております。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第13 議案第57号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第13、議案第57号、美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 議案第58号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第14、議案第58号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番 鈴木美代子君。

○6番（鈴木美代子君）

こういった条例を解釈するのはなかなか、条例の解釈はなかなか難しいんですけども、つまりこの国保税条例の一部改正ですけども、これは、山林所得だとか株式等の譲渡所得、土地の譲渡に係る事業所得、先物取引に係る雑所得だとか、そういった所得がある人の優遇税制と言っていいんでしょうか。これ、対象者は何人ぐらいいいて、優遇される税所得、税は全部でどのぐらいになるんでしょうか。聞きたいと思います。

○保険課長（山下幸子君）

今回の改正につきましては、地方税法の平成25年度の税制改正の中で、金融所得、先ほど土地とかいろいろありましたけれども、その中で、譲渡所得に関しましては分離課税が認められているものがございまして、所得をする上で、配当ですとか利子について、今回金融の一本化という改正がございまして、その中で、そういう配当所得とか利子所得をお持ちの方が、源泉の分離課税ではなく、最初から引かれる税金をもって納税するのではなくて、申告によります分離課税を適用した場合、譲渡所得とかそういったものが発生した場合、3年間の損益を、損失があった場合の損失計算ができるという特例がございまして、その適用が所得を申告する際にそういう特例があるんですが、その特例を国民健康保険税の所得として計算した場合もそれを適用するというものでございまして、申しわけございません、その対象者が何人ですとか、その申告をされている方がどのぐらい適用されるかということではちょっと把握はしておりませんので、毎年申告をされる、その方は御自分で選択されるものですから、選択された方がその申告の対象となるということです。申しわけございませんがその人数とかは把握していないんですが、ただ、そういう譲渡損失が出た場合に適用になるという法改正があったものですから、住民税の改正というか所得の改正があったものですから、それに伴いましてそういった損益通算後の適用した所得を国民健康保険の所得割のほうにも反映させますという条例改正でございまして、これが先ほど申されました有利になるのかどうかというのは、その方々が、どちらが、例えば源泉されてもう20%が引かれるという一律の引かれ方のほうが得なのかという方はそちらを選択しますし、損益が出た方が3年間損益を繰り越して引けるものですから、そちらを選択するかということで、その方その方で得になるかどうかというのは違ってくるんですけども、損失が出た方は得になるかと思うので、そういう改正がちょっとわかりづらいですけども、そういうことが入ってございます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第59号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

○議長（磯部輝次君）

日程第15、議案第59号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 石田秀夫君。

○3番（石田秀夫君）

1つだけ伺いたいします。

補正予算書の27ページですけれども、土木費の美浜町交流拠点現地測量委託料ですけれども、総合公園拡張ということですが、どの部分を言われるのでしょうか。

○都市計画課長（斎藤 功君）

石田議員の質問にお答えさせていただきます。

総合公園につきましては、平成23年度より行っております美浜町交流拠点基本構想の中で、スポーツ施設の充実化、拡張というふうでうたわれております。そういった中、今回、第1グラウンドの南側、面積にいたしまして約3.8ヘクタール、この部分の現地測量をさせていただく補正予算でございます。将来的にはここに、軟式野球場、サッカー場、トイレ等々の整備を予定していくものでございます。

なお、この基本計画につきましては、今年度基本計画策定中でございますので、またこの辺がはっきりいたしましたら議員の皆様方にもお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第16 議案第60号 平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第16、議案第60号、平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第17 議案第61号 平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第17、議案第61号、平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第18 発議第8号 ブラック企業への厳正な対処を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第18、発議第8号、ブラック企業への厳正な対処を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 鈴木美代子君、説明願います。

〔6番 鈴木美代子君 登壇〕

○6番（鈴木美代子君）

発議第8号、ブラック企業への厳正な対処を求める意見書について。

ブラック企業への厳正な対処を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、提出者、同じく山本辰見です。

提案理由について、この案を提出するのは、若者を使い捨てにしようとする働かせ方の横行は、個々の企業等に短期的な利益をもたらすことはあっても、長期的には、我が国の将来を支える有能な働き手を失い、さらに社会的負担を増大させる。たださえ就職活動に苦しむ若者に、企業等と社会に対する不信感を増大させ、国の雇用・労働行政への信頼も揺らぐことになるため強く要望する必要があるからであります。

意見書を皆さん熟読されて、ぜひ将来のこうした労働力の拡大のために若者を支援するために賛同いただけたらと思います。

よろしく願います。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、発議第8号の討論、採決は最終日に行います。

日程第19 発議第9号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第19、発議第9号、介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

5 番 山本辰見君、説明をお願いします。5 番 山本君。

〔5 番 山本辰見君 登壇〕

○5 番（山本辰見君）

発議第 9 号、介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について。

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月10日提出、代表提出者として美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者として鈴木美代子議員であります。

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができます。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性があるため保険給付の継続を強く要望する必要があるからであります。

意見書の本文は次ページに添付させていただきました。国の制度というか、国の考えとは言われながら、ストレートに美浜町の高齢者の方々、いわゆる介護支援、あるいは介護のところへ直接影響ある中身でございますので、ぜひ同僚議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げてこれを国のほうへ上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、発議第 9 号の討論、採決は最終日に行います。

日程第20 請願第 2 号 新聞の軽減税率に関する請願

○議長（磯部輝次君）

日程第20、請願第 2 号、新聞の軽減税率に関する請願を議題といたします。

本案について、紹介議員より趣旨説明を求めます。

11 番 丸田博雅君、説明をお願いいたします。11 番 丸田君。

〔11 番 丸田博雅君 登壇〕

○11 番（丸田博雅君）

ただいま議題となっております請願第 2 号、新聞の軽減税率に関する請願についてでございます。

請願者の住所及び氏名は、知多郡美浜町大字野間字須賀 4 番地の 1、美浜町新聞販売店会代表根前伊三夫さん

でございます。

請願事項といたしましては、消費税増税に当たり、複数税率の導入、新聞への軽減税率適用について、政府へ意見書の提出を強く要望するものであります。

請願の要旨でございますが、来年4月の消費税増税によって、国民の知的基盤、民主主義を支える基盤である新聞が各家庭の経済的負担とならないよう、複数税率の導入、軽減税率の適用を実現していただくよう強く願うものであります。

以上で要旨の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査、並びに日程の都合により、12月11日から12月16日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、12月11日から12月16日までの6日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る12月17日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時40分 散会〕

平成25年12月17日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第5号）

平成25年12月17日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第45号 知多地区農業共済事務組合の解散について
議案第46号 知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産の処分について
議案第47号 知多地区農業共済事務組合同規約の一部改正について
議案第48号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第49号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第50号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第51号 美浜町地域の元気臨時交付金基金の設置及び管理に関する条例について
議案第52号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
議案第53号 美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例について
議案第54号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例について
議案第55号 美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第56号 美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議案第57号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任副委員長 報告〕
- 日程第2 議案第58号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第59号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第60号 平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
議案第61号 平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
〔総務産業常任副委員長 報告〕
- 日程第5 発議第8号 ブラック企業への厳正な対処を求める意見書について
日程第6 発議第9号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について
日程第7 発議第10号 公共下水道調査研究特別委員会の設置について
日程第8 請願第2号 新聞の軽減税率に関する請願
〔総務産業常任副委員長 報告〕
- 日程第9 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8までの各事件

追加日程第1 発議第11号 新聞の軽減税率に関する意見書について

日程第9

◎ 本日の出席議員（１３名）

1 番	大 崎 卓 夫 君	2 番	中 川 博 夫 君
3 番	石 田 秀 夫 君	4 番	千 賀 莊之助 君
5 番	山 本 辰 見 君	6 番	鈴 木 美代子 君
7 番	野 田 増 男 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	杉 浦 剛 君	11 番	丸 田 博 雅 君
12 番	島 田 昭 夫 君	13 番	磯 部 輝 次 君
14 番	家 田 昇 君		

◎ 本日の欠席議員（１名）

10 番 山 本 和 久 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（１２名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	神 谷 信 行 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	靱 山 博 資 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	建 設 部 長	片 岡 勝 君
教 育 部 長	山 森 隆 君	総 務 課 長	牧 守 君
農林水産課長	永 田 哲 弥 君	環 境 保 全 課 長	齋 藤 博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	局長補佐兼 議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

本日をもって定例会が終了しますが、ことしもあとわずかとなりました。新しい年を迎えようとしております。日増しに寒さの厳しい日が続いておりますが、十分お体に気をつけていただき、よいお年を迎えますよう御祈念申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

10 番 山本和久君から、病氣療養のため欠席するとの届けがありました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第45号 知多地区農業共済事務組合の解散についてから

議案第57号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで13件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第 1、議案第45号、知多地区農業共済事務組合の解散についてから議案第57号、美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで、以上13件を一括議題とします。

以上13件について、総務産業常任副委員長の報告を求めます。

副委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任副委員長 中川博夫君 登壇〕

○総務産業常任副委員長（中川博夫君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月11日 9時より役場 3階大会議室におきまして、説明員として各担当部課長の出席を得て、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしました。

当日は、山本和久委員長が病氣療養のため欠席されましたので、副委員長の私が委員長職を務めました。したがって、私から審査結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました13議案のうち、最初に、知多地区農業共済組合の解散についてから、議案第48号、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する案についてまでの 4 議案については、審査、採決の結果、4 議案とも全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において、議案第45号において質疑がありました。

質疑内容は、名古屋市を含め 6カ所になると聞いておりますが、実務的には影響は出てこないかということの質疑がありました。執行部からは、現在14名おり、順次プロパーに交代していくと。本町は 2名出向しておりますが、4月から 1名にし、順次プロパーに交代していくと。パートを予定しておりますということです。

それから、質疑の 2 番目ですけど、美浜町の職員はしばらく行くことになるのかということですが、一応本町としてはそのとおりだという回答です。

質疑は以上です。

討論はなしです。

採決、全員賛成により原案は可決されました。

それから、議案46号、知多地区農業共済組合の解散に伴う財産処分についてですが、質疑のほうは、財産はどのようなものがどのくらいあるのかという質疑がありました。執行部からは、財産は事業勘定と業務勘定があるということです。事業勘定は、水稻共済、園芸共済、家畜共済、果樹共済と 5つの勘定があるということです。金額は 4 億8,000万円強ですね。それは新組合に移すと。業務勘定は各支所が負担金を納めておりまして、経済的な、総合的な勘定と考えてくださいということです。それについては解散し、財産処分については半田市に継承することになっていると。半田市が各支所にどのように振り分けをするかということになっていると。各支所と協議をし、事業組合にて各支所に返すことになっていると。24年度決算による600万円ほどが本町に返ってくる予定です。お金としては、新年度予算に一応受け入れる予定になっております。

討論はございませんでした。

採決、全員賛成により可決いたしました。

4 議案とも討論はありませんでしたということですね。

次に、議案第49号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、採決の結果、賛成多数により一応可決されました。

この中で一応質疑がございました。

総額でどのくらいの影響があるのかという質疑がございました。執行部からは、おおむね300万から400万の減額が想定されるということですね。

それから、質疑では、この金額は単純にカットになるのか、給与の見直しの財源になるのかという質疑がございました。一応執行部からは、今回、人事院勧告に基づいて行うものだという事になっております。

それから、質疑、若い人にお金を回す、上がるはずの財源が300万円と想定されているだけですねということ、若い人にお金を回すことは全く論外の話ではないですかという質疑がございました。執行部からは、言い足らずという言葉が少しありましたんですけど、高年齢層の給与を下げるのが目的であり、その趣旨の発言をしましたと、こういうことですね。

それから、もう一つ質疑のほうでは、今まで国からの圧力で3.8%の給与カットがあったと。おかしいことはおかしいと発言し、ラスパイレス指数が高いというが、平均年齢が美浜は高く、そんなに優遇されているわけではないという質疑がありました。

討論のほうですね。失礼しました。

採決の結果、挙手多数により可決、原案は可決されました。

以上です。

次に、議案第50号、美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案54号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例についてまでの5議案については、審査、採決の結果、5議案とも全員賛成により可決いたしました。

議案第50号、質疑はありませんでした。

討論もなしです。

採決の結果、全員多数により可決、原案を可決いたしました。

それから、議案第51号、美浜町地域の元気臨時交付金、基金の設置及び管理に関する条例について質疑がございました。

交付金を使えるのが町の単独事業というが、重立ったものは何かと。元気な町にするのには少子化だとか子育てだとかで使える制限はあるのかということでした。執行部からは、単独事業の一般財源部分に充当すると。大きなものとしては、河和港の駐車場の関係、給食センターでの調理器具の更新、その他、農業、観光、土木の河川排水の関係に充当できる交付金であり、子育てなどのソフト事業には交付金は充てられない。子育てのハード事業には充てられるが、26年度にはそのような事業があれば充てることができるという回答でした。

それから、もう一つの質疑、新しい子が150人くらいになってしまっていると。どのような支援をできるか工夫をしてほしいということでもございました。

討論はありません。

採決は、全員賛成により原案は可決されました。

次に、議案第52号、美浜町税条例の一部を改正する条例について質疑がございました。どのような改正内容のことを言っているのか。執行部からは、改正内容は、年金の特別徴収の改定、金融関係の改正、年金のほう町外に転出したときに特別徴収ができる規定になったと。また、仮徴収額を年税額で徴収できるようになったと。金融関係は、公社債が非課税であったが課税になると。上場株式の税率が本則課税になる改正だということの回

答がございました。

以上、討論はありませんでした。

全員賛成により原案は可決されました。

次に、議案第53号、美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前協議等に関する条例について質疑がありました。以前に産廃条例を可決したが、その条例との関係はということです。執行部からは、以前は町の埋め立て等による土壌汚染及び災害防止に関する条例を以前つくった。通称埋め立て条例といっており、土質の規制をかけていると。事前に検査を受けてから埋め立てを行うことになっていると。今回の条件は、処理施設に対して、焼却・圧縮施設など、それを業として行うときに事前に知りたいため、執行部、本町はつくったと、ということで回答がありました。

討論はありませんでした。

全員賛成により原案は可決されました。

議案第54号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例についてを議題といたしました。質疑が、これはたくさん、ちょっとこの件はありますもんで、ゆっくりといきます。

周辺を調査してきたと言っていたが、利用者の分析はどのようになっているのかと。どういう人がどういときに河和港の駐車場を利用すると考えているのかと。執行部からは、観光センターが近くにあるので、地元の方が一番だと思うと。次は観光船利用者と判断をしていると。

次に、地元の人の分析は詳しくしていないのかという質問がありました。執行部からは、分析まではしていないが、名鉄利用者もいると考えていると。

それから、質疑では、地元の人では名鉄利用者は名古屋まで行く方だと思うと。観光客が駐車場にとめると考えているのかと。一応執行部からは、名鉄観光海上船利用者は、河和駅まで電車に来て、徒歩等で海上船に行く方が多いと思うと。中には車で来て海上船に乗る方もいると海上船のほうから伺っておりますという回答です。

次に、質疑のほう、18カ所の調査をした形態と料金を教えてほしいという質疑がございました。執行部からは、名鉄駅から半径300メートルを調査したと。料金がわからないところもあったけど、ほとんどが月決めで、中には1日のところもあったと。月決めで5,000円が2件、4,725円が1件、4,500円が1件、4,300円が1件、4,000円が1件、3,500円が1件、3,000円が2件でした。以上、本町執行部からの回答でした。

質疑のほうでは、半分ですかと、半分はわからなかったのかという御質問がありました。執行部からは、半分は把握できなかったという回答でした。

質疑のほうでは、半分では問題ではないか、その他調査でわかったことはないのかと。一応執行部からは、料金は民間を圧迫するのはどうかというのが冒頭にありましたけど、公共駐車場ということで5市5町の駐車場を調査したと。公営駐車場があるのが、半田市、知多市、東海市、大府市、武豊町、南知多町でしたと。料金体系は、4市は当町よりはるかに高い設定となっているので、隣町を参考にして、南知多町が1時間100円、1日2,000円、定期駐車は、1階から3階までは月7,000円、屋上は6,000円。武豊町は定期駐車の設定がないということですね。30分で50円、1日1,300円となっている。提案した料金が本町としては適切だという回答がありました。

次に、質疑のほうですけど、半田市はどのくらいなのかということでした。執行部からは、半田市は最初の1時間が200円、それ以後30分ごとに100円、1日は4,100円、定期駐車はパークライド方式で月5,090円ということの回答がございました。

質疑のほうで、半田の駐車場の場所は対比になるのかという御質問がありました。執行部からは、雁宿にある

駐車場で、1日24時間で4,100円という回答がございました。

次に、南知多町は聞いたところによりますと島の人がこちらでの行動のための車であると聞くと。向こうで持つと船で輸送する必要があるため。武豊町はどこですかという御質問がありました。本町からは、執行部からは、武豊町の役場東の交番の隣です。名鉄武豊駅から左側のところですね。

次に、河和区に13台の無料駐車場ができると聞きますが、公民館活動、会議等で来た人などは有料になるのか、公文などで来た人は有料でいいと思うが、新聞等で700万の収入があるとなっていたが、その根拠は、当初予算の1,200万との関係をどのように理解したらいいのかという御質問がありました。執行部からは、数字は後で説明するということでしたんですけど、13台の根拠は当初より河和区の分として決めておったということですね。観光センターは公民館活動の位置づけがあるので、河和区と協議の上で決定していく考えを当初より持っていたということです。無料認証機を使い、区長の判断で無料にしてもいいと思っています。管理は、当面は町で行う予定だということです。供用開始をして河和区に委託したときは、河和区が管理できる範囲で委託をしたいと。委託料の関係も管理会社と河和区と考えているが、業務内容も今後決めていきたいということでした。

次ですけど、無料機を設置するというのは、時系列的にはいつだったのか、時が、無料機の設置を決めたのはですね。一応執行部からの回答は、13台は最初に言いましたが、無料機は最初ではなく10月ごろに大体お決めしたということですね。数字はまたほかの執行部より説明するということです。それから、執行部から、河和港の駐車場については、平成24年度に河和港土地利用計画事業計画事前業務を発注して1日の最大駐車台数が一応93台と報告があったということですね。今回の駐車スペースは127台あり、うち13台が河和区、残りの114台中93台、約80%ということで一応計算はしていると、こういうふうの回答がありました。

一応質疑では、93台は無料でとめていると。有料になったらどのくらい減ると思っておりますかという質疑でした。執行部からは、当初で検討しているが現段階では未確定のため、93台で一応算定をしていると、こういう回答でした。

質疑では、当初の予算の125万4,000円は委託料ですかという御質問がありました。執行部からは、需用費と管理委託料ということです。需用費は駐車券です。委託料は業者への管理業務委託料ということです。非常災害時の対応の委託ですということの回答がございました。

次に、質疑ですけど、駐車場内で日常に起こるつり銭などの問題も含めてかという質疑がありました。執行部からは、料金の徴収事務は町の職員が行いますという回答がございました。

それと、質疑は、お金を集めるだけの話かということなんですけど、執行部からは、お金を集めてつり銭を用意し駐車券をセットするという回答がございました。

次のほうでは、委託業者は何をやるのかという御質問がありました。執行部からは、現場の管理業務、トラブルの発生時の対応、管理会社より警備会社に委託されてすぐに対応できるようにすると。例えば、券が詰まったなどのときに、インターホンで連絡をすれば対応をしてくださるということの回答がありました。

質疑では、1カ月10万円くらいで委託料が賄えるのかという質疑がありました。執行部は、そのとおりですと。10万円で賄えるということですね。

それから、質疑のほうへ行きます。業者は決めているのかということで、執行部のほうでは、見積もり等は現在いただいているので、その業者でと考えているということです。

次のほうでは、その業者はこの辺にたくさん駐車場を持っているのかという御質問でした。執行部のほうでは、委託業者は近くに持っていないが、警備会社が近くにあり、すぐに対応ができるという回答でした。

次のほうでは、なぜ1日1,000円の発想があったのか、500円での発想はなかったのかと。執行部からは、当時

そのようには考えていなかったと。平成21年に最初の計画を始めたが、県の占用料などがあり、収支のバランスをとるために初めは1,500円と考えていたと。今、県の占用料は減免で進んでおりますと。南知多の担当者とも話をした中で、武豊が1,300円、南知多が2,000円、1,000円なら本町は妥当ではないかという話で進んできたということです。

次に、質疑のほうですけど、県の占用料が減免されたと言われたが、借地料はどのくらいあったのかということですね。執行部からは、免除は償還がするまで区切っているが、南知多町と同じように減免の更新をしていく予定だということです。

それから、質疑のほうですけど、1月から供用開始になり、その後、河和区に引き継ぐようであるが、河和区との話し合いはどの程度進んでいるのかという御質問です。執行部からは、供用開始後は町で運営管理を行い、河和区との詰めの話し合いを今現在行っていると。区が行える範囲をピックアップしてもらっていると。相談してということですね。区長が心配しているのは、公民館活動が行えない状態になっては困ると。河和区との打ち合わせを納得していただいた中で運営を委託していきたいと、こういうふうを考えているということですね。

それから、質疑のほうですけど、供用開始をしてからいろんな問題がいろいろ今後出てくると思うんですけど、そのあたりは指定管理者になる河和区のほうは納得しているのかという御質問がありました。執行部のほうからは、区には99%ぐらいはもう一応了解はいただいているということの回答です。

質疑のほうですけど、水門の外へ駐車場を用意するので、水門を閉めなければいけないときは、駐車している人はいろんな行動をしてくると思う。津波などが来て水門を閉めてしまったときの責任はどこに行くのかという御質問がありました。執行部からは、門扉は災害時に閉めると支障が出てくると思うと。定期駐車場には災害時に門扉を閉めることもあると申込条文に入れると。普通駐車の方には、出入り口には大きな看板2枚とほかに2枚の看板を設置し、注意事項として掲載をすると。今、執行部、町のほうとしてはそういう考えをしているということで回答がありました。

それから、質疑で、立て札で責任回避ができるのかと。門扉を閉めるのは町であり、その判断が困るのでは。それだけで法的にいいのか。調査をしたのかどうかという御質問がありました。執行部からは、そのあたりについては、今回の条例の12条で事故の免責を設定しておくと。町としては、利用者の方にいろんな方法で周知を図っていききたいと思うと。また、3カ月経過後に利用者に対し、駐車料金等を含めたアンケートを今後も実施していきたいという回答がございました。

次の質疑ですけど、1つの提案ですけど、斜面で堤防を乗り越える退避道路をつくることは考えていないかという御質問がありました。執行部からは、今までそこまで検討はしていなかったと。今後は検討していきたいという回答がございました。

次に、質疑です。津波などでは車をとりに行かないと思うが、高潮警報のときに残っている車にどう指示するのかということですね。それと、もう一つ、条例が設定されていると。看板があり、それで裁判に勝てると思うか。町は顧問弁護士もおり、相談をし、だめであれば退避路の検討を、いろいろなことを考えておく必要があるのではないかという御質問がありました。執行部からは、退避時の関係も出ましたが、いろいろ検討すべきであると。早い時期に検討を進めていきますという回答がございました。

ちょっと休憩の後に、副町長が御臨席賜りました。執行部ですね。

河和港観光センターは公民館の機能を一応有していると。いろんな活動をしており、従来どおり公民館を活動するには無料で行うことを予定していると。完成後は、一定期間では町で管理を予定していると。完成後にいろんな問題が起こることもあるため、一定期間は町で管理する予定ですと。その内容を見ながら、その後に河和区

に管理をお願いしたいと思っています。河和区も全てのことは難しいと言っておるわけですね。どのようなことを管理、どのようなことをお願いできるかを含めて、状況を見ながら話を詰めながら今後のことは行いたいと思うと。料金の1,000円については、そのままお願いしたい。今後、状況を見ながら料金の改定などを検討する。今後、慎重に本町としては取り組んで、執行部、いきたい、こういう回答がございました。

次に、質疑のほうですけど、当面の3カ月間は町が管理することになるが担当職員はどこにいるのか、夜10時ごろなどはどのような対応をとるのかということですけど、執行部からは、当面の3カ月は町が行うと。その延長も考えておるということです。窓口は都市計画の職員で対応すると。河和区の事務所と連携をとりながら管理を進めようと思っています。苦情については、夜、夜間などは日本メカトロニクスが対応しますという回答でした。

それから、質疑のほうでは、現在の常駐体制はどのようになっているのかと。執行部は、都市計画課の中で現場にも行くが、ローテーションを組んで対応するということでした。

次のほうでは、1月からその業者が苦情処理を行うのか、委託契約を結んだのかということで、執行部からは、今、供用開始はしておらないと。供用開始前に契約を結ぶ予定だと。

質疑のほうでは、委託料は幾らかということです。執行部からは、14万8,000円です。3カ月ですと45万ほどになりますという回答でした。執行部からは、先ほどの質疑の質問ですけど、1つだけ河和区にお願いしてあることがあると。河和区には、無料の件は河和区にお願いすると。

それから、質疑がありました。公民館ですと夜10時ごろまでは利用できると思うが、観光センターの職員はその時間までいるのでしょうか。無料にしてもらうためにいるのかという御質問がありました。一応執行部からは、河和区は夜10時まで用務員さんがおりますので、その方が戸締まりをするためおみえになるので、無料の関係はその方をお願いしたいと思っています、という御返答でした。

次に、質疑ですけど、建設部長にお伺いしたいということなんですけど、営業開始したら業者に委託料を払うと言っているが、当初の話とずれが生じると。当初、予算で42万があると。美浜町が管理するときには不都合が生じれば考え直すと町長が言ったが、それとは別と考えるのか。3カ月、区が管理できないので町がそのときはすることになった。その間に不都合が生じれば、それはまた考えようと。既定の路線で進んでいると。当初予算とは違ってきていると。苦情処理までやるとなると変わってくると。苦情処理の中にはいろんなことが入ってくると。一応執行部からは、当初予算の説明する全体で125万4,000円、需用費が44万1,000円、委託料は自動改札機の保守点検委託料と改札機の警備委託料、管理委託料があり、先ほど執行部の部長が言ったのは管理委託料の42万円だという回答がございました。

次に、質疑が入ります。町長の発言と矛盾しませんかという御質問です。執行部、町長ですね。運用が始まれば、ハード部分は警備会社に委託していくと。その他の苦情処理などの管理は町で対応し、どのような問題が出てくるのかを対応していくと。利用料のことは今後のことであるという回答でした。

質疑です。副町長が発言したことを承知すればよろしいかということで、執行部、副町長は、そのとおりで、はいということです。

次に、指定管理になったとき、観光センターは経済環境部なのになぜこれは建設部が行うのか。執行部、港は県管理であり、その事務は建設部で行っていると。その流れで、土木課で河和港の駐車場を整備し、管理運営は都市計画課で行うと。隣町の南知多町も整備は建設部が行い、運営管理は現在、都市計画課が行っているという回答でした。

次に、質疑ですけど、収入が700万入り委託が140万ぐらいで余るお金がある。地域住民を考えるとそんなにも

うけなくてもいいのではないのかという御質疑がありました。それと、執行部は、お金をもうけるというよりも公共としての役目であり、そういう観点はないと。今年度は工事と供用開始後の管理の予算であるが、来年度は1年間の予算であると。自動改札機を導入するので、それに多額の予算が必要であると。必要経費と見比べて検討した金額でありますという回答です。

次に、質疑ですけど、今、84%の利用を見込んでいるが、今後の3カ月間でどのくらいであったら見直しを考えているのか。

○議長（磯部輝次君）

議長よりちょっと報告します。

副委員長さん、質疑の時間もとってありますから、この辺は詳細にはなくて大まかで結構です。次のほうへ行っていていただくというふうでお願いしたいんですが。

○総務産業常任副委員長（中川博夫君）

じゃ、次に、議案第55号、美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、これは、質疑はありませんでした。

討論ありません。

採決は、挙手多数により原案可決になりました。

議案第56号、美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんでした。

討論は、山本議員から反対を表明しておきますということがありました。

採決は、挙手多数により原案を可決いたしました。

議案第57号、美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたしました。

質疑はありませんでした。

討論は、山本議員から反対を表明するということでした。

採決は、挙手多数により原案可決されました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員会副委員長の報告が終わりました。

これより順次に、ただいまの総務産業常任委員会副委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第45号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第45号、知多地区農業共済事務組合の解散についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第46号、知多地区農業共済事務組合の解散に伴う財産の処分についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号、知多地区農業共済事務組合規約の一部改正についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第48号、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。5番 山本辰見君。最初に、反対討論でいいですか。

○5番（山本辰見君）

私は、ただいま議案となっています議案第49号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

第1の理由は、国家公務員の昇給抑制策を丸のみして、美浜町職員に負担を押しつけることに何らしかるべき理屈が通らないからであります。

美浜町職員の現行の給与体系は、25年度においても東日本大震災にかかわる支援策などとした国家公務員の給与削減策をうのみにして下げられたままでありますし、ラスパイレス指数の数字のまやかしもあり、決して高過ぎる給与ベースではありません。

さらに、今回の条例にあります55歳を超える職員といっても、中には、お子さんがまだ学生なり、扶養家族を抱えている、こういう世帯も多くみえると思います。そういう点では、生活給そのものが脅かされることとなります。

条例の文言は、昇給は勤務成績が極めて良好または特に良好である場合に限り行うとなっておりますが、実態は、条例改定の提案にありますように、高齢者層の昇給抑制措置を講ずること、これが大前提であります。

理由の第2点目は、給与の削減がさまざまな理由づけで繰り返されますと、日ごろ、町民の皆さんの健康、福祉、あるいは安全・安心の施策に頑張ってみえる職員の士気にも大きく影響を及ぼさざるを得ません。また、この間、繰り返されているように、あるときは公務員を中心に攻撃が繰り返され、また、ある時期はこの公務員の流れを逆手にとって民間企業の給与体系の見直しや昇給を抑える口実にもなっております。

長引く不況のもとで、輸出に関連する一部の大企業、しかもその大企業の経営者と株主だけが一定成長なり、そのように見えますけれども、そこで働いている正社員の人たちも、ましてや派遣企業の人たち、下請業者の労働者の賃金は、ここ数年ずーっと下がりっ放しであります。

政府においても、また、財界の側からも、曲がりなりにも労働者の賃金を上げなければ本格的な景気回復にはつながらない、こう言っているながら、実施している施策は真反対のままであります。したがって、国からのさまざまな理由をつけての押しつけをきっぱりとはねのけて、町当局として職員の生活水準を守ることを強く求めてこの条例案に反対するものです。

以上であります。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第49号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第50号、美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号、美浜町地域の元気臨時交付金基金の設置及び管理に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号、美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、反対討論でいいですか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

じゃ、反対討論から、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

じゃ、どうぞ、島田君。

○12番（島田昭夫君）

議案第54号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例について、私は賛成の立場で討論いたします。

当議案に関しましては、歴代河和区長より、河和港の土地有効利用の観点から有料駐車場を設置したいとの要望がなされていまして。このたび、ようやく実施の運びとなり、そのことについては同慶の至りではありますが、いざ実施となつて、具体的な利用料、管理方法、あるいは防災対策等に問題が起こってまいりました。執行部より実施案が提示されたわけではありますが、その案に対して、私どもが聞いている町民の方々の意見、考えとの間に違いが生じていることがわかったのであります。

そこで、小職といたしましては執行部とも調整を図ったのでありますが、一致を見ず、この案件は総務産業常任委員会に付託され、そこで再度質疑を尽くしたのですが、全て納得という結論には至らなかったものであります。

ただいま総務産業常任副委員長より、あたかも常任委員会が再現されたがごとく詳しい御説明をいただきました。大変に皆様方、御理解いただけたのではないかと、議論の内容がいただけたのではないかと思います。委員会として全員賛成の決議となりました。議論噴出の中で、執行部においても委員会の意見を尊重する形で、管理体制の問題、料金の問題で当局も住民の意見を参考にし、町が管理する間、期間はそれに限定はいたしませんが、その間で問題が生じた場合、善処するとの約束がなされました。特に防災に関しましては、より慎重に検討しなければならないとの結論に達したのであります。

とにかく、私たちは住民のための駐車場をとの観点から物事を進めてもらうべく要望するものであり、当局が前記項目で善処の約束がなされたので当議案に賛成するものであります。このことについては、総務産業常任委員会全員の総意である、先般の常任委員会の内容からして総意であると私は確信いたしております。

以上で賛成討論ですが、終わります。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第54号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。鈴木君。反対討論ですね。

○6番（鈴木美代子君）

議案第55号、美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

その理由は、今回の条例改正が、自民党、公明党、民主党などの裏取引による、強引な、消費税を4月から増税することを無批判に前提とした条例改正だからであります。

私たち日本共産党は、多くの町民の皆さん方の、消費税は上がっては困る、景気の回復が消費税を上げることによってさらに遅くなる、毎日の買い物にも困るし、生活がやっていけなくなる、年金だけで細々生活しているのにどうしたらいいんだろうなどの声を代弁し、消費税増税反対の運動を繰り広げてきました。

今、消費税についてさまざまな見方があるにしても、4月からの増税は認められないの1点での共闘の動き、運動が広がっています。したがって、町民の皆さんの生活支援と苦しい家計のやりくりで苦勞されている地域の皆さんに対して暮らしを守らなければならない立場から、美浜町農業集落家庭排水処理施設の使用料に対し8%の消費税を転嫁することになる条例改正には反対するものであります。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

では、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第55号、美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。6番 鈴木美代子君。反対討論ですね。

○6番（鈴木美代子君）

議案第56号、美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

これは、いわゆる新規の加入金に対して消費税増税分を転嫁することになる今回の条例改正は、地域住民の暮らしを守る立場から反対するものであります。

その理由は、消費税を4月から新たに8%に増税することを無批判に前提とした条例改正だからであります。

また、詳細の理由については、先ほどの議案第55号と同様の趣旨でありますので割愛させていただきます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第56号、美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。6番 鈴木美代子君。反対ですね。

○6番（鈴木美代子君）

議案第57号、美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正、給水条例の一部を改正する条例については、これは、美浜町水道事業給水条例のうち、給水装置の工事及び費用の分担金に対して、また、料金及び手数料に対して消費税増税分を転嫁することになるものであります。

今回の条例改正には、町民の暮らしを守る立場から反対するものであります。

また、詳細の理由については、先ほどと同じでありますので割愛させていただきます。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第57号、美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第58号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第2、議案第58号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

文教厚生常任委員会は、去る12月12日午前9時より役場3階大会議室におきまして、説明員として教育長初め各担当課長の出席を得て、当委員会に付託となりました議案を審査いたしました。

それでは、審査結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第58号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

また、審査の過程において、附則3には「一般株式等」の「等」が新しくつけ加えられているがなぜか。また、

改正する条例の資料による新旧対照表において、附則にある「配当所得等」の「等」がつけ加えられています。また、最後の新日本大震災による譲渡期限の延長など、詳しく説明してくださいとの問いがありました。保険課長から、配当の所得の種類の中には国債など特定公社債があり、利子所得は今まで20%の源泉がされておりましたが、譲渡益は今まで非課税でした。今回、株式と同様に課税されるようになったので「等」という表現になりました。一般株式による譲渡所得を上場株式等による譲渡所得と山林所得金額に比例する譲渡所得と分離されたため、「株式」の前に「一般」とつけ加える表現となりました。また、新日本大震災に係る譲渡期限の延長の特例については、内容に変わりはありませんという答えがありました。

また、国民健康保険税条例の改正についてどのように町民に周知しているのかという問いに対して、厚生部長から、決定すれば改正という形で掲示板に張って周知している。また、重要なものについては広報で知らせていくという答弁がありました。

さらに、今回の条例改正で国保会計にどんな影響があるのかという問いに対し、株式が大きく損失したときは、損失した人は申告することによって損失を差し引きすることができるということで、大きく影響はないと思いますという答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

〔「ちょっと訂正をお願いします。新日本と言ったのは東日本の間違いだと思いますので訂正をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、よろしく訂正のほど、お願いいたします。

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第58号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩にしたいと思います。10時45分より再開をいたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔午前10時23分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第59号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第59号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会副委員長、報告願います。

〔総務産業常任副委員長 中川博夫君 登壇〕

○総務産業常任副委員長（中川博夫君）

じゃ、休憩がとれまして、皆さんちょっとゆつくりできたと思いますが、御報告いたします。

日程第3、ただいま議題となりました議案第59号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会と付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

審査の過程において質疑はありません。

討論ありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告を願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第59号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

また、審査の過程において、児童手当支給事業の中でいろいろあるけれども説明してくださいという問いがあり、児童手当については国や県から負担金をもらいながら受給者の方には支給させてもらっているという答弁がありました。

また、教育費の2目の教育振興費の中で印刷製本費136万5,000円とある、これは何かという問いに対して、これは社会科の副読本で、3年生、4年生に配るものであります。全部で400部印刷しますという答弁がありました。

次に、体育施設費の中で、総合公園体育整備工事設計業務委託料120万円とあるが、空調整備についてだとお伺いするが、どことどこなのか、また、予算の総額はどれくらいかという問いがあり、全館を予定しており、この本予算は5,000万円でありますという答弁がありました。

また、19ページの母子通園施設わかば園について詳しく説明してほしいという問いに対して、現在、9組の母子が通園している。東海テレビより48万5,000円が寄附されましたそのお金は機能訓練の器具の備品にさせてもらっているという答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

各担当常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。5番 山本辰見君。まず、反対討論ですね。

○5番（山本辰見君）

私は、ただいま議案となっております議案第59号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場から討論します。

その理由は、今回の補正予算の中に、8款土木費、1目都市計画総務費、13節の委託料、この中に美浜町交流拠点現地測量委託料200万円が含まれていることであります。

これまで多くの町民の皆さんから寄せられている都市計画税に関連した声を紹介します。

長引く不況と、東日本大震災以降の津波・地震対策の影響にもよる地価の下落は美浜町においても非常に激しく、固定資産税、都市計画税の負担に本当に苦しんでみえる方が多くなって、これを何とかしてほしい。

長いこと都市計画税を負担しているけれども、地域として何も具体的な事業をやってもらっていない。

公園整備の事業のめどがついたのだから、都市計画税の税率を下げしてほしい。

万葉の森の整備などではなくて、自分たちの暮らしのほう、これは具体的には地域のいわゆる道路だとかなんかの住環境の整備のことをいいます、これを支援するのが本質ではないのか。

誰も望んでいないような、利用しないようなことになる公園の整備よりも、避難ルートの整備に本腰を入れて取り組んでもらいたい。

また、都市計画税が余るようになってきて、町民の気持ちも考えずに新しい事業への使い道を探しているのではないか。

交流拠点といっても、有料道路横のドッグランなどは美浜町に何をもたらししてくれているのかなと。

こういう意見、まだまだいっぱいありますけれども、このような町民の皆さんの気持ちを察するならば、あえてそんなに急いで、しかも補正予算を組んでまで交流拠点事業を展開することには賛成できません。担当する職員の口からはさしたるこの計画についての展望を持った構想を聞くことはできませんし、中身もコンサルタントに丸投げではないのかな、こう思います。

しかも、何よりもこの事業が、今、美浜町が将来に向けて一番悩んでいる課題となります。少子化、高齢化あるいは子育て支援に魅力のあるまちづくりから見ても、余りにもかけ離れていないでしょうか。

今度の補正予算の中には、寄附金に関連した事業以外には、今触れた少子化、子育て支援あるいは高齢者対策などの補正予算はほとんど見当たりません。町長が常日ごろ言っていることとこの予算案はかけ離れていると言わざるを得ません。

よって、今度の補正予算案に対して反対の立場を申し述べます。

以上であります。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

では、ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第59号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は、各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号 平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）から
議案第61号 平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで2件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第4、議案第60号、平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）から議案第61号、平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、総務産業常任委員会副委員長の報告を求めます。

報告願います。

〔総務産業常任副委員長 中川博夫君 登壇〕

○総務産業常任副委員長（中川博夫君）

日程第4を御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第60号、平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）から議案第61号、平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）の2議案については、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員会副委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの副委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第60号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第60号、平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長報告のとおり決することと賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号について、総務産業常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第61号、平成25年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長報告のとおり決することと賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、総務産業常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第8号 ブラック企業への厳正な対処を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第5、発議第8号、ブラック企業への厳正な対処を求める意見書についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。5番 山本辰見君。賛成ですね。

反対の方はございませんか、討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

じゃ、辰見君、どうぞ。

○5番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております発議第8号、ブラック企業への厳正な対処を求める意見書について、賛成の立場で討論します。

私たちがこの意見書をどうしても国及び国会関係者に届けたいと取り上げさせていただいたのは、大きく2つ

の理由があります。

その第1は、若者を使い捨て、使い潰す、このような働かせ方を放置することができないからであります。

いわゆるブラック企業では、採用した労働者を過重な労働に駆り立て、次々に離職に追い込むという大量採用、大量離職・解雇を前提にした経営が行われております。会社や上司の命令に絶対服従させるために、暴行などの身体的攻撃、暴言、侮辱、脅迫による精神的な攻撃など、パワーハラスメントが横行しております。厚生労働省の見解でも、過大な要求、いわゆる遂行不能なことの強制はパワハラに該当しますが、深夜まで必死に働かないととても達成できない目標だとか仕事量押しつけ長時間過密労働に駆り立てること、これも常態化しております。こうした中で、多くの若者が心と体の健康を壊して退職に追い込まれていきます。

目先の利益や経営者一族に巨額の富をもたらすためにこんな働かせ方を強いることは許されません。どんな企業であっても、そこで働く人たちの生活と権利、人間としての尊厳が踏みにじられているときに、それを是正することは政治の責任であると私たちは考えます。

2つ目の理由は、ブラック企業を放置すれば、日本全体の労働条件の悪化をもたらし、日本企業の経営と、そこで働く全ての人たちの生活に大きな被害をもたらすからであります。

ブラック企業は、特定の企業とそこで働く人たちだけの問題ではありません。放置すれば、いわゆる普通の会社が、違法行為や非人間的な働かせ方で低コストを実現するブラック企業に淘汰されてしまいます。結果として、対抗上ブラック的な働き方を押しつけてくる企業がふえていくことにもなります。既にブラック企業というのは、ITだとか、こういった新興産業から始まり、飲食などのサービス業、衣料品、運送など、さまざまな産業や分野の大企業にも広がっており、この規制は日本社会と経済にとっても急務であります。

ブラック企業が成り立つのは、いわゆる正社員でも募集すれば幾らでも人が集まるんだ、今こういう労働市場になっているからであります。働いている人は、やめたら正社員での再就職はできないのではないか、こういう恐怖感から、連日深夜になるまでの長時間労働だとかパワハラやいじめにも耐えて、しがみつかざるを得ない状況に追い込まれております。

これまで、派遣法を初めとする労働法制の規制緩和で、非正規労働者を労働者の4割近くまでふやした。このことが実はブラック企業の存立基盤になっているということであります。ところが、これに対して、自民党、公明党の安倍内閣、派遣を常用雇用にはしないというこれまでの大原則も投げ捨てて、正社員を派遣に置きかえることを完全に自由化し、今、禁止されている日雇い派遣も復活させる、こういった労働者の派遣法の大改悪案を来年の通常国会に提出しようとしております。また、解雇自由のブラック特区なるものもつくろうとしております。こんなことをすれば、非正規雇用がもっとふえて、若い人たちが正社員になる道を一層狭めて、ブラック企業をふやし広げることになってしまいます。

ブラック企業の無法な働かせ方を規制する新しい法律をつくる世論と運動を広げることと一体に、いわゆる使い捨て、使い潰しの働かせ方を広げた労働法制の規制緩和の流れを転換させて人間らしい雇用のルールをつくることは、今、大変重要な課題となっております。

最後になりました。ブラック企業の無法から、労働者、とりわけ若い人たちの生活の健康と権利を守るために、私たちが地方議会から一緒に大きな声を上げていこうではありませんか。ぜひ同僚議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第8号、ブラック企業への厳正な対処を求める意見書についてを採決します。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第6 発議第9号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第6、発議第9号、介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。6番 鈴木美代子君。まず、賛成、反対。

○6番（鈴木美代子君）

賛成。

○議長（磯部輝次君）

反対の方、ございませんか、討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

じゃ、どうぞ、鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

発議第9号、介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

高齢者になって介護サービスを受けるとき、私の周りのお年寄りは周りを気にして遠慮しがちでサービスを受けません。要支援になっても訪問介護をもっと受けたいのに我慢している方も多くみえます。何のために今まで保険料を払ってきたのか、少ない年金の中から払ってきたのに、また、消費税は福祉の充実のために使われるんじゃないのか、なぜ介護サービスが改悪されるのかと私たちに怒ってくる方もみえます。

厚生労働省は、介護を受ける高齢者の身になってこうした改悪を考えるのでしょうか。訪問介護、通所介護の対象から要支援1・2を外すという厚生労働省の考えは納得できません。

用意した意見書案が町民の思いを的確にあらわしていますので、意見書案を読ませていただきます。

厚生労働省は、社会保障審議会保険部会において、介護保険で要支援と認定された高齢者を保険給付から外し、市町村が実施する新しい地域支援事業に移行する方針を示した。この事業は、市町村が地域の実情に応じて行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任されます。しかし、その費用に、一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業所の経営等に悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人たちにとっては、初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっている。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生ずる。

よって、政府においては、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう強く要望するという内容であります。ぜひ同僚議員の賛成で国のほうに送ることができますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第9号、介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書についてを採決します。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第7 発議第10号 公共下水道調査研究特別委員会の設置について

○議長（磯部輝次君）

日程第7、発議第10号、公共下水道調査研究特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 杉浦剛君、説明をお願いいたします。杉浦君。

〔9番 杉浦剛君 登壇〕

○9番（杉浦 剛君）

発議第10号、公共下水道調査研究特別委員会の設置について。

美浜町議会に公共下水道調査研究特別委員会を設置するため、美浜町議会会議規則（平成2年議会規則第2号）第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出、代表提出者、美浜町議会議員 杉浦剛、提出者、同じく島田昭夫、鈴木美代子、丸田博雅、各議員であります。

提案理由、この案を提出するのは、公共下水道整備に関し、工事手法、管理手法などの諸問題、さらには環境、経済の両面から本町及び住民に及ぼす影響等について調査研究をすることが必要であるからである。

なお、別紙には特別委員会の設置について、名称、目的、それから委員の定数、氏名、そして、議会閉会中の活動等に触れていろいろと記してあります。

美浜町がこれから本当に大きな課題として取り上げてみえる公共下水道について、我々議員一緒になっていろんな研究調査をしまして、この問題に臨んでいきたいと考えておりますので、どうぞ議員の皆様の御賛同を得て設置していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第10号、公共下水道調査研究特別委員会の設置についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第 8 請願第 2 号 新聞の軽減税率に関する請願

○議長（磯部輝次君）

日程第 8、請願第 2 号、新聞の軽減税率に関する請願を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員会副委員長の報告を求めます。

副委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任副委員長 中川博夫君 登壇〕

○総務産業常任副委員長（中川博夫君）

日程第 8、御報告をいたします。

ただいま議題となりました請願第 2 号、新聞の軽減税率に関する請願は、審査、採決の結果、賛成多数により可決されました。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員会副委員長の報告が終わりました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。5 番 山本君。まず、反対ですね。どうぞ。

○5 番（山本辰見君）

私は、ただいま議案となっております請願第 2 号、新聞の軽減税率に関する請願書について、反対の立場からの見解を申し述べます。

消費税を 5 % から 8 % に増税することによって、経済的には非常に、いわゆる負担が大きくなって大変な状況になるということは、いろんな新聞報道によっても明らかであります。この 8 % を決めたのが、いわゆる民主党の政権の時代のことでございましたけれども、その後の選挙によって、国会では議員の多数によってこれを可決というか、決めたわけですが、国民の多く、また、美浜町民の多くの皆さんもこの消費税については反対が多々ございます。そして、税率を上げたこの 10 月以降の世論調査においても、多数の方が反対の意見を表明し

ております。

私たち日本共産党は現在、消費税への認識の違いはあっても4月からの消費税の増税は中止だ、この1点について、国民の皆さんやほかの諸団体に精力的に呼びかけている最中であります。そういう中での消費税増税を前提にしたさまざまな要望には賛同の立場をとることができません。

もちろん、今回の請願趣旨にあります消費税増税によって民主主義を支える社会基盤である新聞の購読が減るのではないかと、あるいは、国民の知的レベルや社会への関心が低下する、あるいは、特に低所得者等の方々、格差を拡大し社会的不安を招くことになる、また、販売店のスタッフの雇用の方が失われるなどの指摘がありますが、このことについては私たちも同じ認識でございます。

しかし、請願趣旨でも述べられているように、政府は景気回復に積極的政策を展開中ですが、国民の所得が順調にふえる保証はありません。このように指摘しております。今日の状況のもとでの4月からの増税の強行は、経済が底割れして国民の暮らしを直撃することは明らかであります。したがって、今、一番大切なことは、4月からの増税中止を諦めずに、消費税への認識は違っても4月からの消費税増税は中止してほしい、この1点でぜひ新聞販売店の皆さんにも呼びかけていくことは大切だと考えております。

したがって、この請願要請については反対の立場を表明いたします。

以上であります。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はございませんか。4番 千賀荘之助君。

○4番（千賀荘之助君）

私は賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど、山本議員のほうから種々、反対の立場であったわけですが、いずれにしても、民主主義におきまして新聞等、これは公共機関として絶対に必要であります。それまで消費税をかけるということは、幾ら何でも政府も今になって反省をしておるのではないかと、私はそういうふうにおっしゃるわけでございます。によって、的を射た請願であると思っております。

以上で討論を終わります。賛成討論の立場であります。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより請願第2号、新聞の軽減税率に関する請願についてを採決します。

この請願に対する総務産業常任委員会副委員長の報告は採択であります。本案は、副委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、請願第2号は採択と決しました。

ここで、暫時休憩いたします。再開時間については追って連絡をしたいと思います。以上でございます。

〔午前11時21分 休憩〕

〔午前11時35分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、暫時休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、発議第11号、新聞の軽減税率に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、発議第11号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第11号 新聞の軽減税率に関する意見書について

○議長（磯部輝次君）

追加日程第1、発議第11号、新聞の軽減税率に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

11番 丸田博雅君、説明をお願いいたします。11番 丸田君。

〔11番 丸田博雅君 登壇〕

○11番（丸田博雅君）

それでは、発議第11号、新聞の軽減税率に関する意見書について。

新聞の軽減税率に関する意見書を別紙のとおり提出をいたします。

平成25年12月17日提出、代表提出者、美浜町議会議員 丸田博雅、同じく提出者、美浜町議会議員 杉浦剛議員であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、来年4月の消費税増税によって、国民の知的基盤、民主主義を支える基盤である新聞が、各家庭の経済的負担とならないよう、複数税率の導入、軽減税率の適用を実現していただくよう強く要望する必要があるからであります。

なお、皆様のお手元に配付したとおりでありますので御一読ください。提出先は内閣総理大臣、財務大臣でございます。

以上です。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第11号、新聞の軽減税率に関する意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第9 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（磯部輝次君）

日程第9、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りいたします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

それでは、第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に上程させていただきました報告第4号、専決処分事項の報告についてを初め18議案につきましては、いずれも議会におきまして慎重審議を重ねていただき、全議案お認めいただきましたことを、まずもって御礼申し上げます。

本年も余すところ半月余りとなりましたが、議員の皆様方には、議会運営はもちろんのこと、本町のイベントや各種行事を進める中であらゆる場面におきまして御協力いただきまして大変ありがとうございました。おかげをもちまして、予定しておりました行事もほぼ消化することができ、一定の成果も上げることができたものと考えております。

来年も引き続き、御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

寒さの厳しい季節を迎えますが、議員の皆様におかれましては十分お体を御自愛いただき、よい年を迎えられますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

これにて平成25年第4回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時41分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年12月17日

美浜町議会

議長 磯 部 輝 次

議員 中 川 博 夫

議員 家 田 昇